

決して金貨單本位制を採るの目的を有せしものにあらざりき當時佛國は二十五億法の銀貨を有し内九億法は佛蘭西銀行の庫中に在りしを以て銀貨を廢止するか如きは實際に於て出來得へからざりしとなり然れとも一と十五半の法定比價を以て銀貨の自由造幣を繼續するとも亦事情の許さざりしものありしなり特に獨逸は當時千五百萬乃至千七百萬磅の銀貨を賣却せんとするの位地に在りしかは佛國に於て銀貨の自由造幣を續行すると能はざりしや自ら明白なりと

以上は列國委員の討論の要點なるか結局第六次會に於て座長は米國の提議に對する歐洲諸國(伊太利を除き)委員の綜合的答辭なるものを發表して閉會を宣告せり而して其要旨は實に左の如くなりき

歐洲列國の各委員は左の宣言を爲す

- 一、現今世界に於て金銀二種の金屬を貨幣として用ゆるとを繼續するは實に必要の事に屬す然れとも其一を擇み若くは同時に雙方を用ゆるは各國特殊の事情によりて決定せられざる可からず
- 二、銀貨の製造を制限するとも亦各國の判斷に任するの外あるへからず

三、本會議に於ける列國委員の討論は毫も金銀兩貨の間に法定比價を採用するの問題に觸接せざりき

第二回列國會議、第二回の會議は米佛二政府の發議に係り千八百八十一年四月巴里に開催せられ獨逸亦之に参加せり會議の目的は第一回の會議と略同一にして列國の合意を以て一定の比價を立て金銀兩本位貨幣を併用するの議を討究し案を具して之を列國政府に提起せんとするに在りき而して本會議に提出せられたる諸案は列國委員中より特に起草委員を設けて調製せしめしものにして其條項は左の如くなりき

- 一、輓近銀價の下落は果して商業及び一般の繁榮に有害なりしや
- 二、金銀の比價は果して變動の極めて小なるを尙ふや
- 三、輓近銀貨の下落は其生産額の増加に因るや將た法制の結果なるや
- 四、若し多數の邦國か一定の比價を立て無制限法貨として金銀二貨の自由造幣を爲すに一致するに於ては大に其價格の變動を防ぎ得へきや若し斯る結果を生し得へしとせば如何なる方法を探りて可なりや

然而本會議に於て列國委員の吐露せし説の重なるもの、要領を掲ぐれば次の如し

佛國の委員ツェルヌスキー(Cernuschi)氏の説、萬國兩本位制の實行は極めて有望なりと信す若し英獨二國にして加盟するに於ては其實行蓋し誠に容易なるへし英國は曩きに兩本位同盟に加入するとを拒絶せしか將來恐くは其意志を翻かへすの期あらん獨逸は巨大の損失を以てするに非ざるよりは其新幣制を改革すると能はずと宣言せしと雖も同國か銀貨を廢して金本位を採用せし際に破りし損毫九千六百萬馬克は萬國兩本位制にして實行せらるゝ曉に至らば同盟諸國は之を辨償するを躊躇せざるへし何とならば獨逸か金を採用せし時諸國は金一に對し十七若しは十八の比價を以て銀を同國より買ひたれば萬國兩本位制實行により銀の價騰貴し例へば一と十五半となれば其より生ずる利得を以て優に獨逸の被るへき損失を償ひ得へき道理なればなり

諾威の委員ブロック(Bloch)氏の説、兩本位制は常に實行し能はざるのみならず其實行は望ましきとに非ず蓋し歐米諸國に於て漸く銀を廢して金を用ゆるに至

りしは決して偶然の事にあらず實に文明進歩の當然の必要より來りし結果なりとす加之現今世界に於ける金の供給は決して小なりと謂ふ可からず優に文明國全體の需要に應ずるとを得へし然則兩本位制は決して好て採用すべきものにあらず寧ろ之を排斥するを得策とす

和蘭陀の委員ピイヤソン(Pierson)氏の説、現今羅匈貨幣同盟諸國獨逸並に和蘭陀等は所謂跛行本位制を採れり然れども是れ亦永久維持し得へきにあらず何とならば銀行の準備正貨は悉く均一の良貨幣たらざる可からず銀行券は正實にして人為的ならざる價格を保有する正貨幣を以て兌換せられんとを要すればなり由是觀之萬國兩本位制なるもの亦決して滿全なる制に非ざるや明白なりとす

英領印度の委員フオッセル(Honssell)氏の説、英獨二國にして兩本位採用を肯せざる以上は萬國兩本位制に就て論議するも殆ど徒勞に屬す惟ふに獨逸に於ては近來複本位論漸く盛なるに至りしと雖も同國政府は頑として傾耳せざるか如し英國の態度亦揣り知るべきなり印度の利益の如きは母國の利益と同視せられざるや明白なりとす

以上は萬國兩本位制の實行に關する賛否兩端の説の重なるものなりしか會議の形勢容易に論議の終結を告ぐべくもあらざりしかは西班牙の委員モイレー(Morley)氏は起て各國委員をして本會議に提出せられし議案を各其本國に通報し命を待つ機會を得せしめんか爲め五月十九日より六月末日まで閉會するの動機を提起したり而して此動議は採用せられて會議は一時中止し六月三十日再び開會せり

會議の再び開かるゝや米國の委員ソルマン(Surman)氏及び英國の委員フリマントル(Fremantle)氏は各言明若くは報告する所ありソルマン氏は獨逸及び英領印度委員の爲せし宣言に反對の意を言明して曰く獨逸及印度の委員の提起せし所は米佛二國にして銀貨の自由造幣を繼續するに於ては印度も亦之を製造すべく獨逸は或期間銀の賣却を停止すべしと云ふに在り合衆國は完全なる複本位制の實行に關する提議に對しては其如何なるものたるを問はず決して之を拒否するの意思なしと雖も如上の提議の如きは金銀市價の動搖毎に兩本位國に於ける金銀貨をして交々流出せしむるものなるか故に承認する能はざるなりとフリマント

ル氏は本會議に向て英蘭銀行よりの通信を送致せり其要は若し列國に於て金銀二貨の比價を法定し其造幣局をして何時にても相互の交換を決行せしむるの制を採るに於ては英蘭銀行は其特許の明文に従ひ其發行部の保有する金の四分一に相當する金額に對し銀を收受し之に對し兌換金券を發行すべしと云ふに在り

佛國及び米國の委員はエバロツ(Ebarts)氏を總代として左の宣言を朗讀せしめたり

- 一、 金に對する銀の價の下落若くは激變は商業及び一般の福祉に大害を與ふ故に金銀の比價を一定するは世界の商業に多大の利益を與ふべし
- 二、 有力なる列國間に金銀の比價を一定し無制限本位貨幣として金銀二貨の自由造幣を許すべき複本位條約を結ぶに於ては以て金銀二貨の比價の動搖を避けしめ商業の利益並に其必要に適應せしむるを得べし
- 三、 若し列國中或國に現今行はれ若くは近年まで行はれし金銀の法定比價にして適切なるものあらは之を維持するも可なりと雖も蓋し一と十五半の比價

は最も恰好の比價にして現行幣制を攪亂するの憂少なく克く其目的を達し得べきものと認む

四、英佛獨米及び此四國の聯合により保證せらるべき他の諸國の間に同盟條約締結せらるゝに於ては以て世界の金銀比價を制するに足るべし

以上は六月三十日再會後に於ける言論の重なるものなりき而して本會議は座長マニヤン Maginn 氏(佛國大藏卿)の提出に係る左の決議案を可決して閉會を告げたり

列國委員の言論竝に諸政府の宣言に徴して考察する時は列國間に一種の合意を成立せしめ得へしと信し得べき理由の存するを認むと雖も本會は茲に之を閉會するを得策とす又現今貨幣の状態は列國中或者進んで大に活動せんとする者を生すべきを以て此際外交的折衝に機會を與ふるの理由存せざるにあらず故に本會議は千八百八十二年四月十二日まで之を閉會すべし

第三回列國會議、第二回の會議の決議によれば同會議は千八百八十二年四月十二日再會すべき筈なりしか終に其事なくして止めり第三回列國會議は北米合衆

國の發起に係り千八百九十二年十一月二十二日を以て白耳義國ブラッセル府に開かれ貨幣として銀の用を増加する方法を講ずるを以て其目的となし合衆國の委員アリソン(Senator Allison)氏より左の決議案を提出して列國委員の賛同を求めたり

本會議は列國の幣制中銀貨の用を増加せんか爲め或方策を案出するとは大に望まじきとなるを認む

而してアリソン氏は右議案に添付するに千八百八十一年の會議に提出せられしモリッツレプイ(Moritz Levy)氏の案セートピア(Soitber)氏の案竝に合衆國の案を以てせり合衆國の案とは萬國複本位を完全に實行せんとするものレプイ案とは列國各二十法以下の金貨竝に紙幣を悉く引上げ之に代るに銀貨を以てし以て銀の用を増加せんとするものにしてセートピア案とはレプイ案と略同一にして尙種々の技術的事項を包含するものなりき

本議會に入るや英國の委員ロスチャイルド(Rothschild)氏は銀の價格を維持し若くは之を騰貴せしむる方策として新一案を提起せり其要に曰く現今北米合衆國

政府は毎年五千四百萬の銀を購入しつゝあるか若し同國にして此購銀を繼續するに於ては歐洲列國は共同して五ヶ年以上標準銀一匁に付四十三片の相場を以て年々五百萬磅の銀塊を購入すへし然れとも若し銀の價四十三片以上に騰貴するときは一時購入を中止すへしと

右ロ氏の提案並に其他の諸案は結局十三人を以て組織せる特別委員に付託して調査せしむるとなりしか同委員は十二月二日を以て次の如く報告せり

特別調査委員のロスチャイルド案を審査するに當り先づ討究せしは第一銀の生産を制限し若くは之を律する方法ありや第二銀の將來の産出額は如何第三合衆國の購銀は如何なる趣意に基くものなるや第四英領印度の銀に對する將來の政策如何の四問題なりき而して同委員は右第一問に對しては其方法なしと斷定し第二問に對しては墨西哥及米國の委員より銀の産出は目下既に其頂點に達せりとの説を得第三問に對しては米國の委員カンノン(Cannon)氏より若し今列國會議に於て列強の贊同を得る能はずんは米國は終に其購銀を廢止すへしとの説を得第四問に對しては英領印度の委員モールスウォース(Sir G.

Molesworth) 氏より若し此會議に於て確乎たる決議を見る能はずんは英領印度は銀に對し其造幣局を閉鎖し金單本位制の採用を計畫すへしとの意見を得たり

右四問題を攻究したる後ロ氏案に就て審議せしに委員の或者は是れ人爲を以て自然の勢を阻止せんとするものにして到底其效を奏する能はさるのみならず之か爲め列國の忍はさるを得ざる犠牲は豫め其程度を知る可からすとの理由を以て之に反對せしか結局合衆國墨西哥及び英領印度は若し列國にして其購入すへき銀を悉く貨幣に製造して用ゆるに於てはロ氏の案を賛成すへきとを確かむるを得たり

此討議の後委員會は若しロ氏案採決せらるゝに於ては列國の購銀は共同的中央機關を設けて之を掌らしむへきや將た列國各自之を爲すへきやに就て議せしか未だ決議を見るに至らずして列國委員はロ氏案を各其代表せる政府に勸告すへきや否やの議起り之に就て採決せしに六票に對する七票を以て否決したり

ロ氏案否決の後委員會は更にモリツレプイ案に就て採決を試みしに同案は大多數を以て可決せられたり然るに英國の委員フリーマントル氏はレ氏案は之をロ氏案と結合せしむるか若くは列國委員の大多數を以て賛同せる他の案と結合せしむるに非ずんば氏は之を英國政府に勸告すると能はずと言明せり右特別調査委員の報告あるや佛國の委員チラード(Thirard)氏は當時佛國の狀態を説明せり其要に曰く現今佛國は世界列國中金銀貨何れに於ても其最多額を有するものなり是れ蓋し佛國に於ける財産及び生業の狀況より來る結果にして夫の産業の集中せる邦國に於けるか如く多く小切手を用ゆる能はざるに因らすんばあらず輓近佛國は銀の流入に堪へずして銀貨の製造を停止したり是れ實に正當の處置にして余は佛國が既に多額の銀貨を有するにも拘らず尙ほ之か自由造幣を繼續せざるを得ざる理由を發見すると能はざるなり現今佛國の有する銀の分量は實に他の歐洲列國の所有せる銀の總額に伯仲し佛蘭西銀行所藏の銀は列國の各中央銀行所藏の銀の總計に匹敵せり故に余は佛國は既に巨額の銀を有するを斷言して憚からざるなり去れば佛國は若し單本位制を採る列強にして銀貨

の自由造幣を盟約するに於ては敢て之に加盟するを辭せざるへきも其他の條件を以て盟約を爲さんとするに於ては之に應ずると能はざるへしと瑞典の委員フォーツセル氏は複本位反對の説を述べたり右終て西班牙の委員ドオスマ(De Osmá)氏は米國委員に向て米國委員は本會議の討論を列國の委員か其學說上の異同を投票によりて決する點まで追及するを欲するや否やを問ひしか米國委員アリソン氏は之を投票に問ふの意思を有せずと答へ且つ本會議は茲に閉會して未來の日に延期するを可とする旨を陳述せり是に於て以太利の委員レインジス男(Baron de Renzis)は本會議を中止し千八百九十三年五月三十日を以て再會せんとの動議を提起せしか直ちに可決せられ第三回列國會議は終に確乎たる議決を見ずして解散せり而して右約定の時日に至るも再會するとなかりき以上説述せし所は萬國複本位に關する前後三回の列國會議に於ける討議の大意なり即ち萬國複本位は終に列國の協同を得ると能はず之か實行の望は今や殆と杜絶せりと謂ふへし然るに之か主唱者たる北米合衆國は政治上の理由よりしてか將た經濟上の理由よりしてか第三回會議の後に於て尙ほ之を斷念すると能は

す千八百九十七年四月レカブリカン黨の大統領マツキンレー氏はコロラド州選出セネイト議員ウオルコット(Walcutt)イリノイ州選出同ステイブンソン(Stevenson)及ヒマサチユセツ州選出同ペイン(Paine)の三氏を歐洲に特派して之に關し列國に遊説を試ましめたり同特派員は先づ佛國の内閣總理メリン(Méline)氏の賛同を得次て英國に航しサリスベリイ内閣を説き終に佛米二國にして金一に付銀十五半の比例を以て銀貨の自由造幣を爲すに於ては同内閣は印度に向て銀貨の自由造幣を再興せんとを勸告し且つ英蘭銀行をして其特許の明文に基き其正貨準備の五分一に相當する金額を銀貨を以て貯へしむるとに努むへしとの約言を獲たりサリスベリイ内閣か其約を履て公然印度政府に向て銀貨の自由造幣の再興を謀るや同政府は嚴然其勸告を拒絶し又英蘭銀行か内閣の旨を奉せんとするの形迹を現すや倫敦手形交換所組合銀行は舉て之に對して絶對的反對の態度を採りしかは米國特派員は到底其使命を全ふする能はざるを悟りて歸國したりと云ふ

第三節 跛行本位制

跛行本位制(Limping Standard)とは現今佛蘭西其他羅匈同盟諸國及ヒ北米合衆國に於て實行せらるゝ幣制にして一定の法定比價を以て發行せる金銀二種の本位貨幣あり共に無限法貨として流通すと雖も其内一方(銀貨)の造幣を制限し其供給を制して名目貨幣たらしめ以て金銀市場比價の變動より來るへきグレシヤム氏法則の作用を避けんと計畫せるものを云ふ蓋し跛行本位の名稱は金銀二貨共に無限法貨として流通するの資格を有するに拘らず其一方を自由造幣とし他方を制限造幣とせるより起りしものなり

跛行本位制の何たるを明かにせんと欲せば先づ其如何にして發生せしやを究め次に其利害を考查するに如かず
前にも述べしか如く一國若くは少數の國々の間に金銀兩本位制を維持せんとするは理論に於ても實際に於ても到底許さざる所にして古來之を企圖して失敗せし實例に乏しからず去れば現今尙此制度を實行する國一もあらずとなく千八百七

十三年以降從來兩本位を實施せる邦國は何れも皆其幣制を革めて金貨單本位制に移るの方針を採るに至れり而して是等の邦國は何れも其國內に多額の銀貨を有し遽かに之を引上げて金貨に代ふると頗る困難を感せしかは過渡の時期一時の方便として本位銀貨の造幣を制限し若くは全く之を停止し大に其供給を減し同時に金貨の製造に努め金銀二貨幣をして相并て無限法貨として流通せしめんと之策に出たり是れ即ち跛行本位制なるもの、發生せし所以にして同制の下にありては眞個の基準貨幣は自由造幣による金貨にして銀貨は其實質の價に依らずして金貨に對する法定の割合により名目貨幣として流通するものとす即ち物價を定め外國爲換相場を立るは金貨にして市上銀價の變動は是等の關係に毫も影響を及ぼすことなく此制を採る國は實際上金貨單本位國と同様の地位に立つべきなり

然れとも既に國內に其實價を異にせる金銀二種の本位貨幣を並ひ行ふか如きは永久維持すべき完全なる制度にあらざるや明白にしてビヤソンの言へるか如く金銀混成の準備金を以て兌換金券を發行するか如きは理に於て許さざるの

みならず會々一國信用の基礎を薄弱ならしむるものなるか故に(前出跛行本位制は過渡時代一時の便法としての外庇護すへからざる制度なりとす去れば此制を實行する國々の或は汲々として銀貨の回収に努め或は萬國複本位制の實行を唱道するは決して偶然に非ざるなり

複本位制より跛行本位制に移り現今尙ほ之を持続する實例の最も顯著なるものを羅甸同盟諸國とす千八百七十三年獨逸帝國の新貨幣法制定せらるゝや本位銀貨廢止の方針に出でしかは大に金銀の市場比價に影響し爾來金に對する銀の下落滔々として停まず佛國始め其他の羅甸同盟諸國に於ける金銀の法定比價と益々軒輊し其結果是等諸國に流通せる金貨は續々國外に流出したり然るに是等諸國は當時既に金貨を以て商業上の需要に適せる貨幣なりと認め國內に之か潤澤なる供給を有するの利益なるを信せしかは此情況を見て憂慮措く能はず之に對する方策を求むるや切なりき去れと斷然複本位制を廢して金單本位制を採るか如きは容易の業にあらず之か爲め國庫の負擔を増加するか如きは到底事情の許さざるものありしを以て終に一時應急の策に出で千八百七十四年本位銀貨の

自由造幣を廢し繼て七十八年全く之か造幣を停止し其供給を制限して所謂跛行本位制を實行するに至れり爾來世界に於ける金の産出は九十年代に至るまで著しき増加を見ず諸國に於ける金の需要は日に月に加はり金價愈高く萬國復本位に關する前後三回の列國會議亦何等成案を供せざりしかは羅匈同盟諸國は終に其銀貨を處分するの機を得ず荏苒今日に至るまで此制を持續せり

北米合衆國に於ける跛行本位制の由來亦其揆を一にし千八百七十三年同國は本位銀貨の自由造幣を罷め千八百九十三年に至り全然之か製造を停止せり其間銀の價格を高めんか爲め或は購銀條例を制定し或は列國會議を發起して萬國復本位制の實行を企圖し銀貨の自由造幣を復活せんと計りしも終に其目的を達せざりき千九百年三月金貨本位法案を以て愈金貨を以て基準貨幣となすの宣言を爲せしと雖も鉅額の本位銀貨は今尙處分せらるゝに至らず依然無限法貨として流通しつゝあり

由是觀之跛行本位制なるものは偶然の事情より已むを得ざる結果として生ぜしものにて決して初より學理上完全なりと認めて畫策せられしものに非ざるや明

白なりとす然れとも同制は複本位制より金單本位制に移る過渡の方便として頗る適切にして實に方今英領印度比律賓諸島パナマ並に墨西哥等に行はるゝ金貨爲換本位制なるもの、軌範をなし且つ現今羅匈同盟諸國及び北米合衆國の依然墨守しつゝある所なるか故に理論上に於ても實際上に於ても亦一の緊要なる制度たるを失はざるなり今其利害得失の重なる點を列記すれば左の如し

先づ缺點より擧げんに同制は左の三缺點を有せり

- 一、本位銀貨の名目價格と其地金價格との懸隔大なるに至る時は幣制改革をして益困難ならしめ且つ本位銀貨の贋造を誘導するの虞あり、現今羅匈同盟諸國及び北米合衆國に行はるゝ跛行本位制は銀價下落の結果複本位制より轉化したるものにして本位銀貨の名目價格と地金價格との懸隔甚しく其地金價格は名目價格の二分一に及ばず此事實は佛國に於ける幣制改革を遷延せしめ又米國に於ける一弗銀貨の贋造を馴致せり千八百九十八年の計算に據れば若し佛國に於て當時國內に存在せし五法銀貨を改造して金一に對し銀三十五の比例に引直さんとせば約四億七千萬圓の補充費を投せざるを得ざりしと云ふ米國に於ける贋造

銀貨の或者は政府發行の眞貨幣に比し品位却て優等にして其多く流通せざるは唯眞貨幣の流通額大ならざるを以て露現の虞あるに基くと云ふ)

二、本位銀貨は其價格の割合に重量大に過ぎ文明國商業上の需要に適せず、(社會文明漸く進み經濟の進歩著き時は貨幣として重量の割合に價格の大なる金屬を尙ふに至るは自然の數なりとす此傾向は輓近先進國に於ける貨銀の騰貴及び富の増加によりて愈明白となれり然るに現今跛行本位制を採る羅甸同盟諸國及び北米合衆國に於ける本位銀貨は其實價の二倍以上を以て通用するにも拘らず其重量尙ほ甚大にして取扱上頗る不便なり是れ社會の需要に適せるものと謂ふを得ざるなり)

三、跛行本位制に於ける本位銀貨は彈力性を缺き其供給過大なるときは本位金貨を驅逐するの虞あり、跛行本位制に於ては銀貨の自由造幣を禁し其供給を制限して名目貨幣として流通せしむるか故に銀貨は市場の需要に應じて自然に伸縮する能はず國庫か人爲的に之を左右する場合の外其供給の増減を見る能はざるなり是れ貨幣として最も尙ふべき性質を缺くものとす而して其供給一朝大に

過くる時は金貨の用を奪ひ信用の基礎を弱め大害を社會に與ふる恐ありとす蓋し現今米佛二國か其所有に係る本位銀貨より多大の不利益を被りつゝあるは疑ふ可からざる事實にして其根源は其供給過多にして安全の疆界を超越せるに在り米國に於ける千八百九十三年の恐慌は實に銀貨の過剰か貨幣制度を攪亂せしに因せり當時大藏卿はシャーマン購銀條例により毎月四百五十萬オンスの銀塊を買入れ之に對して銀預券を發行し來りしか其供給は忽ち市場の需要に超過し漸次金貨を國外に驅逐し終に恐慌を馴致するに至れり

以上列記せし所は跛行本位制の缺點の重なるものなるか同制の利益亦是なきに非す而して其利益とする所二あり第一世界全般に及ぼす所の利益第二之を實行する邦國に與ふる所の利益是なり

一、跛行本位制の世界全般に及ぼす利益と云ふは其世界に於ける金の需要を融和し物價の暴落を防遏せしと是なり跛行本位制は千八百七十三年以來佛蘭西白耳義瑞西及び北米合衆國の幣制となれり而して現今世界に於て純然たる金單本位制を實行し若くは實際同制を採ると見做し得べき重要なる邦國は英獨露の三

國なりとす此七國は實に世界の富及び商業の大部分を占め經濟上世界を制するに足るを以て其幣制の世界に於ける貨幣材料に及ぼす影響の著大なるは論を要せざる所にして現に世界の金貨の五分四を占有し印度及び支那の保有せる部分を除きたる銀貨の殘部の六割を保有せり今千九百一年一月に於ける是等七國の保有せる金銀貨の分量を米國造幣局の調査に據り表示すれば左の如し

跛行本位國		
金貨	銀貨	
佛蘭西	八一〇、六〇〇、〇〇〇 _弗	四二一、二〇〇、〇〇〇 _弗
白耳義	一七、八〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	二四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇、〇〇〇
北米合衆國	一、一〇、八〇〇、〇〇〇	六五、五八〇、〇〇〇
合計	一、九六三、二〇〇、〇〇〇	一一二、二七〇、〇〇〇
金單本位國		
英吉利	五一、一〇〇、〇〇〇 _弗	一一六、八〇〇、〇〇〇 _弗
獨逸	七二、一〇〇、〇〇〇	二〇八、四〇〇、〇〇〇

露西亞	七二四、三〇〇、〇〇〇	一〇二、五〇〇、〇〇〇
合計	一、九五六、四〇〇、〇〇〇	四二七、七〇〇、〇〇〇

右の數字に據れば金本位國に於ても亦大に銀貨を使用せざるを得ざるか如しと雖も其金貨に對する割合は跛行本位國に於けるか如く大ならざるを見るなり即ち後者に於ける金銀二貨の分量は百と五十七強の比例なれとも前者に於ては僅に百と二十二弱の割合なり去れば若し複本位論者の主張するか如く金銀二貨の併用か所謂辨償作用なるものにより金銀の比價の動搖を融和するものなりとせば佛白瑞米四國に於ける跛行本位制の實行は即ち約七億弗の金の需要を節減し其價格の昂騰を防ぎ同時に銀の需要を増し其下落を防ぎ得たるものと謂はざるを得ずして世界諸國の物價の暴落を遏止したる効ありしや明白なりとす

三、跛行本位制の之を實行する邦國に與へし利益と云ふは其複本位を革めて金單本位制に移らんするに當り過渡の時期適切なる幣制を供し重大なる國庫の負擔を猶豫せし事是なり跛行本位制に於て本位銀貨の名目價格の甚しく其實價と軒輊せる事實は同制の缺點を爲すと同時に亦同制の利益を爲すものなり前にも

論せしか如く是れ佛國に於て其幣制を改革して金單本位制を採用するとを遷延せしめたる主因なりと雖も若し同國か斷然之を實行せりと假想せば之か爲めに生ずる國庫の損失と物價の變動とは果して如何なる影響を同國財政上及び經濟上に及ぼすへきや蓋し想像するに難からざるなり去れば跛行本位制は幾多の缺點を伴ふにも拘らず之を實行する邦國に與ふるに過渡の時期犠牲の最も小なる幣制を以てし以て復本位の害惡を避けしめたる效あるものと謂はざるを得ざるなり

第四節 金貨爲換本位制

金貨爲換本位制(The Gold Exchange Standard)とは近來銀單本位國が其幣制を改革して新に採用せし一種の制度にして政府は名目貨幣たる銀貨を發行し無限法貨として専ら之を國內に流通せしむと雖も同時に内外重要な市場に金を貯へ一定の率を以て銀貨と引換へ又銀貨に對して金貨爲換手形を賣出し金を納めて銀貨を請求する者には之を交付し以て國內に適切なる貨幣を供給すると同時に金を以

て價格の比準となし金貨國との貿易上金銀爲換相場の變動より生ずる不利益を除去せんと企圖せるものなり

輓近金銀比價の激變の金貨國と銀貨國との貿易の發達を阻害し金貨國より銀貨國への資本の輸入を妨げし事實は漸く諸國を警醒して之に對する救治策を講ずるの必要を感せしめたり是れ銀單本位國の其幣制を革めて金貨爲換本位制を實行するに至りし由來を爲すものにして英領印度は千八百九十三年を以て銀貨の自由造幣を廢止し爾來政府の勘定を以てのみ之を製造し其金に對する比價を一ルーピーに付英貨十六片と法定し金を國庫に致して銀貨を請求する者には之を交付し又一磅及半磅の英國金貨幣を國庫に對する總ての支拂に充用するを許し其比價を一磅に付十五ルーピーと定め九十八年には英國に於ける印度政府所屬の金に對して印度に於てルーピー紙幣を發行し得べき法律を制定し千九百二年に至り之を永久の制となし九十九年に至り終に英本國及び英領諸國の造幣局の發行に係る一磅及び半磅の金貨を一磅に付十五ルーピーの比例を以て印度に於ける無限法貨と爲し又印度及び倫敦に金貨資金を設備し之に對して爲換手形を

發行するの制を創め以て同制を實行し續て比律賓島の政府は米國政府に同制採用の許可を交渉し千九百二年を以て之を實施し墨西哥政府は又千九百三年中支那政府と協同して米國政府に委嘱するに金銀爲換の變動を防遏すへき方策を案出せんとを以てせしに米國政府は之を快諾し國際爲換調査委員(Commission on International Exchange)を任命し案を供せしむ墨西哥政府は同委員の提案を容れ千九百五年五月を以て終に金貨爲換本位制を實行せり其他パナマ共和國は千九百四年中米國と協商して同制を採用し英佛所領東洋殖民地も亦久しからずして同制を實施せんと企つるものゝ如し

金貨爲換本位制の真相を明かにせんには同制と其母制たる跛行本位制とを比較し二者の異同を對照するを便とす

金貨爲換本位制は其範を羅匈同盟國及び北米合衆國に實行せらるゝ跛行本位制に採りしものにして其趣旨に至ては彼此間毫も差異あるとなし即ち金の一定量を以て價格の單位とし金銀間に一定の法定比價を立て銀貨を發行し無限法貨として之を流通せしむと雖も其自由造幣を許さず其供給を制して名目貨幣として

通用せしむるものにして金を標準として物價を定め實際上金單本位制を採ると同一の地位を得んとするものなり去れば金貨爲換本位制は跛行本位制の一種に他ならずして之を別論するか如きは論理上非難を免れざる所なり然れども事實に於ては二者間に劃然たる區別存するを以て之を別論するは却て説明を明瞭ならしむる利益あり金貨爲換本位制と跛行本位制との間に於ける事實上の差異は次の三點なり

一、跛行本位制は羅匈同盟國及び北米合衆國の如く従前金銀兩本位前を實行せし國に於て採用する所なれども金貨爲換本位制は英領印度比律賓パナマ墨西哥等銀單本位制を採れる國の行ふ所なり換言すれば兩本位制より變遷せしものは跛行本位制と稱せらるれども銀單本位制を革めて新に採用せしものは金貨爲換本位制と云ふなり

二、跛行本位制にありては金銀二種の本位貨幣存在し相竝て流通すと雖も金貨爲換本位制にありては流通貨幣は主として銀貨にして必ずしも本位金貨の發行を必要とせず只金の一定の分量を取り價格の單位を定め金に對して銀貨の交換

比例を法定し其法定比價に準據して銀貨を引換へ又外國に宛てたる金貨爲換を支拂ひ得へき金の準備あれば足れり

三、跛行本位制も金貨爲換本位制も共に輓近銀價下落の結果として起りしものなれとも前者は兩本位國に於てグレシヤム氏法則の爲め金貨の驅逐せらるゝに耐へず金貨單本位制に移る過渡の手段として已むを得ず採用せられし制なるに反し後者は銀貨を以て適切なる貨幣とし銀貨單本位制を採れる未開國に於て金貨國との貿易上の不利を避けんか爲め實行せらるゝに至りし制にして多くは確實なる學理を基礎として新たに案出せられたるものなり(但し英領印度に於ける金貨爲換本位制は已むを得ずして實行せられし形跡を有し金銀の法定比價大に市場比價と懸隔せり)

以上は跛行本位制と金貨爲換本位制との差異の重なる點なり讀者は之により略金貨爲換本位制の何たるを解得せしならん今や更に進んで同制實行に必要な條件を列擧し尙ほ同制の利益を叙述して一層同制の趣旨を明かにすへし金貨爲換本位制實行上缺く可からざる要件三あり左の如し

一、金貨爲換本位制にありては金に對して銀貨の比價を法定するを要す而して其比例は小に失せず大に過ぎざるを可とす何とならば其比價甚しく市場比價と隔離するときは銀貨の價造を誘致するの弊あり又市場比價と接近する時は銀價の小騰により銀貨は流通市場を去り貨幣の缺乏を來す恐あればなり現今印度に於ては金銀法定比價を一と二十四とし比律賓パナマ墨西哥に於ては一と三十二の比例を採れるが其適否は實際問題として講究の價値あるものと謂ふへし

二、政府は市場の需要に應じて銀貨の供給を伸縮し適度を保たしむるを要す而して此目的を達するの最良策は國庫に於て自由に金銀の引換に應ずるに在り即ち金塊を送致して銀貨を請求する者には法定比價に準じて銀貨を與へ銀貨を出して金を請求する者には同じく法定比價に準じて金を交付するなり然れとも金の請求は多くは外國に於て其用を有する場合に起るものなるか故に政府は豫め外國に於ける重要な場所に金を貯へ置き之に對して金貨爲換手形を發行して其請求に應ずるを便とす是れ比律賓及び墨西哥の實際行ふ所にして此二國は共に其爲換資金を紐育市に備へ代理者を置き爲換の支拂を爲さしめ又金貨を出し

て本國拂銀貨爲換を購入せんとする者あらは其需に應じて手形を振出し賣却せしめ以て資金を補充しつゝあり

三、銀貨に對して金を交付し若くは金貨爲換手形を賣りたる時は其收受せる銀貨は深く之を蓄藏して金を出し銀を請求する者又は外國の代理者の振出せる銀貨爲換の支拂を要求する者の出るまで再ひ之を發行せざるを要す是れ市場銀貨の過多を矯正するに必要な手段にして若し之を行はざるに於ては金の請求絶へす起り終には其資金を涸渴せしめ金貨爲換本位制を根底より壞覆するの虞なしとせざるなり

金貨爲換本位制は如上の要件を履行して始めて之を實施し得べきなり而して同制は克く其政策を誤らすんは左の效果を奏するを得へし

一、金貨爲換本位制は貧弱國若くは未開國に取り適切なる幣制を供す、人民の收入大ならず生計の程度高からざる邦國に於ては流通貨幣として高貴なる金屬を用ゆると能はざるなり然れども金貨本位制を採る先進諸國と交通貿易を爲すに當り異なりたる幣制を採るの不利益なるは論を要せざる所なるを以て金貨爲

換本位を實行し金本位の實を擧ると同時に國內流通用として専ら銀貨を使用するは蓋し最も得策なるへし加之ならず名目貨幣として銀貨を使用するは世界に於て需要少なく供給に餘裕ある金屬を利用すると得且つ紙幣の使用と同しく大に資本を節約するとを得るか故に貧弱國及び未開國に取り最も利益ある手段なりと謂はざるを得ざるなり

二、金貨爲換本位制の實行は銀の用を増加し其價格を保持するの力あり、金銀の市價變動常なき時は甚しく銀單本位國の貿易の發達を阻害し銀單本位國に於ける貨幣の需要隨て増加する能はずと雖も金貨爲換本位制實施せらるゝ時は貿易上の障礙除去せられ國際資本の移轉圓滑に行はるゝに至るへきを以て大に之を實行する國の經濟の進歩を促かし貨幣用としての銀の需要を喚起し其價格を騰貴せしむべきなり蓋し金貨爲換本位制の實行より來る銀の價格の騰貴は萬國複本位論者の唱ふるか如き架空のものにあらずして其結果確實なりとす何とならば萬國複本位制は列國間に金銀の比價を法定し自由造幣を以て金銀兩貨幣を發行し商業上の需要如何を顧みず之を並行せしめ以て人爲的に銀の需要を増加

し其市場價格を高め以て法定比價に一致せしめんと企つるものにして其目的を達し得へき否やは一の疑問に屬すと雖も金貨爲換本位制は大に其趨を異にし唯之を行ふ國に於て銀貨の供給を制限し貨幣として其價格を高めんとするに過ぎず而して克く其制を維持し得んには之を行ふ國は金銀市價の變動に關し毫も介意するを要せずして盛に銀貨を使用し加ふるに貿易の發達外資の輸入より來る國內經濟の進歩を以てし貨幣用としての銀の需要は自ら大に増加し其市價隨て昂騰すへきは必然の結果なればなり

三、金貨爲換本位制は複本位制の如く列國の協同を要せずして單獨に之を實行し得へし是れ之を行ふの必要ある國に取り最も便利なると謂はざるを得ず從來貨幣に關する列國會議の開催せられしは再三に止まらずと雖も未だ何等の成案を得るに至らず世人をして斯る問題に關する列國の協同の殆ど絶望なるを歎せしむ去れば金貨爲換本位制の列國の合意を要せずして遂行し得へきは銀單本位國に取りて無上の天寶なりと謂はざるを得ざるなり

第五節 金銀合成本位制及新複本位制

萬國複本位制の理論上及び實際上到底採用すへからざることを承認するも尙ほ貨幣として銀の用を大ならしむるを以て得策なりと信する學者數多あり而して彼等は其目的を達せんか爲めに種々の本位制度を案出して其實行を慫慂せり就中金銀合成本位制 Symmetallism 及び新複本位制 Neo-Bimetallism として知らるゝものは其重要なるものなり

第一、金銀合成本位制 此制度は金の一定量と銀の一定量とより成る合成的貨幣を製造し若くは金の一定量及銀の一定量に對して兌換券を發行して流通せしめんとするものにして其複本位制と異なる所は同制にありては金若くは銀孰れか人民の擇む所に任せて使用せしめんとするものなれとも金銀合成本位制にありては必ず金及び銀雙方を併用せしめんとするに在り此制度は期せずして種々の方面より提起せられしか就中學者によりて最も重視せられしはマーシナル教授の提案にして (Evidence before the Gold and Silver Commission, 1888) 氏は金銀比價を法

定し其法定比價に準據せる金の一定量と銀の一定量との合計に對し價格の單位を定め以て兌換券を發行し兌換券の發行を請求する者あらは其請求額に對して必ず所定の金及び銀を納付せしめ兌換券の兌換を請求する者あらは又た必ず所定の金及び銀を交付して以て此二金屬を併用せんとを主唱したり今金銀合成本位制の本質を一層明瞭ならしめんか爲め左に同制と複本位制との優劣を比較せん以前者の後者に勝る點三あり

- 一、金銀合成本位制は複本位制の如く其採用及び金銀比價の法定に付列國の協同を要するとなく何れの邦國と雖も單獨に之を決行し得へし
 - 二、金銀合成本位制は之を實施する國の政府の權力を以て之を左右し充分に所期の効果を收め得へきも複本位制にありては列國政府の忠實なる協同的行動によるに非ずんは其實績を擧ぐると難し
 - 三、複本位制は銀の供給過多なる時は忽ち破壊せらるゝの恐あれとも金銀合成本位制は其患尠なし隨て複本位制に比し一層耐久的性質を具有す
- 次に金銀合成本位制の複本位制に劣る所は左の二點なり

- 一、複本位制は既に一國若くは數國の間に實施せられし制度にして且つ久しく問題となり居りしを以て世人之に親炙すと雖も金銀合成本位制は新に提起せられしものにして世上未だ其何たるを知らざる者多し隨て之を實施せんとするに當りては先づ其趣旨を教示せざるを得ざるの不便あり
 - 二、金銀合成本位制の下に於ては物價の動搖は複本位制の下に於けるよりも其程度一層大なるへし何とならば合成本位にありては金銀の市場比價變動するも金及び銀を併用せざるを得ざる結果として二金屬間の辨償作用は複本位の場合の如く著しく其働きをなすと能はされはなり
- 以上は金銀合成本位制と複本位制との優劣なるか金銀合成本位制も亦複本位制と同じく之を實施して果して成效し得へきや否やは大に疑問なり而して其疑問たる理由は左の如し
- 一、金銀合成本位制を主唱する者は同制は克く複本位制に付帶せる危險を攘剔し其利益を收むるものなりと稱すれとも元來複本位の利益なるものは一の疑問にして之か實行を保證するに足らざるなり

二、金銀合成本位制の實行は政府權力濫用の端緒を開く虞あり
 三、金銀合成本位制は一國單獨に之を實行し得へしとするも列國悉く同一の金銀比價を法定して之を實行するに非ずんば會々爲換相場の變動を惹起し國際債務の履行上錯亂を來し貿易の發達を阻碍し資本の移轉を妨くへきのみ而して這般の如き弊害は其所期の利益を以て到底之を償ふと能はざるへし
 第二、新複本位制 金銀合成本位制に比し一層適理にして且つ實際的なる提案之を新複本位制とす此制度は複本位制に於ける金銀の法定比價を永久不動となす代りに市場比價の變動に應じて隨時之を變更するものにして其最も適切なるものは兌換券を發行して所持人の望みに任せ金にても銀にても自由に兌換に應し以て複本位の作用を妨くるとなくして兌換券の利益を收めんとするに在り
 今此制度を批評せんに此制度は常に複本位制と等しく一定の法定比價を以てする金銀二貨の自由造幣に附帶せる不利益を避くると能はざるのみならず之を實施すへき諸國の幣制に對し更に不確實にして變動極りなき分子を導くものにして到底其効果を奏せしむる能はざるの缺點を有せり蓋し此制を實行して充分に

其目的を達せんとせば政府は絶へず物價の趨勢を注視し其影響を豫想して機を逸せず迅速に適當の處置を施し苟も過誤なからんとを要す是れ政府の克くし能ふ所ならんや加之ならず此制度は複本位制と同じく列國の共同的働作を要するや勿論なれば既に簡單なる複本位制の實行すら望なきに絶へず金銀法定比價の變更を必要條件とせる此複雑なる制度の到底實行し得へからざるや自ら明かなりとす

本章參考書

- Darwin, Bimetallism.
 Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. XII.
 Nicholson, Money and Monetary Problems, Pt. I, ch. VIII. Essays 1. 8. 9.
 Walker, International Bimetallism
 White, Money and Banking, ch. VII.
 Barbour, The Theory of Bimetallism
 Laughlin, History of Bimetallism in the United States.
 Willis, History of the Latin Monetary Union.
 Cernuschi, La Monnaie Bimetallique.
 Lavoley, La Monnaie et le Bimetallisme International.
 Boissevain, Le Probleme monétaire et sa Solution.

- Ditto, Zur Währungsfrage.
Prager, Das neue Fisklo der internationalen Doppelwährung.
Lexis, Doppelwährung (Handwörterbuch.)
The International Monetary Conference of 1878: Proceedings and Exhibits. (Washington.)
The International Monetary Conference of 1881: Journal and Exhibits (Cincinnati.)
Conférence monétaire internationale, 1892: Procès—Verbaux (Paris.)
La Conférence monétaire de Bruxelles (Paris.)
Kinley, Money, ch. XIV.
Conant, Principles of Money and Banking, Vol. I, Bk. II, chs. II—VII.
Edgeworth, Thoughts on Monetary Reform (The Economic Journal, 1895.)
堀江麟一氏 最新貨幣論 第四章 第五章

第十五章 理想的支拂の標準

第一節 理想的標準の趣旨——第二節 貨物本位——第三節 勞力本位——第四節 效用本位——第五節 支拂の標準としての金屬貨幣本位——參考書

第一節 理想的標準の趣旨

吾輩は本編第四章に於て最も公平なる支拂の標準は永時に亘り毫も價格の變動せざるものにして貴金屬貨幣は諸貨物中其價格の變動比較的に最も少なきか故に支拂の標準として最も適切なりと論せり前章叙説せし複本位に關する提議亦貨幣價格の變動を小ならしむるを以て主たる目的とせるものなり然れども是れ貨物貨幣 Commodity money を支拂の標準として使用し其或一定額を以てせる貸借を決済するに同額の支拂を以てせば完全なる債務の履行なりと認むる現今の慣行を是認したる場合に於ける論にして本章に研究する所の理想的支拂の標準と同視すへきに非るなり

貨幣として用ゆる貨物の價格をして永時に亘り變動せしめざらんとを目的とせる本位問題に比し其趣旨一層深邃にして貸借の關係上分配の衡平を得んとを期

するもの之を理想的支拂の標準に關する問題とす抑々文明の進歩經濟の發達は社會の生産に係る貨物の分量を増殖すると同時に大に其獲得に要する犠牲を減少するものとす而して貸借取引の當事者たる者は文明進歩の結果として生ずる所謂社會的餘剰の公平なる分配を享くるを當然とするを以て支拂の標準たるものは其價格常に騰貴の傾向を有し所謂社會的餘剰を當事者間に公平に分配するに足るものたるを要す然るに現今實際社會に於て唯一の支拂標準として普く使用する貴金屬貨幣は其供給と需要との關係甚だ不規則なるよりして其價格の趨勢社會的餘剰の發生に隨伴すると能はず到底支拂の標準として衡平を保持するに足らず隨て其或定額を以て取結ひたる貸借の決濟を同額の支拂を以てするの慣行は理論上許容すべき制にあらざるなり或者曰く吾人は實際に於て理想的公平の標準を得ると能はざるか故に諸貨物中價格の變動の比較的最も少なき貴金屬を以て満足せざる可からず法律亦之を認めざるを得ざるは蓋し止むを得ざるに出でしものにして其永時に亘る貸借を決濟せしむるに當り其契約當初に於ける金額と同一の金額を以てすへしと命するは貸借當事者たる者は常に支拂手段

として使用する財貨の價格の變動を豫測して契約條件を定むへしと推想するに因るものなりと然りと雖も是れ明かに法制の不完全を表白するものに他ならずして若し他に貸借の衝平を得べき方法あるに於ては這般の如き制度の支持すべからざるや勿論なりとす是れ理想的標準問題の提起せられし所以にして同問題の學問上重視せらるゝ理由亦實に此處に存せり

理想的支拂の標準は貸借當事者間に所謂社會的餘剰を公平に分配するを以て其目的となすものなること上述せしか如し然るに説を爲す者あり曰く貨幣價格の變動より生ずる貸借の損益は社會的變化の結果にして個人的勤勞の果實に非ず其性質一種の非勞的殖耗 *Earned increment or decrement* なるか故に當然社會全般の所得若くは損失に歸すべきものにして個人たる貸借當事者の占有若くは負擔に委すべきものにあらすと此説は一應適理にして支持し得べきか如し然れども社會をして個人の貸借上に起る損得を引受けしむるか如きは所謂言ふべくして實際行ひ得べきとにあらざるを奈何せん加之ならず現今の社會組織に於て私有財産の制を維持し契約の自由を認むる以上は契約當事者たる個人をして直接に

斯る損益を負擔せしむるは最も能く一般の福祉を増進せしむる所以なるを以て之を社會に歸するか如きは策の得たるものに非ざるなり既に契約の當事者たる個人をして右損益を分擔せしむへしとせば其衡平は如何にして之を完ふし得へさや是れ當然起らざるを得ざる問題にして本章各節に論せんとする各種の理想的支拂標準は何れも皆此問題を解決せんか爲めに提起せられしものなり

第二節 貨物本位

貨物本位 The Commodity Standard とは貨物を以て支拂の標準たらしめんとするものにして貸借契約締結の當時其貸借金額を以て購買し得たる貨物と同様の貨物を購買し得へき金額を返濟するを以て公平の方法なりと認むるものなり此種類に屬する提案二あり物價指數本位及穀物本位即是なり

第一、物價指數本位 The Tabular or Multiple Standard 物價指數本位とは貸借を決濟するに當り最も公平なる辨濟法は當初の契約金額と同一の購買力即ち同一量の綜合的貨物を購買し得へき力を有する貨幣を以てするに在りとの論據を有す

るものにして政府に於て定期例へは毎週若くは毎月完全なる物價指數表 Index numbers of prices を調製して之を公布し之を標準として貸借を決濟せしめんとするものなり例へは千九百年度に甲か乙に壹萬圓の貨幣を貸し滿十箇年の後物價指數本位の命する所に從ひ返濟すへき契約を結ひたりとせんに千九百十年に於ける指數千九百年に於ける指數に比し一割の騰貴を示せりとせば乙は返濟期に至り甲に對して元金として一萬一千圓を支拂へは可なかるか如し

此本位を主張する論者は其公平なる支拂標準を供するものなりとの効用に附加するに其實行の容易なるを以てし盛に其利益を鼓吹せり

一、物價指數本位制は之を實行するも支拂の具として依然貨幣を用ひざるを得ざるか故に貨幣の廢棄を要せざるのみならず之と並行し得へきものなり

二、物價指數本位制は之を制定するも所謂任意法として實施するを妨げず隨て契約上之に據ると否とは各人の自由となすを得へし

三、物價指數本位制は複本位制の如く列國の同盟を要せず一國單獨に之を實行するを得へし

以上は物價指數本位制の趣旨及び其利益として唱道せらるゝ要點なり果して同制は論者の言ふか如く公平なる支拂標準たるを得べく且つ其實行容易なるものなりや

吾輩の見を以てすれば物價指數本位制は一の誤まれる觀念を以て其前提とし而かも殆ど不可能の事業に倚頼するものにして決して公平なる支拂標準たるを得ざる而已ならず假りに公平なる支拂標準たるを得へしとするも之か適用上幾多の困難を生し到底實用に堪へざるものなり請ふ左に其然る所以を論述せん

一、貨幣の購買力即ち貨物の分量を以て公平なる支拂の標準となすは正當なる觀念にあらず 抑々文明の進歩は貨物の分量を増加すると同時に之か獲得に要する犠牲を減するものとす而して文明の利益に浴すべき者は其債權者たると債務者たるとを問はざるか故に眞個の公平なる支拂標準は常に文明の利益を貸借當事者間に等分するものたらざるを得ざるなり然るに物價指數本位制は貸借の決濟を爲すに中り其契約當初に於ける契約金額の貨幣の購買し得たりしと同量の貨物を購買し得べき貨幣の或分量を以て債務を辨濟せしめんとするものなる

か故に文明の利益を舉げて債務者に私するものと謂はざるを得ず是れ豈公平なる標準なりと謂ふを得んや

二、物價指數本位制は貸借上の不公平を醫正すると能はず 現今支拂の標準として普く使用せらるゝ貴金屬貨幣の公平なる標準たる能はざる所以のものは其價格の變動の有様か文明進歩の結果たる社會的餘剰の公平なる分配を妨ぐるを以てなり即ち貸借締結の時に於ける貨幣價格に比し其返濟當時の價格騰貴せん乎債務者は購買力の小なる貨幣を借りて購買力の大なる貨幣を返濟せざるを得ず之に反して返濟當時の價格下落せん乎債權者は購買力の大なる貨幣を貸して購買力の小なる貨幣を請取らざるを得ず幸にして其騰貴か文明の利益を公平に分配し得べき程度に止まるときは貴金屬貨幣は公平なる支拂の標準たるを得へしと雖も斯の如きは極めて稀に起る所にして多くの場合に於ては其騰貴或は大に過ぎ或は小に失し又或は全然反對の方向を取りて下落の趨勢を呈し其結果不公平の分配を演出し貸借當事者孰れか一方に私するを免れざるなり然るに物價指數本位制は此弊を矯めんか爲め提起せられしものなるか其實行の結果は上段

にも述べしか如く會々文明進歩の利益を擧げて債務者の聳断に委するに過ぎずして毫も之を醫正すると能はず即ち物價指數本位制の提議は不公平の標準に代るに不公平の標準を以てせるものと謂はざるを得ざるなり

三、物價指數本位制は物價の指數に附隨せる總ての技術的缺點を有せり、物價指數本位制は政府の調製に係る物價の指數を基本とするものなるか故に物價の指數調製に關する總ての技術上の困難は即ち大に同制の價值に關係を有するものとす蓋し支拂の標準として完全なる物價の指數は所掲貨物の種類及其各分量中數及び相場の種類等何れも其宜きを得たるものたらざる可からず而して斯る完全なる指數は到底之を調製し得へからざると既に第十二章第五節に述べしか如くなれば物價指數本位制は假し其前提觀念に於て誤謬なしとするも決して完備せる制度たるを得ざるなり

四、物價指數本位制は貨幣の用を省くと能はざるか故に計算上混雜を惹起す恐あり、價格の比準として貨幣を用ひざるに於ては物價の指數を調製すると能はざるか故に物價指數本位制は必ず貨幣と并用せられんとを要するものとす既に

二者を併用せん乎同時に二種の標準を生し或債務は物價指數本位に準據して決濟せられ或る債務は貨幣を標準として支拂はるゝに至るへきを以て頻繁なる取引を爲す場合の如きにあつては計算上往々混雜を惹起す恐なしとせざるなり隨て物價指數本位は世人の厭惡する所となり多く其用を見ると能はざるへし

五、加之ならず物價指數本位制は商業上の支拂の標準として其用を見ると尠なし、凡そ商業上の貸借は短期なるを例とす而して物價の變動より生ずる危険は永時に亘る貸借に於て特に感ずる所なるを以て商業上貸借の支拂標準としては貨幣を用ゆるも物價の指數を用ゆるも其結果に於て大差あるとなじ去れば商業上より云ふ時は特に物價指數本位制の要を認めざるなり

之を要するに物價指數本位制は其前提全く正鵠を失し其他幾多の缺點を有するを以て到底實行すると能はざるものなりジョセフ、ロー(一八二二)ポレット、スクロープ(一八三三)ジー、アール、ポーター(一八三八)の諸氏創て之を提起せしより多數の學者之に和し就中ジエボン、ス氏の如きは盛に其効を唱へしと雖も現今之を實行して貸借の衡平を得せしめんと説く者殆ど絶無なるに至りしは決して偶然に

非なるなり

第二、穀物本位 The Corn Standard 穀物本位は貨物本位の一種にして單に小麥を以て支拂の標準たらしめんとするものなり故に一に單一貨物本位 The Single Commodity Standard と云ふ

此本位は蓋しアダム・スミスの創むる所に係り價值の原因を勞力に歸せし學說即ち The Labour Theory of Value を以て其前提となすものにしてスミスは貴金屬貨幣の價格の變動を知らんには其一定量の購買し得る勞力の分量の増減によるを捷徑なりと信せしも實際之を調査すると能はざるを見て貨銀の變動を基として貨幣價格の變動を測定せず貨銀の代りに小麥の分量を以て其變動を測るの方法を採れり蓋しスミスの時代に於て小麥の一定量の購買し得へき一般下級労働者の勞力の分量は永時に亘り殆ど變化なかりしを以てなり

穀物本位は右述るか如く價值の勞力學說を以て其前提となすものなれとも實際に於ては小麥を以て支拂の標準となすものなるか故に一種の貨物本位たるを失はずして前段に論述せし物價指數本位と同一の根據を有するものと認むべきも

のとす去れば物價指數本位の根據に對する批評は直ちに以て此本位に對する批評となすを得へし加之ならず此本位の支持し得へからざる理由尙ほ一あり軌近交通の開發農業の進歩其他種々の原因は永時に亘り著しく小麥の價格に影響を與へ又氣候の狀況及び諸般の社會的事件は往々にして收穫の増減を來し年々甚しく小麥の價格を動搖せしむる事實は小麥をして支拂の標準として極めて不當なるものたらしむると是なり若夫れ此本位の前提とせる價值の學說の正否に就ては茲に喋々の辯を要せざるへし之を要するに穀物本位は單に小麥の相場を以て支拂の標準となすものにして物價指數本位に比し一層不完全なるものとす

第三節 勞力本位

勞力本位に二種あり第一單純なる勞力本位第二最終勞動犧牲本位是なり前者は社會主義を奉ずる者の主として唱道する所にして後者はコロンピヤ大學教授ジエー、ビー、クラーク氏の提起する所に係れり

第一、單純なる勞力本位 The Labour Standard 此本位はアダムスミスの唱へし貨物の價値は其生産に要せし勞力の分量によりて定まるとの學説を前提とするものにして之を小別して二種とす曰く勞働犧牲本位曰く勞働時間本位是なり以下各別に之を論述すへし

一、勞働犧牲本位 The Labour-cost Standard 此本位は一般下級勞働者の一日の勞働の犠牲は永時殆と異なるとなしとの推定より起り之を支拂の標準とせば衡平を得へしとせるものにして實にアダムスミスの提起せし所に係り社會主義者の多く主張する所なり

吾輩の見を以てすれば此本位は到底支持すへからざるものなり而して其理由は第一其前提の誤謬に陥れると第二其實行の不可能なるとの二點に存せり

抑々勞力本位の前提とせる價値の學説は經濟學說上容認すへからざる說にして生産上資本の存在を無視し又貨物の價値の單り其生産上の犠牲のみによりて定まるものに非ざることを忘却したるものなり前提既に誤れり隨て此本位の支持し得へからざるは自ら明かなりとす加之ならず日進月歩の資本的生産組織の下絶

へす其勞働の種類性質を變する勞働者の一日の勞働の犠牲は決して變化なしと認むへからざるなり

勞力本位の實行すへからざるは勞力其物の支拂の標準たるに適せざるに由れり蓋し勞力の物たる極めて不確定の性質を有し勞働者の年齢體格健康及び心的情況勞役の種類其他種々の事情により其犠牲及び效程決して一樣なる能はず又文明の進歩生産法の變遷に伴ひ勞役の種類苦痛並に成果に變化を來すへきや明白なり加之凡そ勞働者の就業は同種同級の勞働者のみにて單獨に爲さるゝと極めて稀にして多くの場合に於ては特種の技能を有する者と一般下級勞働者との共働によりて行はれ而かも特種の技能を有する者の中にも自ら優劣なきを得ざるを以て各種勞働者の勞働の犠牲及び成果は到底正確に測定し得へきものにあらず隨て其性質上物の標準たる能はざるものとす

二、勞働時間本位 The Labour-time Standard 此本位は一定時間の勞働の成果を以て支拂の標準たらしめんとするものにして凡そ勞力は貨物の價値の根源なるか故に其一定時間の成果は當さに公平なる支拂の標準たらしむ可からすとの説を根

據とするものなり(Karl Marx, Contribution to the Critique of Political Economy, p. 77.)

此本位亦前段論述せし勞力犠牲本位と同一の前提を有するを以て支持し得へからざるなり加之ならず種類を異にせる勞力は同一時間に同等の成果を生ずるものにあらすして其相互の比例は到底之を算定すると能はず又勞力の効程は文明の進歩に伴ひて絶へず變化し而かも其變化の程度は種類によりて異同あるを免れざるを以て同一時間の勞働の成果なるものは所謂社會的餘剰を貸借當事者間に公平に分配すへき標準たると能はざるなり

之を要するに單純なる勞力本位は其勞力犠牲本位たると勞働時間本位たるとを問はず誤謬なる學説を基礎とし且つ到底實行し得へからざるを提起するものなるか故に之に關して論議するは寧ろ無益の業なりと謂はざるを得ず

第二、最終勞力犠牲本位 The "Marginal Disutility of Labour" Standard. 貸借上其當事者間に衡平を得せしむへき辨濟法は如何との問題は近年米國の經濟學者間に盛に論究せられたりコロムビア大學教授ジェー・ビークラーク John Bates Clark 氏は理想的支拂の標準は文明の進歩より來る福利を債權者及び債務者間に等分せし

むるものなりとし所謂最終勞力犠牲本位なるものを主唱せり此本位はクラーク氏の價值及賃銀に關する學説に基きたるものなれば之を説明せんには先づ氏の價值の一斑を敘述するを要す氏の説に従へば凡そ貨物の價值は其最終の單位(疆界的單位)の社會に與ふる效用の測度にして其效用は素より主觀的に認識せらるゝものとす而して生産上貨物の最終の單位は所謂最終勞力の果實にして資本的生産の下に於て毫も資本の報償を含まざるものなるか故に貨物の價值は正に其最終單位の生産に於て社會の敢て行ふ所の最終勞働の犠牲によりて測られざるを得ざるなり (Yale Review, 1892, 1, p. 272; The Distribution of Wealth, ch. XXIV)

クラーク氏は上述の如き學説を基礎として其最終勞力犠牲本位を主張したり即ち文明の進歩は勞力の犠牲を輕減するか故に永期に亘る貸借の辨濟をして公平ならしめんと欲せば貸借締結の際に於ける一日の勞力の或一定の割合に相當する勞力の分量を購買し且つ其犠牲の一定の割合を表示すへき價格の單位を用ゐて貸借を行ひ之を以て支拂の標準と爲すにあり然る時は辨濟を爲すに中り其辨濟當時に於ける勞力の同一の割合に相當する勞力の分量を購買し且つ同一の割

合の犠牲を表示すべきものを以て支拂を決行するととなるを以て貸借期間文明の進歩より来る福利は貸借當事者間に等分せらるべきなり然而文明の進歩は勞力の犠牲を減すると同時に生産貨物の分量を増殖すべきを以て斯の如き標準を以て支拂はれたる債権は其發生當時に比し少數の勞働時間を購入すへしと雖も同時に一層多量の貨物を購入し得べきなり例へば貸借契約締結の際債権者か債務者に交付せし物件は一百單位の貨物又は一百時間の勞働を購買し得べき力を有せしも數十年後に於ける辨濟當時に於ては百十單位の貨物若くは九十時間の勞働を購買し得べきか如し

クラーク氏の最終勞力犠牲本位は其基く所頗る深遠にして其學問上の價值は上掲本位の比にあらずと雖も單純なる勞力本位と等しく到底把握すへからざる性質を有する勞力其物を以て標準となすものなるか故に所謂言ふへくして行ひ難しとの誹を免れざるなり蓋しクラーク氏自身亦此本位を以て實行し得べき者と認めず唯之を以て理想的標準なりとし金貨單本位の比較的公平なる標準たる所以を證明するの資料となせしのみ (Political Science Quarterly, vol. X - "The Gold Stand

ard of Currency in the Light of Recent Theory")

ラフリン氏は右缺點の外尙最終勞力を以て支拂の標準となすに付き疑義を挿んで曰く最終勞力犠牲本位の提議は單純なる勞力本位と等しく貨物の生産に資本及び勞力の二者の結合を要するとを無視したるものにして最終の勞力と雖も資本と結合して其働をなす以上は其生産物は單獨に勞力の結果なりと云ふを得ざるなり加之ならずクラーク氏の説は資本を一定不動と見做しての論なるか故に同一の論法により勞力を一定不動と見做すときは貨物の價值は最終の資本の犠牲によりて決せらるるとも云ふを得べき理なりクラーク氏か特に勞力の犠牲を撰擇せし理由那邊に存するや理解すると能はずと (Principles of Money, p. 64) 然れども右ラフリン氏の批評は資本的生産の下に於ても毫も利子を生ぜざる資本若くは毫も地代を生ぜざる土地クラーク氏は土地亦資本なりと論せり(に勞力の施さるゝとあるも毫も勞力の報償を生ぜざる生産には決して資本及び土地の報償を生ずるものにあらずとを看過したるものなり

第四節 效用本位

效用本位は之を小別して三種とす曰く疆界效用本位曰く總計效用本位曰く消費者餘剩本位是なり以下順次之を説述せん

第一、疆界效用本位 *The Marginal Utility Standard* 疆界效用本位はエル・エス・メリヤム L. S. Meriam 氏の提起せし所に係り (*Annals of American Academy of Social and Political Sciences*, Jan. 1893, p. 491) 貸借物件の價值を其疆界效用によりて測定し其と同一の價值を返濟するによりて貸借上の公平を得へしとするものなり
今此提議を検するに所謂疆界效用とは綜合的貨物(第十章第一節参照)の社會に對する疆界效用に非ずんは其貸借當事者に對する疆界效用たらざるを得ず而して若し社會に對するものならんには疆界效用は物價の平準による外他に之を指示すへき途なかるへきを以て此本位は毫も物價指數本位と異なる所なかるへし又同一の價值と云ふ時は同額の金額とも解し得ざるにあらず若し然らんには此本位は全然現今の貨幣本位と同一なりとす何れにせよ此本位は文明の進歩より

り生ずる利益を公平に配分すへき標準たるに足らざるや明かなり若又貸借當事者に對するものならんには此本位は沒理の最も甚しきものとす何とならば異なりたる人の主觀的測度を以て本位を定むるか如きは不可能の事たるのみならず人により又同一人にてても時を異にするにより甚しく同一貨物の疆界效用を異にすへければなり

第二、總計效用本位 *The Total Utility Standard* 此本位はイー・エー・ロックス E. A. Ross 氏かクラーク氏の最終勞力犠牲本位説に對抗して提起せし所にして其趣旨とする所は貸借の公平を得んか爲に採用すへき支拂の標準は勞力若くは貨物の分量を以て測定せられたる價值に非ずして貸借物件の客觀的效用即ち總計效用たらざる可からず而して總計效用を標準として爲す貸借の辨濟は同量の貸借物件の外尙ほ契約期間時の遷移に隨ひ自ら生ずへき其社會的價值の減少を償はんか爲めに其少量を附加するを以て之を實行し得へしと云ふにあり (*Annals of American Academy*, Nov. 1892, p. 49)

總計效用本位も亦其理論上支持すへからざると竝に其實行し難きこと前掲疆界

效用本位に遷らざるなり蓋し總計效用本位は辨濟上時の遷移に隨て起るべき貨物の價値の減少を償ふ爲めに其少量を附加する點に於て物價指數本位と稍其趣を異にすと雖も其文明の利益を擧て債務者の壟斷に委する點は全然物價指數本位と其徹を一にせり又其實行難と云ふは疆界效用本位に於けると同しく其標準とすべき效用の到底測度すへからざること竝に此本位に所謂附加すべき少量の貨物なるものの極めて漠然として不確定なるの二點に存せり之を要するに總計效用本位は把握すへからざるものを以て標準とし且つ其目的とせる貸借上の不公平を全く矯正すると能はざるか故に到底支持することを得ざるなり

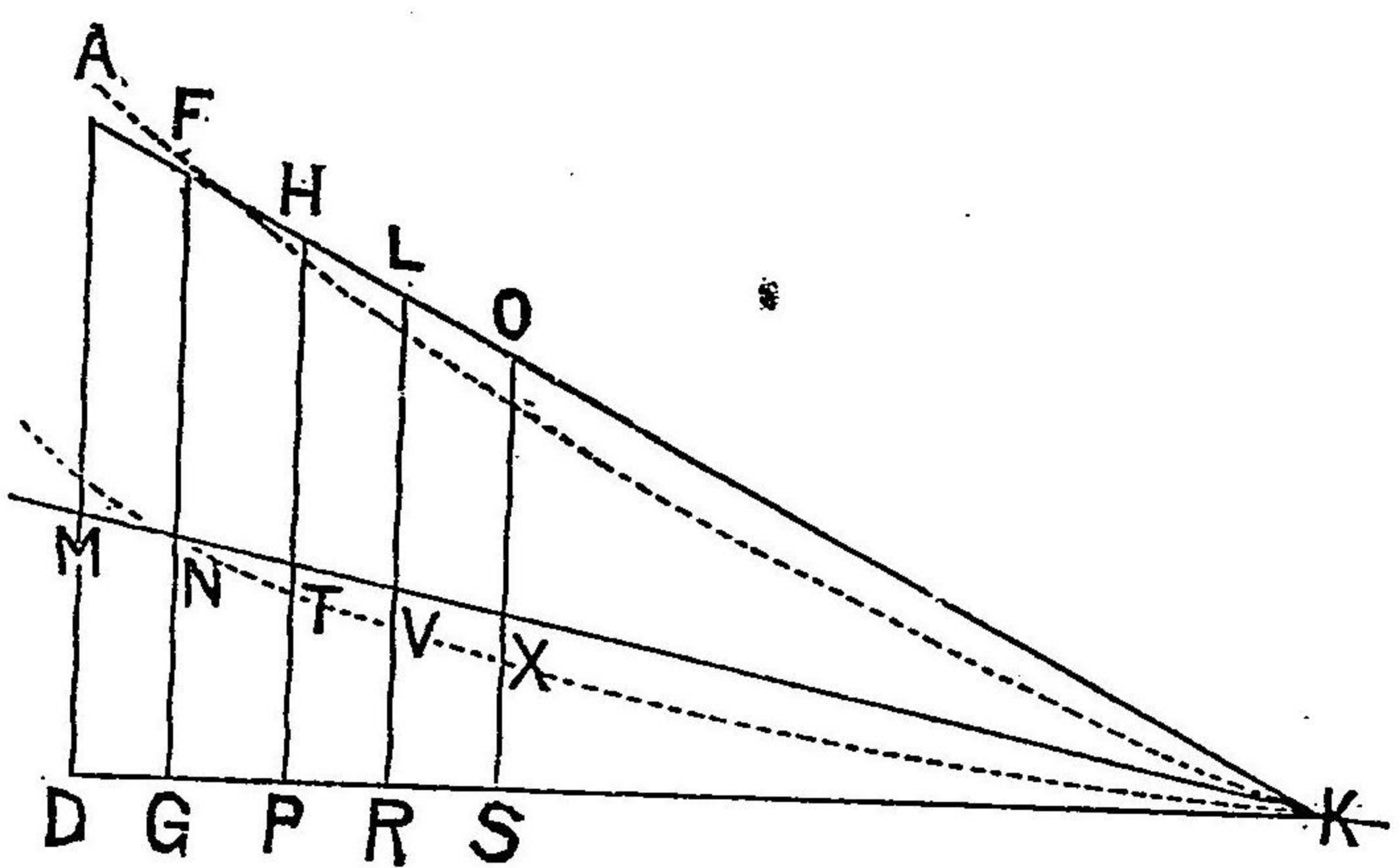
第三、消費者餘剰本位 *The Purchaser's Surplus Standard* 此本位は米國イリノイ州立大學教授デビット・キンレー *David Kinley* 氏の提起せし所に係り貨物(綜合的貨物)の購買者として各人の支出に對する犠牲と其購買する貨物より享くる效用との差の大小は社會に於て各人の經濟上の地位を定むるものなりとの觀念に基けるものにして貸借の公平なる辨濟法は其辨濟の爲め其當事者の契約當初に於ける比較的地位に變化を生せさらしむるに在りとせるものなり再言すれば凡そ貨物

の社會的價値なるものは一定すべきものなるを以て其代價として支拂ふ所の貨幣の額は人により差異あるとなしと雖も其同一金額に對する各人の犠牲は貧富の程度により自ら徑庭なきを得ざるを以て貨物の簡人的效用と犠牲との差は人によりて同等なる能はず隨て社會の各人は貨物の購買者として其經濟的地位を異にすへきや明かなり而して貸借の公平なる辨濟法は貸借期間當事者の身上に起り得へき其地位の變化に關係なく契約の當初に於ける其當事者の購買者としての比較的地位を其辨濟の爲めに毫も變化せしめざるに在りとせるものなり

キンレー氏は右の如き理論に基き消費者餘剰本位を以て理想的支拂標準なりとし物價の變動より生ずる貸借當事者の比較的地位の變化に應じて辨濟金額を伸縮すへしと主張せり即ち債權者の債務者に對する比較的地位下らば債務者は其割合を以て貨幣を多く支拂ひ之に反して其比較的地位上らば其比例を以て貨幣を少なく支拂ひ以て其變化を矯正すへしとせり然れども氏は其所謂比較的地位の變化は極めて微小にして且つ之を醫正すへき勢力存在するを以て實際に於ては貸借當初の元金と同一の金額を支拂ふときは概ね公平なるを得へしと信する

ものゝ如し而して其理由を説明すること下の如し曰く

凡そ物價の平準に變動を生ずるや各人の消費者餘剰の分量は爲に變化するを免れずと雖も之か爲め其購買者としての比較的地位に變化を來すことなかるへし何とならば各人の新舊餘剰の比は新舊物價平準の比と殆ど同等なればなり例へば貸借の當初各人の消費者としての比較的餘剰を上圖の如くA D, F G, H P等の直線を以て示すとせんにA Dの餘剰を有する者とH Pの餘剰を有する者との間に或る金額の貸借を行ひたりと假想す然るに返済の當時物價騰貴し各人の餘剰減してA M, F' N, H' T等となりたりとせばA D : H P :: A M : H' Tなるか



故に貸借元金と同一の金額を返済すれば其貸借當事者の比較的地位は貸借契約締結の當初に於けると毫も異なることなきか如し然れとも凡そ貨物の需要の有様を示す線(Demand curve)たるA K及びM Kの線は直線に非ずして點線を以て示せる如き曲線なるべきを以て理想的公平なる辨濟法は元金と同一の金額の返済に非ずして之に多少の増減を要するや明かなりとす然りと雖とも實際上斯る微細の差異は金利の下落貸借期限の短縮投機取引の物價に及ぼす影響等の爲め自ら消滅すへしと認め得べきを以て元金と同一の金額の返済は庶幾くは貸借上衡平を得るにちかゝらんと(Kinley, Money, pp. 287—291)

以上はキンレー氏所説の概要なり氏の説に従へば消費者餘剰本位を嚴正に實行せんと欲せば物價の變動より生ずる貸借當事者の比較的地位の變化に應じて返済金額を伸縮せんことを要するなり然れとも比較的地位なるものは如何にして之を測定し得べきや是れ言ふべくして行ふへからざることなるや論を俟たざる所なるを以て之を實行せんことは全く不可能のこと、謂はざるを得ず惟ふにキンレー氏の物價の變動は殆ど當事者の比較的地位を變せずとし貸借元金の返済

を以て公平に近しと斷せる所以のもの亦此缺點を自認すればなり
夫れ斯の如く消費者餘剰本位は嚴正に之を實行すると能はさるか故に貸借元金の返濟を意味せざるを得すとせば即是れ現行の貨幣本位と毫も異なるとなきなり隨て現行貨幣本位に對する批評は移して以て此本位の批評となすとを得へし之を要するに消費者餘剰本位はキンレー氏か從來提起せられし各種の支拂標準を以て何れも不可なりとし新に案出せし所なるか唯理想的支拂標準の問題に一新案を加へしに止まりクラーク氏の勞力犠牲本位と共に現行金貨本位の比較的良好的標準たるを説明するの資となせしのみにして未だ此問題の解決に對して一步たに進むること能はざりしなり

第五節 支拂の標準としての金屬貨幣本位

以上吾輩は理想的支拂の標準として從來提起せられし諸案の大要を叙述し且つ之を論評せり今や本節に移るに臨み先づ上述各提案の根據とせる所の相一致せざるとを指摘し以て本問題につき如何に學者の説の歸一せざるかを明かにせん

各提案の標準とする所種々あり曰く貨物曰く犠牲曰く效用曰く消費者餘剰等是なり若夫れ貸借期間文明の進歩著しく勞働の犠牲愈減し生産費愈小に貨物の分量愈増殖するに於ては同一貨物の返濟は起債當初に比して一層小なる勞力時間勞力の犠牲總計效用及疆界效用を意味し同一の勞力時間若くは犠牲を以て返濟せは一層多量の貨物と一層小なる效用とを意味し同一の總計效用を返濟せは一層多量の勞力と貨物と及び一層小なる疆界效用とを意味し而して消費者の比較的餘剰は場合により或は同一の比を保ち或は之を保たざることあるべきなり夫れ斯の如く同一の趣旨を有し而も同一の目的を達せんとする各種の提案にして其結果を異にせる以上は論理上左の如き判断を下し得べきなり即ち各種の提案中唯一を除き他は皆誤れるか然らずんば總ての提案皆悉く正鵠を逸せるか二者其一に居らずんばあらざるなり
以上論述せし所によりて之を見るに公平なる支拂標準は竟に之を覓むべからざるに似たり去れば貸借上の平衡は箇人間日常の取引に委し現制金屬貨幣本位の下に貸借條件の折衝協定を以て所謂社會的餘剰の分配を當事者間に決せしむる

の外なかるべき歟

惟ふに現行の金屬貨幣本位の下に於ても貸借上の衡平を得るとは全然不可能の事にあらざるか如し而して之を馴致せんとする事情は一にして足らずと雖も就中(一)現今債務者の多くは同時に債権者たると(二)債務は多く利益を目的として起さるゝと(三)産業上の進歩は企業家の債務の負擔を軽減すると(四)世の進歩と共に貸借期限の漸く短縮せんとする傾向を有すると(五)投機取引の物價の變動を小ならしむると及び(六)利率の協定か或程度まで貨幣價格の變動より生ずる損失を補填するに足ると等は其主要なるものとす以下順次是等事情の大要を説述せん

第一、現今債務者の多くは債権者たると、現今社會に於ける貸借中其最も重要なもの之を商業上の貸借とす蓋し現今の商業取引は信用を以て行ふと多し隨て之に従事する者は債務者たると同時に債権者たるを常とす去れば貴金屬貨幣を支拂の標準として取結ひたる貸借上其價格の變動の爲め貸借の當事者孰れかに利益を與へ若くは損失を被らしむるとあるも同一人にて其損益を享くると多きを以て彼是相補填し結局其當事者の福利に關係を及ぼすと尠なかるへし

第二、債務は多く利益を目的として起さるゝと、凡そ債務は消費の目的を以て起さるゝと尠なからすと雖も多くは利益の目的を以て起さるゝものとす商業上の債務の如きは皆悉く後者なりと謂ふも敢て過言にあらざるなり而して利益の目的を以て債務を負ふ者は貨幣價格の騰貴に對し豫め備ふる能力を有すると多きを以て假令之か爲め損失を被るとあるも其損失は唯彼等の利潤を減するの結果を生ずるに過ぎざるなり

第三、産業上の進歩は企業者の負擔を軽減すると、貨幣價格變動の方向は之を豫知すると難しと雖も之を概論すれば文明の進歩は貨物に對して貨幣の價格を騰貴せしむると同時に勞力に對して之を下落せしむる傾向を有するものとす是れジエー、ビー、クラーク氏の克く説明せし所なり(前出)去れば債務を負ふて事業を營む企業家は其生産物の下落により常に損失を被るとを免れざるべきなり然れども這般の如き損失は文明進歩の結果として生ずる勞力の效程の増進生産法の改良原料の下落等により大に軽減せられ又自己の生産物以外の貨物の購買者として企業家の受くる利益によりて補填せらるべきや明白なるを以て貨幣價格の

變動より來る企業家の損失なるものは決して大ならざるべきなり

第四、世の進歩と共に貸借期限の漸く短縮せんとする傾向があると、加之ならず貸借期限は世の進歩に隨ひ漸く短縮せんとする傾向を有するを以て貸借上債務者の負擔を變化すると愈々其程度を減し之を矯正するの必要愈々減少すべきなり是れ看過すべからざる事實にして特に商業上の貸借に於て之を認む

第五、投機取引の物價の變動に及ぼす影響、投機取引は永時に亘る物價の趨勢を左右する力を有せずと雖克く其變動の幅を狭小ならしむる效ある者とす著者の取引所投機論第四版第四章を見よ果して然らば投機取引も亦貨幣價格の變動より生すべき貸借上の不公平を矯正するの必要を減するものと謂はざるを得ざるなり然れども世上各種の貨物皆悉く投機取引の目的物たるを得ざるか故に投機取引の物價の平準に及ぼす影響に關しては之を過重視するの弊に陥らざらんとを要す

第六、貸借上利率の協定か或程度まで貨幣價格の變動より生すべき損失を補填するに足ると、貨幣の價格急激に變動するときは貸借上其當事者孰れか一方を

利し他方を害するの不公平を免れずと雖も其變動徐々として起り而かも其趨勢を豫知し得るに於ては貸借取引は自ら之に適應すべき利率を以て行はるべきを以て彼是相補填し其不公平を避け得べきなり例へば輓近の情況の如く金の産出年々増殖し其購買力漸く減すると殆ど明かなるときは貸主は金利を高め豫め自衛の策を講すべく又斯る場合に於ては商工業の振興に隨伴して金利自ら騰貴すへきを以て物價の趨勢に通せざる者と雖も知らず識らすの間に其貸金に對して高利を得以て損失を免れ得べきを以て貸借上の不公平は實際に於て左程甚しからざるを得べきか如し然れども金利の高下を以て精密に貨幣價格の變動に應ぜしむるか如きは到底期し難き所なるのみならず將來の趨勢に對する各人の意見決して歸一すると能はず又實際と背馳せる意見を抱き事を爲す者も尠なからざるべきを以て金利騰貴の程度は自ら貨幣價格下落の程度に及ぶ能はずして貸借上の不公平は竟に或程度まで實現せざるを得ざるへし

之を要するに現今文明社會に實行せらるる金屬貨幣本位は其價格の變動により貸借上に不公平を來すを免れずと雖も上掲の諸事情は大に其程度を輕減するを

以て未だ理想的本位として完全なる標準を發見し得ざる間は社會は現行の制度を以て甘せざるを得ざるへし而して金屬貨幣本位中金貨單本位は文明社會の制度として現今の時勢に最も適切なるものたると前章に論せしか如くなれば軌近諸國の競ふて之を實行するは蓋し洵に當を得たる措置なりと謂はざるを得ざるなり

本書參考書

- Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. XXV.
Nicholson, Money and Monetary Problems, 5th. ed., pp. 19-28.
Report of the Indianapolis Monetary Commission, 1898, Part I, §§19-41.
Karl Marx, Contribution to the Critique of Political Economy.
J. B. Clark, Ultimate Standard of Value (Yale Review, Nov. 1892.)
E. A. Ross, Standard of Deferred Payments (Annals of American Academy of Social and Political Sciences, Nov. 1892 and Nov. 1893.)
L. S. Merrim, Theory of Final Utility in its Relation to Money and the Standard of Deferred Payments (Annals of American Academy, Jan. 1893 and May 1894.)
F. Fetter, Total Utility Standard of Deferred Payments (Annals Amer. Acad., May 1895.)
Chart, The Gold Standard of Currency in the Light of Recent Theory (Political Science Quarterly, Sept., 1895.)
Langhlin, Principles of Money, ch. III.
Scott, Money and Banking, ch. III.

- C. M. Walsh, The Fundamental Problem in Monetary Science.
Kinley, Money, chs. XIII and XV.
Conant, Principles of Money and Banking, Book VI, ch. VII.
Knies, Das Geld, 396-431.

第十六章 不換紙幣

第一節 紙幣の種類——第二節 不換紙幣の性質——第三節 不換紙幣の價格——
第四節 不換紙幣の利害得失——第五節 不換紙幣の發行整理及び消却——第六節
歴史上顯著なる不換紙幣——本章參考書

第一節 紙幣の種類

吾輩は本篇第五章に於て貨幣とは金屬貨幣及び紙幣を總稱するものなりと論せり故に貨幣論に於ては單に金屬貨幣に關する事項を講述するを以て足れりとせず更に紙幣に關する攻究をなさんとを要す是れ本章竝に次章を設くる所以なり紙幣は之を小別して三種となすとを得へし曰く金屬貨幣預證券曰く兌換紙幣若くは兌換券曰く不換紙幣即是なり(Seligman, Principles of Economics, Book IV. ch. 28, §188, pp. 453-454; Helfferich, Das Geld, s. 468-469; Kinley, Money, pp. 329-330.)
金屬貨幣預證券とは政府又は銀行か或金額の金屬貨幣を預りそれに對して流通上便宜なる金額を以て發行せる無記名式要求拂の預證券を云ふ現今北米合衆國

に行はるゝ金貨預券 Gold certificates 竝に銀貨預券 Silver certificates の如きは其實例にして何れも法貨たる資格を有せずと雖も他の紙幣と相並て汎く國內に流通せり是等の預證券にありては其發行者たる國庫は常に其預りたる金屬貨幣の全部を保有せんとを要し其金屬貨幣は之か引換に資する外一切他に使用するを得ず故に此種の紙幣は單に同額の正貨幣の代用を爲すに止まり毫も其用を節約すると能はずして其效用は唯正貨幣に比し取扱上輕便なる支拂方便を供すると同時に正貨幣の磨損喪失より生ずべき損失を除くことを得る而已
兌換紙幣若くは兌換券とは政府又は銀行か從來の紙幣を整理する爲め若くは支拂又は貸出に對して發行する無記名式證券にして政府發行の場合には兌換紙幣と云ひ銀行發行の場合には兌換銀行券又は單に銀行券と稱し之を區別するとあり或は法貨たる資格を付與せらるゝあり或は然らざるあり其揆を一にせずと雖も何れも所持人の要求次第何時にても其表示せる所の金額を正貨幣即ち其國の本位貨幣を以て引換支拂ふべきことを明約するものなり故に其發行者は常に相當の兌換資金即ち正貨準備を貯へんとを要するものとす兌換紙幣は必ず要求次第

本位貨幣に引換られんとを要するか故に其引換即時に實行せられず若くは其引換の目的物か本位貨幣以外の物件例へは土地の如き)なるときは其紙幣は之を兌換紙幣と云ふを得ざるなり

政府發行の兌換紙幣は現今稀に見る所なれども獨逸帝國の國庫證券 Reichskassenscheine 及び北米合衆國の國庫證券 United States Treasury Notes は此類に屬せり前者は千八百七十四年四月三十目の法令に據り從來各聯邦に於て發行せし紙幣を銷却せんか爲め發行せられしものにして五馬克二十馬克及び五十馬克の三種あり何れも各金庫に對する支拂に用ゆへく又中央金庫に於ては其所持人の要求次第何時にても之に對して金貨を引換交付すへき義務を負へり然れども民間法貨たる資格を付與せず後者は千八百九十年の制定に係れるシャーマン購銀條例により購銀の代金として發行せられしものにして法貨たる資格を有し大藏卿の隨意を以て金若くは銀本位貨に兌換せらるへし(實際は金貨に引換へらるゝを例とするものゝ如し)然れとも其大部分既に回收せられ現今殆ど跡を市場に留めず不換紙幣とは發行者に於て所持人の要求次第本位貨幣と引換ふると約せざる

紙幣にして初より不換紙幣として政府によりて發行せらるゝとあり或は政府か其發行せる兌換紙幣若くは銀行の發行に係る兌換券を變更して不換紙幣となす場合あり其發生の事情を一にせずと雖も何れも法貨なる資格を付與して流通せしむるものとす蓋し兌換紙幣と不換紙幣の岐るゝ所は其要求次第本位貨幣と引換へらるゝや否やの點に存せり故に土地其他の貨物と引換へらるゝ紙幣若くは本位貨幣と引換へらるゝも其引換即時に實行せられざる紙幣は兌換紙幣にあらずして不換紙幣なりとす然れとも通例不換紙幣と云へは何物とも引換へらるゝとを明示せざる單純なる不換紙幣を指すものとす

紙幣の種類及び其各性質の概要上述の如し然れども上記三種の紙幣中第一種は金屬貨幣預證券は單に同類の金屬貨幣の代用を爲すに止まり其需要供給價格等一切の關係總て其代表する所の金屬貨幣に異ならず且つ其行使は唯金屬貨幣に比して輕便にして其磨損喪失より生ずる損失を防ぐに過ぎざるか故に特に之に關する攻究を要せざるなり隨て紙幣論中主として論すへきは兌換紙幣及び不換紙幣の二者なりとす

第二節 不換紙幣の性質

抑不換紙幣は既に久しく正貨幣を流通行使せし社會に於て政府か或原因より大に正貨を要するに當り之か獲得の方便に困み若くは其犠牲に堪へずして其代用として不得已之を使用するに至りしものにして其發行は戰亂恐慌其他非常の場合に見ると多しと雖も時としては亦平和的費用に充つる爲め若くは廉價にして多額なる交換の媒介を社會に供給せんか爲め之を見し例に乏しからず故に不換紙幣は歴史上正貨の使用に先ち若くは之か創始と其時代を等ぶするものに非ずして其始めて發行せらるゝに至りしは遂に後の時代に屬せり

不換紙幣は政府か初より不換紙幣として之を發行するとあり或は政府若くは銀行の發行せる兌換券を變して不換紙幣となすあり其揆を一にせずと雖も其發行の動機及び流通上の作用に至りては彼是寸毫の差異あるとなし佛國の「アツシニヤ」米國の「グリーンバックス」及び我維新政府の發行せる各種の紙幣の如きは初めより不換紙幣として發行せられしものにして千七百九十七年乃至千八百二十一

年に於ける英蘭銀行券及び明治九年以後に於ける我國立銀行紙幣の如きは銀行兌換券を變更して不換紙幣となせし實例なり

不換紙幣は貨幣として之を見るときは「リカード」の論せしか如く百パーセントの造幣料を課せしものに他ならずして實に正貨の品位量目の貶削を極端まで遂行せしものに過ぎざるも其發行者たる政府銀行券を引直して不換紙幣となす場合も亦政府か發行者の地位に立つもの（とす）と之を通用する人民との關係上より見るときは一種の無利息強制公債なりとす何とならば政府か不換紙幣を發行し國用を辨するや政府の債權者たる人民を強制して之を受領せしめ又法貨として汎く民間に通用せしめ嘗て之に利子を付するとなく他日財政に餘裕を生ずるを待て始て之か銷却を圖るものなればなり

凡そ貨幣は其種類の何たるを問はず其職分を盡さんには一般に嗜好せられ何人も之を受取らんと欲するものたらざる可からず是れ本篇第四章に詳述せし所なり去れば不換紙幣亦貨幣として普く流通せんには此資格を具備せんとを要するや論を俟たず然而して不換紙幣の此資格を有するに至るは貴金屬貨幣の如く

其材料たる物質の直接に吾人の慾望を充たし得るより來る結果にあらず又兌換券の如く何時にても本位貨幣に引換へらるゝより起るものにあらずして或は一層良好なる貨幣の缺乏より起り或は其發行者たる政府の權力より生すと雖も畢竟其發行額を制限して其價格を維持せしめ且つ將來償却の希望を確實にして以て信用を有せしむるに在りとす

不換紙幣は若し一般に受授せられ故障なく流通し得へきに於ては正貨と等しく價格の比準となり支拂の標準となり又交換の媒介たるを得へし而して價格の比準支拂の標準としては不換紙幣の資格は其正貨と並ひ行はるゝ場合と否とによりて差異あり前者にありては不換紙幣は全然基本貨たる正貨に準すへきを以て副的本位を爲すに過ぎすと雖も其發行額大にしてグレンヤム氏法則の作用により全然正貨を驅逐し去りたる曉には唯一の本位たる地位を占め單獨に其貨幣たる職分を盡すに至るへし又交換の媒介としては不換紙幣は何れの場合に於ても其取扱上輕便なる點に於て大に正貨に優る性質を具ふるものとす然れとも不換紙幣は人爲的に其供給を伸縮するに非ざるよりは世の需要に應じて増減すへき

所謂通貨の弾力性なるものを缺き且つ濫發せらるゝ危險を附帶せるを以て決して良好の貨幣たるを得ざるなり若夫れ不換紙幣の價格及び利害損失に關しては請ふ次節以下に詳論せん

第三節 不換紙幣の價格

凡そ紙幣は其種類の何たるを問はず貨幣として充分に其職分を盡さんには其正貨代用力に瑕玷なきを要す而して不換紙幣は國家か法律を以て之を公私の支拂に強行し同時に民間通貨の需要を計り其流通額を制限し以て價格下落の憂なからしめ充分に人民の信用を得せしむるによりて其代用力完きを得るものとす是以て乎不換紙幣の價格は三個の條件により維持せらるるを認む第一法貨たる第二其額通貨の需要に超過せざると第三信用十分にして人民好て之を授受するとは是なり然り而して是等の條件は發行者の地位鞏固にして疑ひなく其發行額制限せられて濫發せられず而も將來償却の希望確實なるによりて始て充たさるものとす

不換紙幣の價格の維持に就ては從來學者間三個の異説行はれしものゝ如し第一は純然たる法貨説にして政府は法律を以て不換紙幣の價格を維持する力ありとせるもの第二は獨占價格説にして政府は不換紙幣の發行を獨占し法力を以て其流通を強行すと雖も不換紙幣の價格は元來一種の獨占價格なるか故に其發行者の方針にして其流通額を民間通貨の需要額の範圍内に止むる時は克く其價格を維持し得へきも若しも其需要に超過する時は其價格の下落を免れすとせるもの (Fetter, Principles of Economics, Pt. III, ch 46, § III.) 第三は實在價值説にして不換紙幣は元來毫も價格を有するものにあらず其或價格を以て流通する所以のものは普通の有價證券と同じく其發行者か他日必ず之を兌換すへしと信せらるゝに因るのみ故に不換紙幣益増發せられ兌換の希望不確實なるに至る時は其價格は大に下落せらるゝを得とせるもの (Lutz, Handbuch d. staatswirtschaftslehre, 1892-II Bd, s. 355; Laughlin, Principles of Money, ch. XIV.) 是なり今右各説を検するに第一説は政府は無限に不換紙幣を發行するも克く法律を勵行するに於ては其價格を維持するを得へしとせるものなれとも是れ不換紙幣の價格の基礎の法律にあらずして全く經濟的な

るとを忘却したるものなり凡そ如何なる政府と雖も不換紙幣を濫發して其價格の下落を防遏し得たるもの史上其例あるを聞かざるなり第二の説は法貨説に需要説を加味したるものにして極めて有力なる説の如く見ゆれとも人民の信用を度外視したるは其缺點なり米國カリフォルニア州に於て往時人民一般に綠背紙幣を好まず金貨を各種の支拂に用ひしか如き又我邦維新政府の發行せし太政官札民部省札の當初發行額小なりしにも拘らず割引を以て纔に流通せしか如き何れも史上顯著なる事實にして第二説の不備を證するに足るものとす第三の説は全然法律の力を無視し且つ流通を目的とせる紙幣と債務の證憑にして支拂を明約せる債券とを同視し前者の流通の主として社會の通貨需要に基き後者の移轉の全く發行者の支拂能力に因る事實を混淆したるものなり由是觀之以上三説は何れも事物の一面のみを觀察し他を顧みざる偏見にして完備せる學説と謂ふを得ざるなり蓋し不換紙幣の價格は前段列舉せしか如く其法貨たる資格を有すると其分量の需要に超過せざると其信用の十分なるとの三條件を兼備するに依りて始めて維持せらるゝものとす

不換紙幣の價格の消長を攻究せんには從來正貨幣を適當の分量を以て保有せし社會に於て鞏固なる政府か新たに不換紙幣を發行し人民好て之を使用し而かも之か爲め正貨の其用途を變して地金となり其供給を増加し若くは外國に輸出せられ之に對して外國貨物の輸入を見る場合の外毫も交換貨物の分量を變化せず又信用の使用に毫も變化を來たさざる場合を假設し之を左の三段に分ちて論ずるを便とす

第一、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額に超過せざる場合

第二、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額を超過せし場合

第三、右二個の場合に於て不換紙幣の價格と正貨の價格との關係

第一、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額に超過せざる場合、從來正貨幣並に信用形式を交換の媒介として使用せし社會に於て新に不換紙幣を發行し之を使用するに當り若し其社會の經濟上の進歩著しく交換の媒介に對する需要日に加はり或は戰亂其他の原因により正貨を藏匿する者多く若くは信用緊縮の傾向を呈し優に其不換紙幣を吸収し得へきに於ては不換紙幣の發行は毫も通貨の

過剩を生ずるとなかるへしと雖も若し其發行か吾輩の假設の如く交換物の分量及び他の事情に毫も變化なく而かも從來正貨の供給に不足を感せざりし場合に起るときは其結果通貨の過多を來し貴金屬は貨幣よりも寧ろ地金として用ゆる方利益多きに至るを以て正貨は漸次流通社會を去り不換紙幣の發行額愈加はり從來存在せし正貨の額に伯仲するに至る時は正貨は終に全く跡を市場に留めず價格の比準支拂の標準たる職分は全然不換紙幣によりて盡さるゝに至るへきなり

然而して斯る場合に於て其不換紙幣の行使の物價の平準に及ぼす影響如何にと云ふに物價の平準は其初に當りては通貨過多の爲め稍騰貴すへきも正貨漸く流通市場を去るに及ては終に幾分の下落を來し再び舊の平準に復歸するに至るものゝ如し蓋し不換紙幣の爲め驅逐せられたる正貨の一部は地金として國內に止まり他の一部は外國に流出し外國貨物の輸入を馴致すへし而して右地金と輸入貨物との増加は共に紙幣に對する需要を喚起し以て物價の平準を下降せしむへきなり加之ならず外國に流出せし正貨の内若し其或分量か外國に於て貨幣用に

供せられ爲めに交換の媒介の増殖を來す時は幾分か外國の物價の平準を騰貴せしむるを以て國際物價の平準は之が爲め多少其權衡を失するに至るべきなり」

第二 不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額に超越せし場合 上段述べしか如くなるか故に不換紙幣の發行額にして其驅逐せし正貨の額以上に上らざる時は其價格は却て幾分の騰貴を現はすべきを以て其發行額稍々正貨の額に超過するも其價格の下落を來すとなかるべきなり然れども不換紙幣にして適當の分量を越ゆる時は需要供給の關係上其價格の下落は免れざる所にして其額愈々増加し所謂其濫發を見る時は其價格は愈々下落し物價の平準は愈々騰貴すべきなり然り而して不換紙幣の發行か適當の分量を超越せし場合に於ける其價格の消長は之を理論上より謂へは當さに其分量に逆比例を爲さざる可からず是れ貨幣數量説の實現を見る唯一の場合なりとす蓋し不換紙幣は金屬貨幣と異なり交換用の外他に何等の用途を有せざるか故に其價格は單に貨幣用としての需要によりてのみ生ずるものとす再言すれば不換紙幣の疆界效用は唯それに對して交換せらるる貨物の疆界效用の映象たる外一切他に何等の意味關係を有するものにあ

らざるなり即ち不換紙幣の價格は正に其分量に逆比例を爲すべきものにして若し貨物の側に毫も増減なく又信用の行使に毫も變化なきに於ては其分量二倍せば其價格は二分の一に減し其分量半減せば其價格は二倍とならざるを得ざる道理なりとす

然りと雖も不換紙幣の適當の分量を越へて發行せられしときは其價格は如何なる場合に於ても必ず其分量に反比例すべしと斷言するを許さざるなり是れ實に留意すべき點にして若し其發行毫も規律なく濫に増加せられれば豫め其價格下落の程度を測知すると能はざるに於ては所謂見越價格若くは氣構價格を以て受授せられ或は人々損失を恐れ之を受領することを厭ふに至るべきを以て其價格の下落は分量増加の割合よりも一層大なるべきや必せり

由是觀之不換紙幣の價格と其分量との數量説的關係は唯其分量か一定せるか若くは其増加か規則的に而かも甚だ遅々として行はれ何人も好んで之を受領し其社會一般に故障なく流通する事確實なる場合にあらざれば實現するものにあらざるなり而して斯の如きは不換紙幣發行の場合に稀に見る所なるか故に其數量

的關係は唯理論上言ひ得へきに止まり實際上之を認むると能はざるものとす

第三、不換紙幣の價格と正貨の價格との關係 不換紙幣の價格は其發行額大ならず未だ多く正貨を驅逐するに至らず市上正貨と相並て行はるゝときは毫も正貨の價格と差異あるへき等なし即ち不換紙幣はリカードの曰ひしか如く百パーセントの造幣料を課したる名目貨幣に他ならざるなり又其發行額次第に増加し終に全く正貨を驅逐するに至る場合と雖も其初期にありては前段に述べしか如く貴金屬地金の價稍下落する傾向を呈すへきを以て不換紙幣の増發は金紙の間に開きを生ずるとなかるへし然れども不換紙幣益増發せられ終に其適度を超過するに至るときは漸く其價格下落の徴候を呈し茲に其價格と正貨の價格との間に差異を生ずるに至るものとす

不換紙幣の供給の果して過多なるや否やは不換紙幣と正貨との間に於ける交換比例に差異を現すると否とによりて之を察知し得へきなり而して此二者の關係は不換紙幣の供給に對し物價の騰貴よりも一層適切なる標的を供するものとす皮相の見を以てすれば不換紙幣發行過多の結果として起る物價騰貴の程度は當

然金紙の間に於ける開きの程度と同等ならざるを得ざるか如しと雖も此二者は決して一致する能はざるなり蓋し不換紙幣過多の結果として現はるへき物價平準の騰貴は所謂經濟上の摩擦例へは多くの特種貨物の相場習慣によりて支配せらるゝ事實の如きにより迅速に實現せざるを例とし既に不換紙幣の濫發盛にして其額か從來存在せし正貨の額に比し遙に超過せし場合に於て始めて現出するへきなり然るに貴金屬の價格は最も迅速に不換紙幣の供給の如何に照應し市場未だ物價の平準に變化を現せざるに早く既に不換紙幣過多の徴候を示して金紙の開き外國爲換相場の騰貴を現すへし隨て金紙の開きは物價の騰貴よりも不換紙幣の供給の適否を卜するに一層適切の標的を供するものと謂つへきなり

不換紙幣濫發の初期に於ては其影響の物價の平準に及ぶと貴金屬の價格に及ぶよりも一層遲鈍なると上述せしか如し然れども斯る情況は永く繼續すへきにあらず紙幣の供給愈過多なると明白なるに至る時は物價の平準は終に大に昂騰せざるを得ずして其騰貴の程度は金紙の開きよりも一層大なるに至るを例とせり即ち紙幣濫發の初期に於けると全く反對の情勢を呈し今や紙幣の購買力は貨物

に對する方正貨に對するよりも却て小なるに至るへし是れ從來不換紙幣過多の弊に陥りし諸國の實驗せし所にして史上歴然たる事實なり然而して斯る情勢を現する所以如何にと云ふに蓋し左の二理由に基くものゝ如し

一、貴金屬の需要の減少、不換紙幣か貨幣として正貨の用を奪ふ時は市場地金の供給爲めに増加し其價格を下落せしむへきは想像し得へき所なり故に不換紙幣の増發は之に對して交換せらるゝ金及び其他の貨物の價を齊しく騰貴せしむへしと雖も金の價格の騰貴の度合は他の貨物の騰貴の度に及はざるへし

二、不換紙幣の將來の供給に對する氣構の差異、凡そ物の價格は其將來に於ける需用供給の情勢に關する豫想の影響を受けるを常とす之を氣構又は見越と云ふ而して氣構は各貨物の價格の其需要供給に適應して變動する遲速によりて自ら差異あり貴金屬は他の貨物に比し其適應頗る敏捷なるが故に不換紙幣日を逐て増發せられ其價格益々下落の情勢を呈するに當りては唯其近き將來に於ける價格の影響を受けるに止まり氣構によりて騰貴する程度比較的大ならずと雖も他の一般貨物にありては其適應甚だ迅速ならず隨て比較的遠き將來に於ける不換

紙幣の價格の影響を受けるを以て其氣構によりて騰貴する度合は貴金屬よりも一層大ならざるを得ざるなり換言すれば不換紙幣益増發せられ其價格益下落せんとするに際し其將來に於ける供給の變化に對して割引を要する期間は貴金屬に短かく他の貨物に長さを以て其割引額は當さに前者に小にして後者に大ならざるを得ざるなり

以上吾輩は不換紙幣の價格に關し概括的の説明をなせり然れとも右記述せし所は冒頭にも掲げしか如く講述の便を圖り從來正貨幣を適當の分量を以て保有せし社會に於て新に不換紙幣を發行して使用し而かも之か爲め正貨の其用途を變して地金となり其供給を増加し若くは外國に輸出せられ之に對して外國貨物の輸入を見る場合の外毫も交換貨物の分量を變化せず又信用の行使に毫も變化を來さざる場合を假設し其假設の下に於て不換紙幣の價格を論せしに過ぎざるを以て實際と符合せるものと謂ふを得ざるなり實際に於ては不換紙幣の發行は種々の場合に實行せられ其信用亦自ら厚薄あり而かも之を行使する社會に於ける諸般の事情は絶へず變遷するを常とするを以て是等諸項を精査するに非ずんば

不換紙幣の價格の消長は得て之を究むへからざるや論を俟たす

第四節 不換紙幣の利益及び弊害

不換紙幣の利益及び弊害は多くの學者によりて反覆論述せられし所にして茲に之を詳論するの必要殆ど之なしと云ふも不可なし然れども講述の順序上其大要を敘述するは必ずしも無用にあらざるへし先づ其利益より説かんに

不換紙幣の利益の重要なもの二あり曰く經濟上の利益曰く財政上の利益是なり

第一、不換紙幣は克く正貨の用を省き之か獲得行使に要する犠牲を節約す、アルダムスミスは之に關し適切なる譬喩を設けて曰く抑々紙幣は空中に架設せられたる道路の如し其使用は從來道路に供せられ一粒の穀を生せさりし土地を化して耕地となし以て人生に必要な貨物の生産を増加せしむと蓋し金銀貨は之を獲得するに多大の費用を要し又之を行使するに當り授受運搬の不便喪失磨損等より尠なからざる犠牲を要すると恰かも耕地の一部を割て車道を作り之か修繕

に多額の勞費を要するか如し然るに不換紙幣は之を造るに要する紙片と印刷費の外之か獲得に何等の出費を要せず又其運搬喪失磨滅等により社會の失ふ所甚た微細なり是れ社會に取り最も經濟的の貨幣を供するものと謂はざるを得ず加之ならず不換貨幣の行使は現在并に將來に於ける貴金屬貨幣の用を節約するより多大の利益を社會の生産上に與ふるものにして之により節約せられたる現在正貨は或は内國に於て直接に工藝用に供せられ或は外國に輸出せられて必要な資本を購入するの資に供せらるへく又其將來に於ける金屬貨幣の獲得維持をして不必要ならしむるとは之に要すへき資本勞力を擧げて他の産業に向はしむるものとす

第二、不換紙幣は國家の危急存亡の場合に際し政府をして克く所要の資金を得せしむ、若夫れ戰亂其他非常の場合に於て國帑疲弊し政府の信用大に衰へ多大の犠牲を以てするに非ざるよりは所要の資金を調達する能はざるに當り不換紙幣を發行して之を流通せしむるを得るに於ては政府は比較的小なる犠牲を以て克く國用を辨するを得へく其財政上の利益最も大なるへきや明かなり

以上は不換紙幣の利益の重なるものなるか不換紙幣の弊害は實に恐るべきものあり而して其貨幣としての性質上の缺點及び其濫發の弊に陥り易きとの二點は其最も顯著なるものとす

第一、不換紙幣は之を發行せる國の領域内に於てのみ流通するものなるか故に發行者たる政府か人爲を以て其供給を左右する外市場の需要に應じて伸縮するの作用を缺けり蓋し貨幣に向ふ所の性質一にして足らずと雖も就中所謂彈性を有して市場の需要に應じて自ら伸縮するとは其最も重要な性質なりとす然るに不換紙幣は全然此性質を缺如するを以て其價格は極めて不確定にして變動し易きものとす

第二、不換紙幣は其發行者を誘ふて濫發の弊に陥らしめ其價格を下落せしむるの害あり是れ不換紙幣に殆ど避くべからざる附帶的性質として目せらるゝものとす抑々不換紙幣は平時事なきの日に於ても犠牲の小なる貨幣を社會に供給するの目的を以て發行せらるゝとありと雖も其發行は多くは非常の場合に於て見るものとす而して政府か百計盡きて不換紙幣を發行するの舉に出るときは必ず

國用不足の場合なるべきを以て一度之を發行して其急を凌きたる時は終に其美味を忘るゝ能はず引續き幾回も之を發行するに至り終には適度を超越し更に進ては之か濫發となり其價格愈々下落し害惡を社會に流布するに至るを例とす不換紙幣の増發は常に財政上の必要より起るのみならず亦經濟上の理由より促かざるゝと多し而して其重要なるもの二あり曰く通貨の増加は繁榮の基なりとの誤信曰く債務者の階級の利欲心是なり蓋し是等經濟上の理由は其根底一片の誤信若くは不正の意思に存在するを以て素より支持すべからざると明白なれとも不換紙幣濫發の罪惡敢て罪惡と謂ふの公然演ぜらるゝ秋に於ては頗る有力にして會々其發行者の非行を幫助するに足るものとす

不換紙幣の利害大率上述の如し今や更に其濫發の社會に及ぼす害惡を諸方面より觀察して如何に其恐るべきものなるやを明かにせん

其一、經濟上に及ぼす害惡、不換紙幣増發せらるゝ時は物價愈騰貴し物價の騰貴は通貨の需要を喚起し益不換紙幣の濫發を誘致すへし而して其結果として起る害惡は實に枚擧に遑あらずと雖も今試に其重なるものを擧れば投機熱の勃興

金利の暴騰輸出入の失衡内外商業發達の阻碍收入支出の不調和貸借關係の紊亂等とす

其二、財政上に及ぼす害惡、不換紙幣濫發の國家財政上に及ぼす影響亦實に寒心すへきなり即ち納税の失順歳入の減少國費の増加公債の下落増税の必要等其直接の影響の主要なるものにして又他日不換紙幣の整理に要すへき國庫の負擔實に重大なりとす

其三、社會上に及ぼす害惡、不換紙幣の濫發の社會上に及ぼす害惡は其經濟上及び政治上に及ぼす影響と關聯するもの多く劃然之を區分すると能はずと雖も空商投機を獎勵し奢侈を流行せしめ着實の氣風を奪ひ勤儉貯蓄の美習を湮滅し一般風教を害し又貧富の懸隔を甚しからしめ社會階級の調和を失はしめ秩序を紊亂し犯罪を増加する等蓋し其主要なるものなり

其四、政治上に及ぼす害惡、不換紙幣濫發の經濟上財政上及び社會上に及ぼす弊害を見るときは其政治上に及ぼす影響を察知すると亦難からず即ち其濫發は大に政府の威信を傷け其權勢を殺さ内は不良を制する能はずして外は列國の侮

辱を買ひ百難迸出し亦如何ともすからざるの悲疆に陥らざるを保せざるなり之を要するに不換紙幣の行使は其社會に與ふる利益決して鮮なからずと雖も其弊害の大なる到底利益を以て償ふ可からず特に其濫發の弊害に至つては最も寒心すへきなり古來之か爲め社會の秩序を紊し安寧を害し國家を擧て困弊窘迫の域に墮落せしめし實例頗る多く諸國の史上何れも歴然として指呼の間に在り豈に戒めざる可けんや

第五節 不換紙幣の發行整理及消却

不換紙幣濫發の害毒甚しく其戒めざる可からざると前節に述へしか如し然れども國家の大難若くは非常の場合に際し國用足らざるに於ては已むを得ず不換紙幣の力を籍らざるを得ざるとあるへし去れば平時事なきの日豫め其發行整理並に消却の方法を討究し置く亦決して無用にあらざるへきを信するなり
先づ不換紙幣發行の機關に就て論せんに前にも述へしか如く不換紙幣は政府自ら之を發行するとあり又銀行券を變更して不換紙幣たらしむるとあり其揆を一

にせず前者にありては不換紙幣發行機關は國庫にして後者にありては銀行なりとす而して今其二者の得失を案するに不換紙幣の發行額大ならざる際にありては其間大差なきか如しと雖も一朝巨額の發行を見るときは兩者の間至大の差異を生ずへし即ち政府の不換紙幣を發行するや之か回收は租税の收納にあらずんは政府の自ら進んで決行する消却の場合ならざる可からざるか故に自ら時宜に應ずる能はざる不便あり若し金紙の間に價格の開きを生ずるも各地の金庫に於て何時にても之か引換に應ずべき制を採るか若くは各地の銀行に命じて其收受せし不換紙幣を回付せしめ國庫に於て正貨と引換ふべきとを約せざる以上は速に之を醫正すると能はずと雖も銀行か其發行機關たる時は其營業上日々收受する所の紙幣を消却すると極めて容易なるか故に克く市場の需要に應じて供給を制し以て其價格を維持するとを得べきなり

不換紙幣の發行機關として銀行の政府に優ると上述の如し然而して銀行か發行機關たる場合に於て唯一の銀行か其任に膺ると多數の銀行か之を發行するとの得失を案するに前者は遙に後者に勝るものゝ如し蓋し不換紙幣の如きは其發行

及び伸縮に關し統一的施政を要すればなり

以上は不換紙幣の發行額か漸く金紙の間に價格の開きを生せんとする程度以内
に在り而かも其價格を維持せしめんか爲め其剩餘額を消却し得べき資金を具有
する場合に就ての論なるか不換紙幣一朝濫發せらるゝ場合に於ては其發行機關
の優劣の如きは最早之を論するの必要なきなり即ち斯る場合に於ては其發行機
關の如何を問はず政府は自ら之か消却資金を調達し若くは之か消却に關し進ん
で適當なる方策を講究せざるを得ずして縱令其發行者か銀行なるにもせよ之を
放任し傍觀するを得されはなり

市場通貨の需要大に起り不換紙幣を發行して之に應せんとするに當り其發行及
び整理の方法として數ふべきもの茲に三あり曰く金紙平準法曰く外國爲換準據
法曰く右二者の併用法即是なり濫發の場合にありては其文字の示すか如く其發
行を濫にし毫も規律を有せざるか故に其發行及び整理法なるものなきや勿論な
り以下順次其得失を論せん

金紙平準法とは常に市場の情況に留意して徐々に不換紙幣を發行し紙幣と正貨

の價格に差異あるや否やを調査し紙幣の價格下落の傾向を呈し若くは少しにて
も現に正貨に譲るものあるを發見するときは直ちに其發行を停め同時に之か引
揚に着手し金紙の間毫も其價格に開きなきに至るを待て始めて其回收を止むる
方法なり此方法は紙幣の下落は即ち其發行過多を證するものなるを以て直に其
供給を減して價格の恢復を計るへしとの簡單なる理論に基くものなり然れども
此方法は單に内國市場のみに注目して外國爲換上に留意せざるものなるか故に
滿全なるものと謂ふを得ざるへし何とならば不換紙幣の發行額市場の需用に超
過するも正貨流出の度其超過の度に等しきか若くは之に超過する時は爲めに金
紙の間に價格の開きを現せざるとあり得へければなり

外國爲換據法とは外國爲換か逆勢を呈したる時は直ちに不換紙幣を引揚げ其
平準若くは順勢を現するに至るを俟て其引揚を停止するを云ふ此方法も亦完全
なりと謂ふを得す何とならば國內通貨過剰ならざるも貿易其他國際貸借の情況
により爲換逆勢を呈すると往々あるのみならず又一時輸出の増加其他の原因よ
り外國爲換は順となるも内國の通貨は餘剰を告げ金紙の間に開きを生ずるとあ

り得へければなり

金紙平準法竝に外國爲換據法の單獨なる施行に附隨せる缺點上述の如し是に
於て乎其雙方を併用する方策の要を生す蓋し併用法に據るときは前記二法の足
らざる所を補ひ克く不換紙幣過多の發行を抑制するに足るべし論者或は實際上
不換紙幣收縮の常に困難なるを理由とし併用法亦言ふへくして實行し難きを曰
はん惟ふに金融機關の未だ十分に發達せざる社會に於て不換紙幣を行使するに
於ては其整理の困難なる實に論者の説の如きものあらん然れども既に金紙平準
法及び外國爲換據法を充分に併用し得へき社會は金融機關の發達を遂けたる
社會ならざるを得ざるを以て論者の説の如きは寧ろ杞人の憂に屬すへき而已况
や中央銀行なる發行機關を有する國に於ては臨機應變制引歩合を昇降して容易
に且つ有効に之を行ひ得へきに於てをや

以上吾輩は不換紙幣の發行竝に整理に關し大體の攻究をなしたれば以下其消却
に就て論述すへし不換紙幣は市場通貨の需要盛なる時之に應せんか爲めに發行
すへく其發行額をして市場の需要に超過せしめさらんとを要するや勿論なりと

雖も凡そ不換紙幣は平時事なきの日に於て利用すべき器具にあらず其發行は戰亂其他非常の場合に於て見るを例とするか故に其發行額をして適度を保たしむるか如きは蓋し至難の業にして財政上の必要は其濫發をして已むを得ざらしむると往々なきにあらず是に於て乎不換紙幣の消却に關しては當に其發行額大ならすして其價格下落せざる場合のみならず尙ほ其濫發の場合を想像して之を論究するの要あり

不換紙幣消却の方策に二種あり其時期に關するもの竝に其方法に關するもの是なり以下順次之を論述すへし

第一、不換紙幣消却の時期に關する方策は小別して二種とす曰く漸次消却法曰く即時消却法即是なり左に此二法の得失を比較せん

其一、漸次消却法の利益即時消却法の缺點

一、不換紙幣の増發は多くは戰亂其他國家の危急存亡の際に中り國力將に傾斜せんとする時に起るものとす然るに平和克復の後直ちに之を消却せんとすれば租税の増課を要し又外債を募り其資に充つるも結局其元利償還の爲め増税を免

るゝと能はず斯の如くなる時は國力既に疲弊せる上に更に過重の賦課を要すへし是れ經濟上決して策の得たるものに非ざるなり

二、加之ならず巨額の不換紙幣を一時に消却するときは勢ひ物價の暴落を來し經濟社會に急激の動搖を與へ其結果人民財産の安穩を破り或は之か爲め倒産の厄に陥る者なきを保せざるなり然則不換紙幣の消却は須らく國力の恢復を俟て徐ろに之を遂行するを以て方針となさざる可からず

其二、即時消却法の利益漸次消却法の缺點

一、國家が非常の場合に際會し巨額の不換紙幣を發行するや其結果として起る物價の騰貴は必ず平和恢復の後に至り始めて現出さへきなり何とならば凡そ非常の場合に於ては一時取引の増加を見るを例とするを以て不換紙幣大に發行せらるゝも爲めに通貨の過剰を感ずるとなればなり故に平和恢復するや否や直ちに之を消却せば物價の騰貴を見ず不換紙幣の害を被るとなくして克く其効果のみを收め得へき道理なりとす然るに漸次消却法による時は未だ其幾分を消却せざるに既に物價の騰貴を來し其害終に免るゝと能はざるへし

二、即時消却は急激に多額の増税を要するか如しと雖も内外債を起して一時其資金を調達するの途なしとせず而して國債の募集は其元利償還の爲め終に租税の増課を免れずして唯一時の負擔を永年に割賦するに過ぎず人民の負擔甚だ輕からざるや明かなれとも人民の之か爲めに感すへき苦痛は夫の不換紙幣過多の結果たる物價の騰昂より來る害惡に比すれば頗る小なりと謂はざるを得ず

三、加之ならず即時消却は非常の英斷を要すると勿論なりと雖も平和恢復特に戰捷の場合に乘して之を爲す時は其實行必ずしも難からざるへし然るに漸次消却法により時々小額つゝ消却するか如きは中途種々の障礙を生し其遂行愈々困難を加ふるの虞あり

即時消却法及び漸次消却法の利害得失概ね上述の如し而して其孰れを採るへきやは素より其國の實情に照して判斷せざるを得ずして抽象的論議を容るへからざる所なり

第二、不換紙幣消却の方法に關する方策は其即時消却法によると漸次消却法によるとを問はず亦分て二種に區別す即ち一は政府正貨を準備し請求に應じて引

換る法にして他の一は内國債を起して其手取金として收受する所の紙幣を消却する法是なり

其一、政府正貨を準備し請求に應じて引換る方策、不換紙幣濫發せらるゝ時はグレシヤム氏法則の作用により正貨は跡を市場に歛め其大部分は海外に流出するに至るへきを以て紙幣を消却せんか爲め正貨を準備せんには之を内國の市場に求むると能はず勢ひ其供給を外國に仰かざるを得ず特に即時消却法を執行せんとするに方りては之か爲め外債を起すの必要を生すへし而して政府が正貨を準備して不換紙幣を回收するに際し採るへき方策二あり曰く幣制を改革し貨幣の量目若くは品位を貶して引換をなす法曰く從來の幣制を維持し正貨と紙幣の市價を比較し割引を以て引換をなす法即是なり蓋し幣制にも改革を加へず又割引をもなさずして所謂平準引換をなすか如きは不換紙幣流通額に匹敵すへき巨額の正貨を貯へんとを要するか故に到底實行し得へき所にあらざるのみならず物價の暴落正貨の流出は其當然の結果として起らざるを得ざるなり是に於て乎上記二法孰れか其一に據るの必要を生すへし

然而して右二法の優劣を案するに幣制改革引換法は割引引換法に優るもの、如し何とならば前者にありては不換紙幣の價格と同等の程度まで正貨の價格を引下くへきを以て引換の爲め物價を動搖するの虞なきも後者にありては市場二様の物價を生し且つ不換紙幣の供給減少するに隨ひ屢々其割引の率を變更せんとを要し若し其率の變更を怠るときは爲めに引換の請求を爲す者なきに至り紙幣の消却を遅延するの結果を生すへければなり

其二、内國債を起して紙幣を消却する方策、此方策亦之を二種に小別するを得即ち公債の手取金として收受する所の紙幣は悉皆之を燒棄し以て其供給を減する法竝に銀行を利用し公債を擔保として兌換券を發行せしめ以て公債の手取金として政府の回收したる不換紙幣に代らしむる法是なり而して此二法の優劣を比較するに前者は俄に通貨の供給を減し物價を下落せしむるの害あれとも後者は斯る虞尠なきか故に後者を以て優れりとす米國に於ける縁背紙幣及び我不換紙幣の消却に適用せられしものは即ち後者なり然れとも右敘述せし内國債を起して紙幣を消却する方策たる孰れも唯不換紙幣の分量を減するに止まり之か

根本的消却を實行するものにあらざるか故に斯る方策を採る時は尙ほ別に正貨吸收の策を講し悉皆不換紙幣を消却し以て兌換の制を確定するの必要あるや論を要せざるなり

第六節 歴史上顯著なる不換紙幣

不換紙幣は政府初めより不換紙幣として發行するあり又兌換券を變更して不換紙幣となすによりて發生するとあるは既に第二節に述へしか如し而して此二種の不換紙幣に就て歴史上最も顯著なる事例二三を擧ぐれば左の如し

第一、佛國のアッシニヤ Assignats 紙幣、佛國の寺院は千七百八十九年以前王侯の喜捨に係る廣大なる土地を所有し其收入を以て傳道布教救貧慈善の費に充てしか同年革命政府の議會は寺院所屬の土地を國有とし是等の事業を國庫の負擔に歸し僧侶は總て俸給を受けて生活すへきとを決議せり然るに當時革命政府の財政は甚しく困難を告げ此決議に基き沒收したる土地及革命の結果政府の有に歸したる帝室財産を賣却せんと試みしが容易に其目的を達すると能はざりしを

以て終に五分利付アッシニヤ公債を起して急を凌ぎ漸次是等財産を拂下げ其代價を以て之か償却の資に充てんと企てたり而して第一回アッシニヤの發行は大に國民の歡迎を受けしか革命政府は後幾何もなくして之を一種の不換紙幣無利息公債に變更し且つ續々之を發行し千七百九十三年に於ては其發行額總計三十億六千七百萬法の巨額に達し内償却せられしもの僅に六億八千二百萬法に過ぎず其結果アッシニヤ紙幣の價格著しく下落したり是に於て乎激烈なる手段に慣れたる革命政府は同年四月一日を以て銀紙の間に差別を設けて取引をなす者あらは六年の懲役に處すへしとの法令を布けり然れとも毫も效を奏すると能はず同年六月アッシニヤの價格は僅に正貨の三分一となり八月には更に下落して六分一となれり其結果として國債所有者其他一定の收入を得る者及び一般債權者の損害甚しく特に最も困弊を極めしは勞働者なり是より先きアッシニヤの價格漸く下落するや政府に上書して幣制の改革を請願する者雨の如く起り政府は終に千七百九十三年五月三日を以て一の法令を發布し夫の最高價令 *Maximuna* として知らるゝ方策を實施して穀物の賣價を法定するに至れり然れとも一方に

於て不換紙幣の濫發を續行し他方に於て穀物の賣價を制限するか如き方策は素より其效を奏すへくもあらず翌九十四年にはアッシニヤの發行額は殆ど八十一億法に達し内大藏省に回歸せし分二十四億六千四百萬法を差引き流通額實に五十六億法にして穀物其他諸貨物の價格は益暴騰したり已にしてダントン、ロベス、ピーヤの輩斃れ革命共和政府コムベンションを承繼せるジレクトリイ *Directory* 政權を握るに及びアッシニヤの濫發更に愈甚しく其額遂に無慮四百億法に達せり而して其下落はジレクトリイをして會々國有の土地を擔保としてマンダテリトリヤン *mandats territoriaux* なるものを發行してアッシニヤに代ふるの舉に出でしめしと雖も亦毫も人民の信用を博する能はず其第一回の發行に於て既に百分八十二の割引を呈し千七百九十六年に於てはアッシニヤと共に其價僅に額面の百分一に下落し翌年終に全く回收せられしがアッシニヤは依然として流通せり事情既に斯の如くなりしを以て國債所有者は其利子を紙幣にて請取るも毫も請取らざると擇む所なかりき加之ならずジレクトリイは公債整理の名の下に國債を三分一に減少して其三分二を没却するの暴政を敢てせり當時の事亦以て知る

へきのみ之を佛國に於けるアツシニヤ紙幣の顛末とす

第二、北米合衆國の綠背紙幣 Greenbacks 綠背紙幣は北米合衆國に於て南北戰爭の戰費を辨せんか爲め發行せし不換紙幣にして背面綠色に印刷せられしを以て其名あり其發行は千八百六十二年二月二十五日同年七月十一日及翌六十三年三月三日の三回にして其額は毎回一億五千萬弗宛總計四億五千萬弗なりき戰亂終を告ぐるや合衆國政府は綠背紙幣を消却するの方針に出て千八百六十七年一月より同六月に至る半ヶ年間に一千萬弗を消却し爾來翌年一月まで毎月四百萬弗づゝを消却せり然るに當時輿論は通貨の減縮を非とし爾來綠背紙幣の消却は一層多額なる國立銀行紙幣の發行によりて補はれ千八百七十八年五月三十一日の法令は終に當時の流通總額三億四千六百六十八萬餘弗以下に其流通額を減ずるとなからしめたり而して綠背紙幣の價格は最初發行の時より金に對して平價を維持すると能はず千八百六十四年中最も下落し僅に其額面の百分三十五を唱へ爾來漸く恢復の趨勢を呈せしも千八百七十九年正貨引換の確定せしめて絶へず變動し常に正貨に對して割引を以て授受せられたり

第三、英蘭銀行券の兌換中止、十八世紀の末葉那破翁權威を歐洲に振ふや英蘭の運命亦危殆に瀕せしかは時の宰相ピットは大に之を憂ひ百方對佛政策を講し或は兵を大陸に送り或は同盟國に向て軍資を供したり其結果英國は政治上及び軍事上に於て成效するを得しも國帑は疲弊し公債は増加し正貨は海外に濫出し海運業は著しく衰頽せしかは千七百九十七年二月終に英蘭銀行券の兌換の中止を命し爾來二十有四年間之を恢復するを得ざりき世に抑制の時期 The Period of Restriction として知らるゝもの即是なり然り而して最初約十年間に於ては英蘭銀行の謹慎なる態度は克く銀行券の濫發を防ぎ其價格の下落を來さゝりしか爾後漸く濫發の弊に陥り正貨は次第に海外に流出し終に銀行券の下落を見外國爲換に影響を及ぼすに至り千八百十年前後に於ては金價は騰貴して一オンスに付四磅十志内外を唱へ造幣價格は三磅十七志十片半なり漢堡爲換は約百分五下落し巴里爲換は約百分十四下落したり此狀況は大に官民の注意を喚起し加るに同年に於ける投機熱の勃興と其に次て起りし恐慌とは終に國會に於ける調査委員會の組織となり夫の有名なる正金報告 Bullion Report の提出を見たり正金報告の

の容は克く當時の謬見を説破し銀行經營に關して健全なる方策を立てしものなりしか不幸にして國會の採用する所とならざりき已にして銀行券は益々増發せられ千八百十五年五月に於ては金價は終に五磅六志の高價を唱ふるに至れり然るに其翌十六年地方銀行の破綻せしものあり其發行銀行券(英蘭銀行券)に引換らるべきもの(の)數量大に減せしと同時に金貨の供給亦潤澤なるに至りしかは金紙の差は漸く減せんとし同年十月に至り金價は回復して三磅十八志半を唱ふるに至り英蘭銀行は自ら進んで兌換の制を復せんと企てたり然れども一方に於て公債の増加正貨の流出俄かに起りしかは金價は再び騰貴の勢を呈し千八百十九年二月に至りては戻りて四磅三志を唱へたり去れと是れ一時の變調に過ぎず爾來兌換回復の機運漸く熟し千八百二十一年五月終に法律を以て兌換の制を復するを得たり

第四、明治の不換紙幣、慶應三年徳川慶喜政權を朝廷に奉還せしも國家の用度未だ返上の運に至らず既にして伏見鳥羽の役起り政府の財政困難を極めしかは明治元年五月始めて十三箇年間に消却の條件を以て不換紙幣を發行して其急に

應したり之を太政官札と云ふ然るに當時人民は諸藩の發行に係りし藩札に懲り當初太政官札を厭ひ其流通頗る困難を極め三府に於てすら六割餘の下落を見他の地方に於ては全然授受せざるの情況なりしを以て政府は百方策を旋らし或は之を租税の納入に使用せしめ或は紙幣の相場を立つるを禁し金紙の交換に打歩を取る者あらは禁錮の刑に處すべく命せしも紙幣の下落は終に如何ともすると能はざりしかは元年十二月終に時價を以て通用すべきとを公許し租税其他の上納に紙幣を用ゆる時は正貨百兩に付紙幣百二十兩の割合を以てし一般歳出亦一箇月十日平均の相場を以てするの已むを得ざるに出たり然れども斯の如きは財政上甚だ不利なるを發見せしかは翌二年四月再び金紙の開きを立つるとを嚴禁し違背する者は曲事たるべきとを命し同時に消却期を短縮して五箇年となし其期に至り尙消却未済の分は年六分の利子を付し公債證書に引換ふべき制となせり蓋し太政官札の價格の斯く下落せし所以は全く其民間信用の薄弱なりしに因りしものにして決して其濫發の結果にあらざりしなり何とならば其發行額は元年中約二千四百餘萬兩翌二年中約二千四百萬兩合計四千八百萬餘兩の小

額に過ぎず後年政府の基礎漸く鞏固を加ふるや爾來民部省札其他の紙幣加はり紙幣の流通額大に増加せしにも拘らず其價格は次第に騰貴し金紙の價格に差異なきに至りたればなり

太政官札に次て發行せられし不換紙幣は民部省小札にして明治二年九月より翌三年十月まで約七百五十萬兩の發行を見たり明治四年五月新貨條例制定せられ始めて文明式の正貨幣發行せられしも當初其製造高甚た少額にして市上の需要を充たすに足らざりしかは政府は四年十月を以て大藏省兌換證券なるもの約六百八十萬圓を發行して其の缺を補ふの方策に出たり然れとも同證券發行の目的は單に正貨の補填にのみ存せずして政府歳計の不足を補ふも亦其目的の一なりしものゝ如し大藏省兌換證券に繼て翌五年中新に發行せられし兌換紙幣尙一あり開拓使兌換證券なるもの即是なり此紙幣は北海道開拓の費に供する爲め發行せられしものにして其發行額二百五十萬圓なりき、

以上述しか如く維新以降明治五年に至る間我邦流通政府紙幣は太政官札及び民部省札の不換紙幣其額約五千五百五十萬兩竝に大藏省及拓開使の兌換證券其額

約九百三十萬圓の二種にして其額甚た大ならざりき隨て政府の信用鞏固を加ると共に紙幣の價格は正價の價格と平準を保持するを得たり然而政府は太政官札及民部省札竝に當時尙ほ諸方に流通せし各種の藩札を回收し之を劃一にするの必要を感せしかは明治四年十二月を以て豫て獨逸國フランクフルト府に註文せし新紙幣と稱する不換紙幣を發行して其引換に著手したり

是より先き政府は明治五年中を期し太政官札及び民部省札を悉皆消却し若し交換未了の紙幣あらは翌年より年六分の利子を付すへき布告を發せしかは政府は深く其布告實行の方法を考究し終に金札引換公債證券を發行して不換紙幣を引揚げ此公債證券を抵當として兌換紙幣を發行する所の銀行を設立せしむるに決し五年十一月に國立銀行條例翌年三月に金札引換公債證券條例を制定頒布せり此二條例は實に政府か不換紙幣整理の第一著手なりしと雖も明治五年中政府は藩札交換の爲め二千二百九十一萬餘圓の新紙幣を發行し次て翌六年歳計補填の爲め八百五十二萬餘圓の新紙幣を發行するの已むを得ざるに遭遇せしかは終に不換紙幣整理の目的を達するを得ざりき

當時不換紙幣の増發は尙未だ其價格に影響するに至らず紙幣は正貨に對して平價を以て流通せしと雖も比年貿易の逆勢は正貨の流出を馴致し其供給愈減少せしかは政府は嘗に太政官札並に民部省札を消却するを得ざりし而已ならず明治八年を以て曩に發行せし大藏省及び開拓使の兌換證券の兌換を停止し之を不換紙幣たる新紙幣に引換るの制に革め又翌九年八月を以て當時營業の不振に困みし國立銀行を救濟するの舉に出て國立銀行條例を改正して其紙幣兌換の制を變して通貨交換の制となすの已むを得ざるに至れり是に於て乎我邦に行れし各種の紙幣は皆悉く不換紙幣とはなれり然るに明治十年會々西南の役起り政府は軍費に充てんか爲め新に四千七百萬圓の紙幣を増發し加るに九年改正國立銀行條例は大に其設立者に利益を與へしものなりしかは爾來其設立を請願する者踵を接して起り隨て其發行紙幣の額亦俄に増加し十一年七月には其額貳千萬圓となり十三年三月には三千四百四十三萬圓に達せり之を國立銀行紙幣の最高額とす)茲に始めて通貨の過剩を見るに至れり而して明治十一年末に於ては我邦不換紙幣流通額は政府紙幣銀行紙幣を合して實に一億六千五百萬圓に達せり是れ當時

我經濟社會に取りて過當の巨額と謂はざる可からず已にして通貨の過多は忽ち其價格に影響し明治十年戰役中にも拘らず既に平均銀貨一圓に付紙幣一圓三錢三厘の割合を唱へ十一年には一圓九錢九厘となり爾來年を追て下落し十二年には一圓二十一錢二厘となり十三年には一圓四十七錢七厘となり十四年には其極に達し一圓六十九錢六厘となれり十四年四月其最極點に達し一箇月平均一圓七十九錢五厘にして最も廉なりし日には一圓八十一錢五厘を唱へしと云ふ而して其結果は有ゆる不換紙幣の弊害を經濟社會に與へたり是に於て乎紙幣の處分は世上の一大問題となり政府亦大に之を憂慮し朝野共に之に對する方策を考究するに至れり然れども明治十二二年の頃にありては紙幣の價は下落せるにあらず又其發行も決して過多なるにあらず其價の銀貨に對して差あるは洋銀の騰貴せるに由るなり洋銀の騰貴は貿易の不公平にあり貿易の不公平は通貨缺乏して物産工作起らざるに在りとの説盛行れしかは當時政府が貨政上施行せし方策は紙幣の下落を防ぐの目的を有せりと謂はんよりも寧ろ銀貨の騰貴を抑制するの趣旨に出でしと謂ふへし即ち當時政府は一の紙幣消却案を立て漸次消却に着手

せしも其最も重きを置きしは銀價引下の方策にして或は國庫所有の銀貨を市場に賣出し或は洋銀取引所の設立を公許し又横濱爲換會社を設立せしめて洋銀を賣買せしめ次て横濱正金銀行を起し民間所藏の正貨を預らしめ以て百方銀價の下落を企圖せしか何れも其目的を奏する能はず銀貨に對する紙幣の下落は滔々として停止せざりしかは十三年の下半年終に斷然是等方策を委棄し紙幣の整理を以て急務とし始て強硬の處分を實行するに至れり乃ち政府は紙幣消却資金を増加せんが爲め酒造税を改正し地方税の負擔を増加し諸官省の經費を節減し又從來工業獎勵の爲めなせし紙幣消却準備金貸付の事務を廢して官設工場を拂下げたり是時に中り政府部内或者外債を起し紙幣の即時消却を斷行せんことを建議せしも政府の方針は松方大藏卿の意見により漸次消却法を採り一大中央銀行を設立して之を實行するに決したり當時紙幣消却資金の概要を擧れば通常歳入中より得べきもの毎年平均凡七百萬圓外に貸付金公債證書及び金銀貨を以て合計五千五百七十九萬餘圓の準備金ありしなり此資金を以て政府は一方に於て紙幣を消却し同時に他方に於て正貨を蓄積して他日兌換紙幣の制を立つるの方針に出

てたり既にして明治十五年六月日本銀行條例制定せられ同年十月其開業を見翌十六年五月國立銀行條例を改正し其存立時期を制限し日本銀行をして國立銀行紙幣の合同消却を實行せしむるとなせり爾來政府紙幣及び國立銀行紙幣漸く消却せらるゝの運に向ひ又準備正貨の額大に増加し十八年末に於ては不換紙幣の總流通高に對する準備金の割合は三割七分九厘を以て算するの好況を呈したり斯く紙幣減少し準備正貨増殖せるを以て其結果紙幣價格の恢復となり正貨の流入となり貿易は漸く順況を呈し物價及び金利は愈々下落し公債は益騰貴するに至れり是より先き市上銀紙の開き未だ存せしや政府は日本銀行の兌換券發行を許可せざりしか今や銀紙の價平準に復せしかは十七年五月政府は其兌換券發行を許可し翌十八年五月始て其發行を見たり繼て十九年一月より準備金中の正貨を支出して政府紙幣の交換消却に着手し又二十一年七月日本銀行兌換券條例を改正して現行の制限届伸制を採用し二十三年三月紙幣交換基金特別會計法を制定し準備金一千萬圓に加るに日本銀行貸上金二千二百萬圓を以て資金とし不換紙幣の交換は茲に故障なく之を遂行するとを得たり即ち國立銀行紙幣も政府

紙幣と共に明治三十二年十二月末日限り其通用を廢止し其翌日より起算し滿五箇年間に悉皆引換を了するを得たりしなり之を我邦不換紙幣の顛末とす

本學識者著

Knies, Das Geld, S. 344 ff.
 Wagner, Die russische Papierwahrung, Kap. I-VII.
 Hertzka, Wahrung und Handel.
 Pareto, Cours d'Economie Politique, I, § 327.
 Jevons, Money, ch. XVIII.
 Ricardo, Works, ch. XXVII.
 Laughlin, Principles of Money, chs. XIII-XIV.
 Walker, Money, Pt. II.
 Mill, Principles, Bk. III, ch. XIII.
 Kinley, Money, ch. XVI.
 Knox, United States Notes, chs. I-III, IX.
 Sumner, History of American Currency, ch. I.
 White, Paper Money Inflation in France.
 Courtois, Histoire des Banques en France.
 Vuhret, Histoire de la Dette Publique en France.
 Conant, History of Modern Banks of Issue, chs. IV & V.
 Dito, Principles of Money and Banking, Book III, chs. VIII & IX.
 田尻稻次郎氏 財政と金融第七編第二章
 明治財政史 第十一卷乃至第十四卷

第十七章 兌換券

第一節 兌換券の性質——第二節 兌換券の效用——第三節 カレンシー主義とマ
 ンキング主義——第四節 政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券——第五節 自由
 發行制と制限發行制——第六節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制——第七節
 兌換券發行に對する保證物件並に正貨準備——第八節 兌換券償却合同資金の制——
 第九節 諸國兌換銀行券制度一斑——第十節 日本兌換券發行制度の變遷——參
 考書

第一節 兌換券の性質

兌換券は政府之を發行すると銀行之を發行するとの別あれとも等しく發行者に於て所持人の要求次第直ちに其表示する金額を正貨即ち其國の本位貨幣を以て支拂ふとを約せる信用證券なり然而兌換券は元來一種の信用證券なるか故に正貨及び不換紙幣の如く其支拂を強制すると能はざるものなりと雖其信用に疑なき時は汎く市上に流通し一般的交換の媒介若くは支拂の手段として普く用ゐられ且つ現今二三の國を除き各國何れも之を法貨(リィガルテンダ)と爲し強制的

支拂の具たらしむるを以て其流通力は毫も正貨幣と差異なきものと認むるを得へし是れ兌換券か其性質信用證券なるにも拘らず貨幣の一種と見做さるゝ所以なり

今や兌換券の性質を一層明瞭に説明せんか爲め兌換券と其他の信用證券との差異を論述すへし蓋し約束手形爲替手形小切手の類と兌換券との間に於ける主たる差異は其発行の目的を異にするの點に存せり即ち兌換券は初より流通を目的として發行せるものにして諸般の支拂に之を用ゆる時は單純なる交付により債務の辨濟を結了し不渡となるも引渡人に於て其償還の責に任せざる而已ならず引渡人は其他何等の責任を負担せずと雖も手形及び小切手に在りては然らず其発行の目的は主として債權債務の關係を證するにありて其世上に流通し交換の媒介をなすは寧ろ其行使に附隨して起る副作用なり故に其讓渡は所持人拂のもの、外裏書の手續を要し不渡となりたる時は之か裏書讓渡人は償還の責に任せざる可からず

兌換券と他の信用證券と其発行の目的を異にするに附隨して上述の外尙其差

異の著しきもの二三を擧ぐれば他の信用證券は其效用を消滅する一定の期限を有すれども兌換券は永時流通すへきものと推定せらるゝと他の信用證券にありては利付なるもの往々あれども兌換券には決して利付のものなきと及び他の信用證券にありては其金額種々なれども兌換券にありては其各種類額面の金額常に一定して流通に便にし派錢を有せざると等はなり

加之現今諸國に行はるゝ兌換券は其銀行より發行せられしものと雖も多くは法貨なるか故に正貨を以て借入れたる金員を返済するに當りても法貨たる兌換券を以てする時は債權者之を拒むことを得ず之を拒みたる時は其債權は爲めに消滅せずと雖も其より生ぜし損害は債權者の負擔なり然るに他の信用證券にありては之を受取ると否とは全く債權者の隨意なりとす

第二節 兌換券の效用

兌換券は一種の信用形式にして交換媒介として流通するものなるか故に其效用は曩に交換の媒介としての信用の機能第十三章第二節を論するに當り略説明せ

し所なりと雖も兌換券の效用と預金其他の信用形式の效用との間には自ら異同なきを得ざるを以て此處に更に之を論述するも必ずしも無用の業にあらざるへし兌換券の效用の主要なるもの三あり曰く貴金屬の節約曰く信用の促進曰く通貨をして社會の必要に適應せしむると即是なり

第一、貴金屬の節約、兌換券の發行は其總額に相當する正貨を準備する場合と雖も克く正貨に代ふるに重量小にして取扱に便なる交換の媒介を以てし正貨の受授運搬及保全に要する煩勞及び費用を節約するに足るものとす然而して現今各國に行はるゝ兌換券は總額準備を以て發行せらるゝもの稀にして唯其發行額の一部分に相當する正貨を準備して發行せらるゝを例とするか故に兌換券の使用より生ずる利益は常に上述の利益のみに止まらずして其正貨節約より來るもの頗る大なるものありとす

抑々交換取引毎に必ず金銀貨を用ゆるか如きは社會に取り實に多大の犠牲を意味するものにして富裕なる社會にありて始めて堪へべき所なりとす去れば貧弱國の何れも十分の正貨を保有するとなくして紙幣の使用に腐心するは決して

偶然にあらざるなり然れども健全なる政策の下に兌換券を發行し之を使用するは獨り貧弱國に必要なのみならず資本豊富なる邦國に取りても亦經濟上等しく利益多きとにして之を使用するによりて貴金屬の用を省き之か獲得上費やさるを得ざる資本勞力を節して他の生産事業に向はしめ又貴金屬を貨幣として用ゆる場合に避くへからざる種々の費用と不便とを除き得るものとす

兌換券を用ゆるにより起る資本の經濟の甚大なるとはコナント氏の論せしか如く Conant, Money and Banking, Book IV, ch. VI. 其正貨の用を節約する額其流通額と準備金との差に相當する貴金屬の獲得に要する資本の利子を計算すれば之を覺知するを得へしセボンス氏は千八百六十七年に於ける英國の金銀銅貨流通額九千五百萬磅の保存費を計算して年々二百九十二萬七千磅を要し内二百八十五萬磅は百分の三の利率を以つて計算したる利子なりと曰へり (Jevens, Investigations in Currency and Finance, p. 296.) 今此計算に従ひ少しく舊聞に屬する嫌なきにあらざるも千九百〇三年に於ける歐洲諸銀行兌換券平均流通額百六十五億三千九百萬法の内より其正貨準備額八十九億九千五百萬法を差引き殘額七十五億法に對し年三

分の利子を計算する時は其額實に年々我八千七百萬圓許に達するを見るへし兌換券の使用の資本を節約するの程度亦大なりと謂ふべきなり

兌換券の使用か正貨の磨損喪失より生ずる損害を除去する利益亦決して小なりとせず千八百九十三年三月より九十七年九月末に至る四年六箇月間に英蘭銀行に回付せる貨幣は其重量法定量目に達せざると實に十三萬四千二百九十五オンスにして之を造幣價格に見積れば五十二萬二千九百十磅の損失なりと(The Economist, July 15, 1899 VII. p. 1012.) 即ち英蘭銀行を経たる貨幣のみにも其磨損年々我百萬圓許に當る計算なるか此割合を以て兌換券流通總額に相當する正貨の磨損を算出し更に之に正貨の喪失より生ずる損失を加算する時は其額甚大なるを推知すべきなり然るに正貨の代りに兌換券を用ゆる時は少許の紙料印刷費を投して全然這般の損失を免れ得べきか故に其利益實に大なりと謂はざるを得ざるなり

以上はコナント氏の所説を引用して正貨幣保存費の莫大なるを示し兌換券使用の利益を説きたるものなれとも兌換券の使用は右の外尙ほ買買取引上正貨授

受の不便運搬の費用等を節約すると大なりとす此點に就ては吾輩未だ大數計算によりて成れる統計を有せざるか故に其實數を示すと能はずと雖も其巨大なるは讀者の想像し得べき所なりと信す

第二、信用の促進 信用未だ充分に發達せず銀行の預金事務甚だ幼稚なる時代に於ては銀行の貸出資金は主として其資本金なるを以て金融上遺憾なからんを欲するも望む可からざるなり然るに其際兌換券を發行するに於ては銀行は其發行額に對し公衆より要求拂債務を負ひ同時に其流通額と正貨準備との差額に相當する丈の貸出を増加するを得べきを以て世の金融爲めに大に疏通すべきなり去れば兌換券の發行は信用の未だ充分に發達せざる社會に於ける信用行使の一方便にして斯る社會に取り最も緊要なるや論を竣たさる所とす

然而して兌換銀行券の發行は歴史上預金事務發達の階梯を爲し信用の進歩を促かせしものにして現今の預金事務の發達は實に兌換券の行使に待つ所大なりとすルロアポリュー氏は曰く「凡そ兌換銀行券の發行は公衆をして銀行を利用せしむるに有力なるものにして公衆は其兌換券の流通より自然に銀行を信用するに

至り終に支拂取立等の事務にまで之を利用するに至るとは吾人の經驗に徴するも誠に明白なる事實なり」(Leroy-Beaulieu, Traité d'Economie Politique, III, P. 474. 蓋し預金事務漸く發達し商工業者多く銀行を利用するに至る時は銀行は其預金を基とし大に割引貸附を許し其手取金を又預金に振替へ之に對して小切手を振出さしむるを以て世の資金愈増殖し金融愈圓滑にして信用愈發達するに至るべきなり) 兌換券は右の如く預金事務發達の楷梯を爲せしものなりと雖も預金の利用盛なる現今の世に於ても其用尙ほ甚大なるものありとす蓋し預金は人口稠密なる商業地に於て銀行と取引し得へき階級か商業取引上に之を利用するときは最も便利なる支拂手段を爲すものなりと雖も小額の支拂を要する小賣取引に用ゆへからず又人口稀薄にして充分に銀行の利便を有せざる農業地の如きにありて之を利用すると能はざるなり而して是等の場合に於て最も便利なる支拂方便は兌換券なりとす去れば兌換券は信用行使上預金の及はざる所を補ふものと謂ふべく社會は之に依りて以て信用行使の範圍を大ならしむるを得べきなり

第三、通貨をして社會の需要に適應せしむると、抑も通貨に尙ふべき性質一に

して足らずと雖も其最も重要なものは所謂彈力性にして其分量か世の需要に應じて伸縮自在なるに在りとす而して兌換券は銀行之を發行し其制度宜きを得る時は克く此性質を具有するものとす蓋し兌換銀行券は振替預金と同じく信用取引の生物にして其増發は商業活潑を加へ銀行に向て貸出を依頼する者多き時に起り其償却は商業萎微し通貨の用減し貸出の返濟として銀行に回歸する時に生ずるか故に兌換券は最も克く世の需要に應じて伸縮する作用を有するものと謂はざるを得ざるなり

コーベス氏曰く若し金及び銀か唯一の通貨たる時は貿易上輸入超過の際は正貨外國に流出し内國の物價俄然下落し恐慌を惹起すとなきを保せずと雖も兌換銀行券ある時は商業社會の必要に應じ通貨不足となれば之を補ひ以て恐慌を防ぎ商業社會をして安固ならしむべし」と (Cauvès, Cours d'Economie Politique, II, p. 309.) 然りと雖も凡そ商業の消長なるものは必しも靜思熟考の結果に非ず時に或は一時人心の傾向により商況に變動あるを免れざるか故に兌換銀行券の分量も社會の需要に適應せざるとなきに非ず世に兌換銀行券の過發若くは不足と稱するもの即ち斯る場合に起る現象なりとす然れとも是等は一時の

現象にして必ず久しからずして匡正せらるべきか故に永時に亘りて觀察する時は兌換銀行券は通貨をして社會の必要に適應せしむる弾力性を有するものと謂はざるを得ざるなり

第三節 「カレンシー」主義及び「バンキング」主義

凡そ社會萬般の事物利害相伴ふは數の免れざる所兌換券と雖も其行使より生ずる利益は洵に大なりと雖或は之を使用するにより社會の經濟を紊し幣制を攪亂するか如き弊害生ぜざるに限らず此利害得失の輕重は古來多數學者の提起せし問題にして歴史上兌換銀行券制度か屢々不完全にして社會に甚しき害毒を流せし事實は終に或一派の學者をして兌換券の利益に關する學説は悉く牽強附會なりとの斷案を下さしむるに至りし程なりき此問題は殊に十九世紀の初半英國に於て盛に討究せられし所にして當時學者は截然二派に分れ一を「カレンシー」主義派又緊縮學派レトリクティブ・スクールと呼び他を「バンキング」主義派又膨脹學派エキステンシブ・スクールと稱せり而して前者に屬する重なる學者はオバリストン卿トレンス大佐ノルマン氏等にして後者

に屬する重なる學者はトウック、ゼームスウキルソン、フライトン等の諸氏なりき今兩派の主唱する所の大要を摘録せん

「カレンシー」主義派は若し或國か一葉の兌換券たに行使せざりし時は自然に其國內に行はるゝ賣買取引に必要な正金を吸収し其正貨流通額は必ず其社會の需要に應じて伸縮すべきなり然而して元來貨幣か社會の需要に應じて伸縮するは最も望ましきとに屬するか故に紙幣を發行して正貨の代用を爲さしむるに當りては常に其紙幣の兌換を實行するを以て足れりとせず正貨流出するとあらは之を代表する同額の兌換券回收せられ之に反して正貨流入するとあらは同額の兌換券發行せらるべき様書策せざるべからず然らずんば正貨國外に流出するや紙幣忽ち其缺を補ひ國內の通貨は其需要に超過し物價は正貨の出入に伴はず國際間貴金屬の分配は爲めに其比例を失し又國內の正貨及紙幣は爲めに其適當なる割合を保つと能はざるに至るへし果して然らば兌換券の發行は其發行額と同額の正貨準備を有せしめて始めて之を許すべきものにして此原則に背き少額の正貨を準備し巨額の兌換券發行を許すか如きは徒らに通貨膨脹の弊に陥り物價を

騰貴せしめ終に經濟社會を攪亂するに至るへし世に所謂恐惶なるものは一に之より生ずることを忘る可からすと主張せり

「バンキング主義派の主張する所は右「カレンシー」主義と正反對なり即ち第一元來兌換券の伸縮は正貨の伸縮と毫も異ならざる法則によりて支配せらるべきを以て若し其分量過多ならん乎忽ちにして兌換の請求起り正貨輸出せられ其額隨て減せざるを得ず故に需要に超過して流通するの虞あるとなし第二抑兌換券の用たる克く貴金屬の不時の需要より生ずる急激なる貨幣の増減を補填するにあれば決して正貨と共に伸縮するを要せざる已而ならず總額準備法により正貨と共に増減せしむるか如きは却て其主要なる效用を没却するものなり加之ならず兌換券の發行は銀行より見れば常に受働的にして需要あらば發行せられ需要止めは回歸すへし故に其發行か物價騰貴及び投機取引の原因を爲すと謂はんより寧ろ其結果なりと謂はざる可からす果して然らば法律を以て之を制抑するの必要毫も之あるとなしと云ふに在り

今上記二學派の主張する所を検するに共に多少眞理なきに非れとも何れも左袒

すへからざる偏見に陥れる點多きを發見す以下其然る所以を論述せむ

第一「カレンシー」派は左の諸點に於て大なる誤謬に陥れり

- 一、同派は世の交換の媒介物は單に正貨幣及び紙幣のみより成ると誤解し夫の最も廣く行はるゝ手形小切手帳簿上の貸借等の存在を看過せり
- 二、兌換券の主要なる效用は其自然的伸縮力(彈力)を有するの點に存せり然るに「カレンシー」派は全く其效用を非認し總額準備發行法を主張せり
- 三、同派は總額準備發行法を奉ずるの結果として兌換券をして常に正貨の輸出入と共に伸縮せしめんと主張せり然れども是れ預金の正貨要求上兌換券と同一の能力を有することを忘却したる論なり總額準備の場合と雖も預金に振替へらるゝ銀行の割引貸附を廢せざる以上は預金を引出し正貨を要求し來る時は銀行は直ちに之を支拂はざるを得るか故に兌換券流通高と銀行の保有する正貨の額とは常に之を同一ならしむると能はざるや明白なり
- 四、同派は總額準備を以てせざる兌換券の發行は必ず物價を騰貴せしめ又恐惶は一に貨幣の膨脹より來るものと信すれども是れ貨幣數量説の誤謬に陥り又恐

惶の何たるを知らざるものにして甚しき謬見なり

第二、「バンキング」派亦左の如き誤謬に陥れり

一、同派の主張する第一の説は永時に亘りて論する時は正當なるへきも市況活潑を加へ投機熱熾に起る場合に於ては兌換券と雖も適度を超へて濫發せられ終に兌換の實を失ふに至るの危険往々あるへきとを看過せり

二、第二の説は大體に於て當れりと雖も兌換券の發行を銀行の自由に放任し毫も干渉せざる時は大害を醸すとあるへきを悟らざるものなり

之を要するに「カレンシー」及び「バンキング」の兩主義は、其論旨に於て正鵠を得たる點全くこれなきに非すと雖も孰れも偏見に陥れる非難を免る可からず若夫れ兌換券は如何なる主義を以て之を支配するを正當となすやは請ふ之を次節以下に論究せん

第四節 政府發行の兌換券と銀行發行の

兌換券

之を概論すれば善良なる兌換銀行券は善良なる政府發行の兌換紙幣に優るものとす古來政府自ら兌換券を發行したる例乏しからすと雖も現今にありては大抵皆其發行を銀行に委ね政府自ら之か發行に従事するもの稀なり今左に兌換銀行券の政府發行兌換紙幣に優る所以を説明せん

第一、政府發行の兌換券は自然的伸縮力を缺けり、蓋し最も善良なる兌換券制度は兌換券か經濟社會の需要に應じて自然に伸縮し得へき様劃策せられし制なりとす凡そ貨幣の需要なるものは物價の高低信用の伸縮商工業の盛衰等によりて大小あり又季節の如何によりて異同あり決して單純なるものに非るを以て人為的に之に應ずると極めて困難なりとす去れば自然に世の需要に感應して伸縮し得へき制を採るは兌換券の效用をして最も大ならしむへき所以にして經濟上最も望ましき所なりとす然るに政府發行の制は此緊要なる點に於て到底銀行發行制に及はざるなりトック氏は其物價史に政府發行制と銀行發行制との利害得失を論じて曰く「銀行發行制にありては兌換券は商業の需要に應じて伸縮すれとも政府發行制にありては其伸縮は商業の需要如何に依らず主として政府の必

要によりて決せらるへし去れば後者にありては需要を供給すと云ふよりも寧ろ需要を生じ出すの結果を生ず云々と(Tooke, History of Prices, Vol. I, pp. 176—177)

今右トウツク氏の言を説明すれば政府の兌換券を發行するや必ずや其支出を要する時に限り發行するものなるか故に銀行か割引貸附の依頼に應じて兌換券を發行する場合の如く所謂生産的の事業に向て而も市場の需要に應じて之を發行するに限らず時に或は市場金融緩慢にして資金の用途に困む場合と雖も巨額の發行を見るとなきを保せず隨て金融の調和を缺き物價の變動を來すの恐なしとせざるなり又回收の點より之を見るも兌換銀行券にありては割引の満期貸附の返済によりて自ら回歸し兌換券歸らされは正貨銀行に入り來り若くは預金の減少を見結局市場に於ける交換の媒介物其丈減退すれとも政府發行の兌換券にありては其回收は租税の上納に非ずんば正貨引換の場合に限るものなるにより其緊縮力比較的遅鈍なりとす果して然らば兌換銀行券は政府發行の兌換券に比し遙かに優等なりと謂はざるを得ざるなり

第二、政府は兌換券發行機關たるに適せず 夫れ政府か兌換券發行の任に膺る

に於ては其發行額を豫め一定するか若くは立法部又は行政部の意見により時々伸縮すべき制を採らざるを得ず而して其額若し一定不動ならん乎兌換券は克く其本能を完ふするを得ざるべく市場金融緩慢にして資金の需要尠き時に中り多額の流通を見之に反して金融切迫なる時兌換券の缺乏を訴へざるを得ざるへし若し立法部の意見により時々伸縮すべき制を採らん乎其召集決議に長日月を費さざるを得ず到底市場の急に應ずると能はざるを奈何せん若し又行政部の意見に任ずるの制を採らん乎是れ行政部に與ふに非常の權力を以てするものにして其權力濫用の虞あるのみならず當局の更迭毎に異なりたる財政意見を實行せられ統一を缺くの恐なしとせず加之ならず兌換券發行を立法部若くは行政部に委ぬる時は假令其當局者の能力に間然する所なく又正實に其職務を竭し得へしとするも彼等は尙ほ實際社會の事情に接するの機會に乏しきを以て其需要に適應すへき施政をなす能はざるや知るべきのみ

第三、政府は利子歩合を上下して正貨準備を伸縮すること能はず、兌換券の發行を政府事業となすの不可なるは營に上述せし所のみ止らず尙正貨兌換に資

する準備金を備ふる點に於て大に不可なるを見る蓋し正貨準備の多寡は一般商工業者の常に注視する所にして其増減は實に信用の消長商業の振衰を示す所の晴雨計たり而して銀行か兌換券發行の任に當る時は正貨準備減少の傾向を呈せは直ちに利子歩合を引上げ其恢復を計畫すへきも政府は斯の如き働作をなすと能はざるなり是れ政府發行制の第三の缺點なり

第四、政府發行兌換券の缺點の著きもの尙一あり政府の財政不如意なる時自ら正貨準備の薄弱を來し爲めに經濟社會に不安の念を起さしめ結局商工業の進歩を阻碍するに至ると是なり若し兌換券の發行を銀行に委ね政府直接に之に關與せざるに於ては假令財政困難の場合と雖も銀行の正貨準備に影響するとなかるべく隨て經濟社會を動搖するの虞少なかるへきや明かなり

兌換銀行券の政府發行兌換券に優る所以實に右述へたるか如し然らば則ち政府は自ら銀行業を營み兌換銀行券を發行すると得ざるか是れ當然起るへき問題なり世に説を爲す者あり兌換券發行銀行を國有となすの可なるを主唱して曰く抑々私人の資本を以て兌換銀行を設立する時は之に従事する者の第一に顧慮せ

ざるを得ざるは株主の利害なるか故に兌換券の發行上社會の公益を圖るに當て若し株主の利益と相衝突する時は之か爲め大に掣肘せらるゝは蓋し自然の數なり故に寧ろ純然たる國有銀行をして兌換券發行の任に膺らしめ十分に其職分を竭さしむるに如かず加之ならず發行額の全體に相當する正貨を準備せしめて兌換券を發行するは一方に於て公衆より無利息の資金を借入れ他方に於て利息を取りて之を貸附くるに外ならず其利益や決して尠なしとせず斯る利益は須らく之を國家に收むべく少數銀行業者の壟斷に委す可からずと

若夫れ皮相の見を以てすれば論者の主張する所の兌換銀行を國有と爲すの制甚た美にして毫も間然する所なきか如し然れとも少しく思慮を旋らす時は是れ一箇の空論たるに過すして甚た危険多き制なるとを發見すへし何を以てか之を言ふ曰く第一兌換券發行銀行を國有となす時は政府の一部局其事に當らざるを得ず隨て銀行の業務と政府の財政との關係密接となり或は一時政府の便宜の爲め民間の經濟を害するか如き舉に出つるとなきを保せず第二政府に於て兌換銀行を經營するに於ては勢ひ兌換券の發行は政治的勢力の影響を受け其管理者は内

閣の更迭と共に進退するか如き弊を生せざるを得ず第三論者の所謂少數人士の利益壟斷は寔に理あり然れとも上述の危険より生ずる損害は這般の如き利益を以て償ふへからざるを記憶せざるへからず况や兌換銀行に課税するに於ては之を私人の經營に委するも其利益の一部を國庫に徴收し得へきに於てをや第四私人の經營に係る兌換銀行は株主の利益を圖る爲め公益を害するとあるへしとの危険の如きは適當の監督法を設けて豫め之を防遏すると敢て難きに非るなり之を要するに國家か兌換銀行を經營し兌換券發行の任に當るか如きは實に兌換券の效用を没するのみならず其之か爲めに生ずる經濟上の危険は寔に鮮少に非るなり宜哉現今文明諸國に於て(露西亞及瑞典を除き)之を民業に附し國家之か監督の任に當り百方兌換券の效用を完ふせしむるに努むると同時に其之より生ずる利益の一部を國庫に徴收し以て遺憾なからしめんとを計るもの多きや

第五節 自由發行制と制限發行制

兌換銀行券は政府發行の兌換券に優り兌換銀行券を發行する銀行は政府之を經

營するの不可なると前節に述べしか如し果して然らば兌換券の發行は之を民間の銀行に委ねざる可からず而して其發行は銀行の自由に放任すへきや將又之に制限を加へ法律を以て之を規定すへきや

自由發行制を主張する論者は曰く不必要なる兌換券を發行すれば忽ち正貨引換の請求を受くへきか故に銀行たる者相當の正貨準備なくして濫に之を發行するの道理なし故に敢て法律を設けて之を羈束するの必要を見すと之に反して制限發行制を主張する論者は曰く銀行たる者常に充分なる用心と周到なる注意とを以て業務を行ふ者のみならんや殊に割引貸附の依頼頻々として起るに當り隨意に兌換券を發行するとを得るに於ては一時其收益甚大なるを以て自然過多の弊に陥らざるを得ず已にして兌換の請求俄然起らんには銀行は終に之に應ずると能はずして恐るへき害毒を社會に流布すへきや必然の數のみと

抑も銀行の兌換券を發行するや主として貸付若くは手形割引の手取金に對して之を引渡すものにして銀行は之によりて要求拂債務を負擔するものとす去れば兌換券の發行は夫の貸出の振替より生ずる當座預金と毫も異なるとなく唯其形

式に於て二者間差異あるに過ぎざるなり即ち兌換券發行の權ある銀行より貸出を受くる者は其手取金に對して兌換券にても預金上の權利にても其好みに隨ひ之を獲得し得べく銀行は右孰れの場合に於ても之か兌換若くは引出に應ずべき資金を準備するの必要を有し彼是寸毫の差異を感せずなり然而して現今各國の制度は一二の例外を除き預金義務の負擔竝に之に對する支拂準備金を銀行の自由に放任するを例とせる以上は兌換券の發行に對しても亦何等制限を加ふるの必要なしと謂はざるを得ざるなり然りと雖も是れ實に皮相の淺見にして兌換券流通の範圍と預金使用の範圍との間に存する差異を究むる時は直ちに其非なるを了知すべきなり蓋し兌換券は預金と異なり其行はるゝ範圍頗る廣汎にして都鄙遠近を問はず貧富賢愚を論せず國內普く之を行使し常に正貨と同様に取扱はれ而かも之を行使する者の多數は預金を利用する人士に比し自家防衛の能力に乏しく到底國家の庇護を待たずんは其利益を完ふすると能はず一朝銀行破綻し兌換券其實を失はん乎其影響の及ぶ所眞に重大なるものあるを以て國家の權力を以て其發行を律制し以て正貨との間に些少の差異なからしめんとを期する

は洵に正當の措置と謂はざるを得ざるなり之を史に徴するに古來銀行か一時の勢に乗して兌換券を濫發し終に倒産の厄に陥り至大の害惡を社會に流布し特に無辜の細民を苦めし例決して尠なしとせず千七百七十二年蘇格蘭に於ける「エイヤバンク」の支拂停止の如き千七百九十二年乃至九十三年英虞蘭に於ける多數の私立銀行の倒産の如き又千八百三十九年米國「シンガン州」の「ウヰイルドキャットバンク」の破産の如き皆其殷鑒たらざるはなし由是觀之兌換券の自由發行は寔に危険なる制度にして制限發行の制こそ其當を得たるものと謂ふべきなり宜哉現今何れの國に於ても制限發行制を採らざるものなきや

第六節 大銀行單獨發行制と多數銀行

發行制

銀行をして兌換券發行の任に膺らしむるに當り前節論せし自由發行制と制限發行制との得失の外尙重要なる問題一あり兌換券發行權は之を多數の銀行に分與

すへきや將た唯一の大銀行をして之を独占せしむへきやの問題是なり
大銀行單獨發行制と多數銀行の發行制と孰れか可なるやの問題は往時佛國を中
心とし學者間に盛に論難辯駁せられし所にして之に關する論争は千八百四十八
年佛蘭西銀行の独占發行の制確定せし時に始まり千八百七十年普佛戰爭の起る
に及て漸く其終局を告げしの觀ありしと雖も爾來尙之を論議する者尠なからず
而して其利害得失に關する論點は大約左の如し

先づ大銀行單獨發行制を可なりとする學者の論旨を擧げんに

第一、兌換券は正貨の代用を爲すものなるか故に其様式同一なるを尙ふ而して
兌換券發行は國家の貨幣權の行使なるを以て當に唯一の代表者に委任すへきな
り單獨銀行制は即ち上述の趣意に適ふものなり

第二、單獨發行制は責任の歸する所を明かにするの利益あり責任一に歸すれば
發行者の注意隨て周到となり夫の多數銀行發行制に於けるか如き怠慢又は無責
任の冒険より生ずる害毒なし

第三、單獨發行制にありては世人は常に其衝に當る銀行の事業に注目し輿論の

監督嚴密なりと雖も多數銀行發行制にありては世人は各銀行の狀況に注意を拂
ふと薄し

第四、單獨發行制にありては其發行銀行は多數銀行發行制の下に於けるか如く
他行との間に競争を生ぜざるを以て安全の疆界を超へて兌換券を發行する等の
となし蓋し配當の大なるを欲するの念慮は競争者あるによりて益熾なるものと
す然るに他行の競争する者なくんは銀行は準備を大にし公利公益を進むるを以
て其方針となすに至るへきなり

第五、多數銀行發行制にありては會々一銀行破綻する時は累を一般に及ぼし銀
行の支拂停止金融の梗塞等を來し各銀行は自家防衛に汲々として毫も他を顧み
ず一として市場を救済し社會の信用を維持するの力を有する者なきに至る大銀
行單獨發行制にありては然らず其政府との間に於ける密着の關係は世人をして
毫も其信用を疑ふことなからしめ其一舉手一投足は克く救済の目的を達し恐惶
を鎮壓するに足る

第六、多數銀行發行制にありては巨額の正貨流出する時は各行皆取付に遭ひ其

影響全般に波及すべしと雖も單獨發行制にありては斯る虞なきのみならず取付に應じて割引政策を行ふとを得へし是れ一國經濟の爲めに非常なる利益なり次に多數銀行發行制を可なりとする學者の論旨を擧げは左の如し

第一、多數銀行發行制は其性質として恐慌を煽動すと云ふは誣罔なり其恐慌を熾ならしむるは各行の發行權濫用に在り故に其濫用を防遏するの策を講ずれば可なり

第二、政府の監理の下に於ける單獨銀行發行制は其性質として政治上常に其銀行の施政に反對する者を有し自然政界以外に超然として其業を營むと能はず

第三、單獨發行制にありては其銀行と政府との關係密接なるを以て往々にして政府の財政を補助せざるを得ざるの位地に陥り爲めに其基礎を危からしむるとなきを保せず千八百十三年より十四年に亘りて佛蘭西銀行兌換券の不信用及び千七百九十七年に於ける英蘭銀行の兌換中止の如き優に之を證明せり

第四、單獨發行制にありては發行銀行たる者其獨占權を濫用し以て暴威を逞ふし無辜の私立銀行を倒し其極銀行業の集中を來し兌換券益々増發せられ兌換の

請求終に起り恐慌襲來するの虞なしとせず然れども多數銀行發行制にありては然らず兌換券發行に依て銀行の利益を獲ると大なれば世の資本直ちに銀行業に向ひ利潤の平均條ち行はるへし加之ならず此制の下にありては各行互に相制抑し他行の兌換券流通高を減し以て自己の兌換券流通高を擴張せんと努むるか故に正貨兌換の請求絶へす起り其結果として兌換券濫發せらるゝ憂なし

第五、單獨發行制にありては中央機關が割引政策を行ひ金利を動かすの結果往々にして地方の利害を顧みざるの弊あり

以上は大銀行單獨發行制と多數銀行發行制との利害得失に就き往時學者の列舉せし所なり今之を検するに大銀行單獨發行制の利益として掲げられたるものは其弊害に比し頗る大なるものありと雖も多數銀行發行制の利益として數へられしものは承認し難き點甚だ多きを發見す請ふ少しく之を論評せん

多數銀行發行制を可なりとする論者は第一に其主唱する制度は其性質として恐慌を煽動せず恐慌をして熾ならしむるは各行の發行權濫用に在りと云ふと雖も市場變調を呈する時各行の自家防衛にのみ汲々として毫も救濟の策を講せざる

は史上屢々起りし所にして之を其制度の性質上の缺點と謂はすして何そや
第二に單獨發行制にありては銀行は常に政敵を有すとの理由を以て之を攻撃す
れとも這般の如き弊害は銀行の組織及び政府の監督權に斟酌を加ふれば全く之
を防遏し得ざるに非ず

第三に單獨發行制にありては銀行は政府の財政を補助せざるを得ざるの境遇に
陥り易く爲めに其基礎を危ふすへしとの論は實に論者の言の如し然れとも此單
獨發行制の缺點は時としては寧ろ其利益なりと謂はざるを得ざるなり蓋し國家
危急存亡の秋克く財政の困難を救ひ經濟社會の安固を保全する者は有力なる中
央銀行にして決して諸所に割據せる小銀行に非るへし普佛戰爭の當時及び其後
に於ける佛蘭西銀行の效績の如き諸所に散在せる多數小銀行の成し能ふ所に非
ざるなり

第四に所謂小銀行相互抑制の利益の如きは取るに足らず千八百四十四年ビル
條例制定以前に於ける英國地方銀行の状態は正反對の實例を供せり加之ならず
小銀行相互抑制の利益と稱するものは論者の多數發行制の辯護として第一に掲

けたる所と矛盾せり論者は多數發行制を辯護して此制度は其性質として恐惶を
煽動するものに非ず其恐惶を熾ならしむるは各行の發行權濫用に在りと曰へり
然るに今小銀行の相互抑制は其紙幣濫發を防ぐへしと主張す之を自家撞着と謂
はすして何そや

第五に所謂中央銀行の割引政策か地方の利害を顧みざるの弊なるものは一應道
理なきに非されとも單獨發行制の下に於ける正貨流出の影響を全般に波及せさ
るの利益竝に割引政策の效果は這般の如き小弊害の以て比すへき所に非ざるな
り

以上論述せし所は主として經濟上より觀たる所なれとも多數銀行發行制は到底
大銀行單獨發行制に及はざることを示せり尙ほ之を政治上より觀れば更に後者の
前者に優るを發見すへし宜哉現今歐洲諸國は殆ど皆兌換券の發行を中央銀行に
委託するの制を採るや瑞西は多數の銀行兌換券を發行するの制なれとも十數年
來中央銀行の設立を唱ふる者多く近年其議論漸く熟し千九百〇五年其設立案は
終に議會を通過し之に關する法律の發布を見たり故に同國も亦大銀行單獨發行

制を採る國々の班に列するに至りしものと認むべきなり北米合衆國亦た多數銀行制を採れり然れども同國の制は經濟上の必要より起りしにあらすして寧ろ政治上の情勢より生じたりと解釋して可ならん歟

第七節 兌換券發行に對する保證物件

竝に正貨準備

兌換券の主なる效用は第二節に述べしか如く正貨の用を省き信用を促進し彈力性に富める交換媒介を社會に供給するに在り然れども正貨を蓄積し其と同額の兌換券を發行するに止むる時は其效用は大に減縮し單に正貨取扱の不便と其磨損喪失を防ぐと及び公衆を誘導して銀行を利用せしむると等に止まり其他は得て之を收む可からず去れば兌換券の效用をして完からしめんと欲せば須らく準備正貨よりも遙かに巨額の發行を許さざる可からず是れ保證物件竝に正貨準備に就き研究を要する所以なり

銀行は其全資産を以て債務を辨濟するの責を有すると喋々の辯を俟たざるなり

然れども正貨の外兌換券償却の引當と爲すべき物件に就ては其種類により自ら優劣あるを以て銀行者たる者日常其業務を經營するに當り其選擇を誤らざらんとを要す蓋し兌換券償却の引當と爲すべき保證物件の種類は銀行の營む所の業務によりて決せられ手形の割引に應じて兌換券を發行せば其保證物件は手形と爲り貸附に應じて兌換券を發行せば其保證物件は債權證書及び之に附隨せる擔保品たるべく又公債株式の類に放資し兌換券を發行せば其保證物件は其買入れたるものを以て形成すべし故に是等各種の保證物件を比較し其優劣を究め最も優等なるものを獲得し得べき業務に従事するの方針を採ると緊要なりとす今各種保證物件の優劣を比較するに短期の商業手形は兌換券の保證として最も適當にして且つ最も依頼すべきものなるか如し元來兌換券は所持人の要求次第正貨を以て支拂はざるを得ざる債務なり去れば其引當となるべき保證物件は迅速に正貨に引換へらるべきものたらざる可からず而して短期の商業手形は各種の債權中最も能く此要件に適ふものとす現今歐大陸諸國兌換銀行條例の保證準備として先づ短期商業手形を數ふる所以のもの亦決して偶然に非ざるなり

平時事なきの日に在りては公債證書及び鞏固なる會社の債券の如きは商業手形に比し一層確實にして兌換券の保證として優るものあるか如く見ゆ何とならば商業手形の義務者は僅々數名の商工業者に過ぎされとも公債證書社債券の如きにありては其義務者たる者は政府又は信用ある會社なるか故に何時にても容易に之を賣却するを得へければなり千八百三十八年蘇格蘭諸銀行の連合上申に曰く抑々蘇格蘭銀行制度の鞏固なる所以のものは各銀行皆其資本及び預金の大部分を公債に放下するの點に存せり夫れ公債のものたる通常利率頗る低く市況不味の際之を賣却せんと欲せば損失を免れずと雖も然れとも少許の犠牲を意とせされは如何なる場合と雖も正貨に引直し得へきものとす云々(Macleod, Theory & Practice of Banking, Vol. II, pp. 222-223.)と然れとも是れ平時に於てのみ然るものにして恐慌の際に於ては寧ろ反對の現象を呈するを奈何せん千八百七十三年の恐慌の際紐育諸銀行は地方銀行より其預金の大部分の引出を受けたりしか其際公債證書及び商業手形の優劣を確知するを得たりボルス氏は其著米國財政史に克く當時の事情を記載せり曰く「公債證書の類を擔保として貸附けたる「コール

ロイン」六千萬弗は平素紐育諸銀行の倚賴せし所なりしか當時全然之を回收する能はざりしのみならず其引當の公債證書の價格は俄然下落し非常なる犠牲を以てするにあらざるよりは一葉たに之を賣却するに能はざりき是れ蓋し此種の質物の特性にして平時にありては之より安全なるものは是れなしと云ふも可なれとも一朝事あるに際しては其價格暴落し亦如何とも爲す可からず之に反して商人の信用及び其支拂能力は斯る場合と雖も左程變化を來すものに非るか如し此經驗により吾人は公債證書商業手形共に優等なる保證物件には相違なきも永時に亘り判斷を下す時は後者は遙に前者に優るとを會得せりと(Bolles, The Financial History of the United States from 1861 to 1885, p. 350.)英國に於ける事情亦其揆を一にせりバジエオット氏其「ロムバードストリート」に言へるあり斯る場合(恐慌)に於て公債を擔保とし資金の融通を許し得へき者獨り英蘭銀行ある而已同行より資金の供給を仰くに非るよりは公債の購入は到底爲し得へき業に非ず英國廣袤大なりと雖も其買入に充つへき正貨は夫の英蘭銀行營業部に貯藏せる支拂準備金の外何處にも存在するとなし果して然らば若し恐慌に際し同行營業部其自身が大

に正貨回収の必要を感じ公債の賣方に立つとせば其目的を達し得べきや否や知るべきのみと (Bagehot, Lombard Street, ch. VII, sec. II, p. 190.) 現今に於ては諸般の報道機關大に發達し市場の事情亦た往時の如くならず經濟社會の實況は短期にして急激なる恐慌の襲來に代るに長期に亘る不景氣を以てせんとするの傾勢を呈せり隨て非常の場合と雖も公債の賣却上或は往時の如く困難を感ずるとなかるへし然れども公債の商業手形に比し大に讓色あるは今日尙ほ動かす可からざる事實なかる如し

兌換券の如き要求次第支拂はさる可からざる債務の引當として公債證書社債券の類を保有するは右述るか如く危険甚た多しと雖も其危険は近來銀行間に行はるゝ相互救濟の法により幾分か輕減せられたるものゝ如し紐育交換所組合銀行の恐慌の際發行せし交換所預り證券の如き千八百九十年英蘭銀行總裁リッダー・デール氏の採りし手段の如き皆其例證なり然れども是等の協同行爲は公債の價格下落を防退するよりも寧ろ一般の信用を保全し恐慌を防ぐの目的に出でたるものと謂ふ可し公債の價格下落を防ぎ其賣却を容易ならしむるの目的を以て銀

行か協同一致の舉に出でしは千八百九十九年秋露西亞に於ける諸銀行の聯合を以て最も著名なる例とす同年露西亞に小恐慌起り公債の價格大に下落するや露西亞帝國銀行は千九百年三月一日までを限り政府の保證せざる諸種の優等債券に對して信用を開き貸附を爲すとを許され又工業會社の社債の如きも從來帝國銀行の擔保として受入るとを肯せざる所なりしか同時に之に對して融通の途を開けり而して一方に於ては聖彼得斯堡に於ける大銀行の「シンデケート」組織せられ五百五十萬ルーブルの資金を投し以て公債の投賣より生ずる下落を防ぐに努め帝國銀行は損失ある時は「シンデケート」に於て之か辨償の責に任すへしとの條件の下にか資金を供給し「シンデケート」の事務は帝國銀行總裁の監督の下にある五人の委員をして執掌せしめたりと云ふ (Economiste Européen, Dec. 29, 1899-XVI, 628.)

以上吾輩は兌換券の保證物件として商業手形及び公債證書社債券の優劣を比較し就中手形を以て最も優等なるものと斷定せり而して株券及び信用貸附證書の不可なるは論議するの要なしと信す今や一步を進めて正貨準備に就て攻究せん

兌換券引換に資する爲め準備する正貨の多少は貴金屬の節約に關する兌換券の效用に影響し又大に銀行の利益に關係を有するものとす去れば法律を以て其割合を規定するか如きは果して策の得たるものなるや否や自由銀行制を主張する論者は曰く法律を以て準備金の割合を定むるか如きは大に不可なり誠實なる銀行は自ら相當の準備金を保有すへし故に安全なり誠實ならざる銀行は然らず故に倒産を免かれず自然淘汰の法則は克く銀行界を支配すへきを以て正貨準備の如きは之を銀行者の自由に放任して可なり况や其割合の如きは元來立法者の臆測を以て定め得へきものに非ず漫に之を律するか如きは經濟上多大の弊害を生すへきに於てをやと然れとも細かに此問題を討究する時は是れ一箇の空論に過ぎざるを發見すへし蓋し國家は當然兌換券の發行者に命するに潤澤なる正貨を準備すへきとを以てするの權能を有し之を監視するの責あるものとす請ふ左に其然る所以を述へん

夫れ兌換券の物たる其性質上汎く一般民衆の間に流通し常に正貨と同様に取扱はるゝか故に二者間に價格上寸毫の差異なきを尙ふ而して其正貨準備を必要とする所以のものは第一其信用に瑕瑾なからしむると第二正貨幣と同一の價格を以て流通せんと第三何時にても正貨幣と引換らる可きとを期せんか爲めに他ならず然るに正貨準備を發行者の自由に放任するときは往々にして其割合を減縮せしめ終に上記三目的を達する能はず無辜の良民を害し細民の所得を奪ひ又信用の發達を妨げ害惡を社會に及ぼすとあるは歷史上其例證に乏しからず去れば國家か法律を以て正貨準備最少額を規定するは假令其割合を定むる上に於て憶斷的なりとの誹謗は免れざるにもせよ實に經濟政策上必要とする所にして斯の如くして始めて一般民衆の利益を保護し得へきなり然り而して大銀行單獨發行制の場合と多數銀行發行制の場合とを比較するに後者にありて特に其必要を感ず何とならば前節にも述へしか如く前者の場合にありては毫も他行の競争を感ぜざるか故に銀行自ら進んで潤澤なる準備金を設くるに努むると同時に公衆は常に其銀行の行動に注目し些少にても危険の點あらは決して之を看過せされとも後者の場合に於ては銀行間の競争上互に利益の大ならんを冀ひ準備金の如きは成るべく之を小にして以て多額の資金を運轉せんとするに至り公衆の監督も亦

一銀行の場合の如く嚴密なる能はされはなり
右述るか如く法律を以て兌換券に對する正貨準備の最小額を規定するの必要果して是ありとすれば其割合は如何是れ頗る緊要なる問題なれとも元來一定の規矩準繩あるとなし然れとも準備金の割合は多くは兌換要求の性質によりて決せらるゝものにしてバジェオットの言ひしが如く債務の密度は其金額の大小と同一勢力を有するものとす (Bagehot, Lombard Street, ch. XII.) 即ち兌換券の發行巨額なるも其一回の兌換要求高にして大ならさらん乎準備金の割合は左程大なるを要せざるへし之に反して發行高小なりと雖も一時に巨額の引換を請求せらるゝ時は準備の割合隨て大ならざるを得ざるなり又準備金の割合は銀行の所在季節の如何等により大小あるを免れず地方に於ける銀行よりも中央市場に於ける銀行は準備金の割合大なるを要し金融頻繁なる季節は然らざる季節よりも巨額の準備金を要するか如し

十九世紀の初め英蘭銀行の重役等は英國々會の諮問に對へて銀行の準備金は總ての債務に對して三分一以上なれば足れりと曰へりオバーストン卿亦英蘭に

於ては兌換券發行額の三分一の正金を準備せは充分なりと曰へり其他百分廿五の準備金は兌換券の準備として決して少額に失するものに非すと説く學者數多ありき然れとも或場合に於ては右何れも充分なりと謂ひ難きものゝ如し方今諸國の實例に據れば兌換券に對して又或場合に於ては兌換券預金等總ての要求拂債務に對して三分一乃至百分四十の正貨準備最少額を規定するもの多し英國佛國及我國の如きは此點に就き何等の規定を設けずと雖も獨逸帝國銀行は少くとも發行總額の三分一に相當する正貨を備ふべきとを命せられ奧利匈牙利銀行及び瑞西國立銀行は其百分四十を以て最少額と爲すの規定を以て支配せられ白耳義國立銀行は兌換券其他要求拂債務の全額に對し三分一以上の正貨を保有せざるを得ず又ネゼラランド銀行は同じく兌換券及び預金に對し其百分四十以上の正貨を有すべき制なり

第八節 兌換銀行券償却合同資金の制

夫れ兌換銀行券償却の引當となるべきものは其發行銀行の全資産なり英蘭銀行

佛蘭西銀行獨逸帝國銀行其他諸國の中央銀行は何れも兌換券發行の權を有する大銀行なりと雖も其發行に係る兌換券に對しては銀行全資産の外他に引當とすへき資金一もあるとなし英虞蘭に於ける兌換券發行權を有する地方銀行蘇格蘭に於ける十個の發行銀行愛兒蘭に於ける六個の發行銀行其他北米合衆國に於ける數千の國立銀行等亦た皆獨立して其發行兌換券に對する債務を負擔せり然れとも一國內數多の銀行か兌換券發行權を有する時は銀行間の合同により相互救濟の舉に出づるを以て最も進歩せる制となすなり兌換券償却合同資金の制(The Safety Fund System)として知らるゝ合同救濟法は千八百二十九年始めて米國紐育州に實施せられし方法にして現今英領加奈陀に行はるる所のものなり

兌換券償却合同資金の制とは一言以て之を蔽へは一國に於て兌換券を發行する多數の銀行か聯合して平素若干の釀金を爲し組合中兌換義務を履行すると能はざる者生する時は其共同資金を以て之を救濟するを云ふ此方法は從來預金の場合に行はれたる相互救濟に比し一步を進めたるものとす即ち預金の場合に於ては銀行間の相互救濟は非常の場合に於てのみ行はれ未だ嘗て平素より之か計畫

を爲せしことなしと雖も兌換券償却合同資金の制は平素若干の釀金を爲し置き非常の場合に備へんとするものなり

兌換券償却合同資金の制は上述の如き趣旨に基くものにして現今加奈陀に於て完全に行はれ世人の稱賛して措く能はざる所なり然れとも其始めて實施せられし紐育州に於ては好結果を奏すると能はざりしを以て其理由は同州裁判所か若し同盟銀行中破綻せし者ある時は其全負債は性質種類の如何を問はず盡く合同資金を以て之を償ふへしとの判決を與へたるに因れりと云ふ蓋し合同資金は元來發行紙幣に對してのみ備へしものなりしに斯く廣き範圍に用ゐしむるに於ては其目的を達する能はざるに至るや必然のことのみ

加奈陀に於ては千八百九十年始めて此制を採用したり元來同國の銀行は其以前と雖も經理頗る宜しきを得破産の數寔に少なく千八百八十年迄は兌換券所持人に銀行資産の優先權を與へざりしか同年始めて之を付與するの法を制し同時に銀行の株主たるものは爾來其所有株金の外尙同額の金額を限り兌換券所持人に對して責任を負ふ可しと規定せり而して千八百九十年合同資金の制を立つるや

加奈陀の銀行制度は愈々鞏固を加へたり今其制の内容を略述すれば左の如し
各行の紙幣發行最高額は其拂込資本金の全額にして其保證準備及び正貨準備
に關しては何等の規定を設けずと雖も千八百九十二年七月十六日を限り各自
前年度平均紙幣流通額の百分五に相當する金額を醸出し之を大藏省に差入る
を要す大藏大臣は之を預り年百分三の利子を付すへし而して同盟銀行中兌換
義務を履行すると能はざる者生する時は上記共同資金を以て其紙幣の償却に
充て若し其償却高か共同資金中該銀行の持分に超過し之か爲め他の銀行所屬
の資金を減したる時は其減額に對し大藏大臣は同盟銀行に命じて更に年々其
各自紙幣流通高の百分一以内の金額を醸出し一時之を補填せしめ後當該破産
銀行の清算を待て其資産を以て之を辨償せしむ而して當該銀行は兌換停止の
時より支拂の時まで年六分の利子を支拂ふを要す

加奈陀に於ける合同資金の制大略右の如し制定以來僅に二小銀行の破綻を見し
のみにして未だ充分に同制の效力を試験するの機會に遭遇せずと雖も此制度は
紙幣所持人をして即時其所有紙幣の償却を受け破産銀行の清算結了の期まで之

を猶豫するの必要なからしむるを以て其結果兌換券の信用を高め頗る完美なる
ものと稱せざるを得ざるなり宜哉現今北米合衆國に於て此制を模倣すへしと主
唱する者輩出するに至りしや

第九節 諸國兌換銀行券制度一斑

現今諸國に行はるゝ兌換銀行券制度は保證物件の種類より之を區別するときは
獨佛に於けるか如く主として商業手形を以て保證となすもの英米に於けるか如
く政府貸上金若くは公債證書を以て保證とするもの及び我邦に於けるか如く公
債證書並に商業手形を混用するもの三種あり又正貨準備より之を區別すると
きは英國の如く或定額以上總額の準備を要するもの荷白二國の如く發行高に對
し一定の比例を以て正貨を準備するもの獨逸及び奧太利匈牙利の如く
定額以上總額準備に加るに制限外無準備發行を許し更に比例準備を加味せるも
の佛國に於けるか如く正貨準備に關し何等の制限を設けざるもの及び我邦に於
けるか如く定額以上總額準備に加るに制限外無準備發行を以てせるものとの諸

種あり然れとも諸國の兌換券制度を説明せんには以上の區分法孰れにも偏倚せずして寧ろ其發行に關する特點を基礎とせる區分法に従ふを便とす而して今此方法により諸國現行の兌換券制度の重要なるものを列擧すれば左の諸種あり

第一、定額以上總額準備制 此制は或額を定め正貨準備を要せず公債證書其他安全なる證券を時價を以て見積り保證準備となし其定額以上の發行額に對しては必ず總額の正金準備を命ずるものにして「カレンシー」主義本章第三節參照に基けるものなり

此制に所謂定額とは此制を採用する國の最小流通額を意味するものにして如何なる場合と雖も紙幣流通額が其額以内に下るとなきを豫期するを云ふ故に定額または正貨を準備するの必要なく此制の利便甚大なりとす然れとも此制たる定額以上の兌換券を發行するには必ず正貨幣又は地金の準備を要するを以て恐慌の際信用地に墜ち大に貨幣を要するに當り銀行たる者盛に兌換券を發行して其急を救ふと能はず却て恐慌を助成するの憾なき能はざるなり蓋し斯る場合に於ては銀行は既に法律の許す限り兌換券を發行したる際なるへきを以て其以上

に之を發行するの餘力を有せざるを例とす是れ兌換券の市場の需要に應じて伸縮すへき變通の效用を没却するものにして此制の大缺點なりとす

此制の標本たる英蘭銀行の制は千八百四十四年の制定に係る所謂「ピール」條例なるもの、規定する所にして同行を營業部及び發行部の二に分ち各別に經營せしめ發行部に對して當初千四百萬磅を限り政府に對する貸上金政府發行の證券を以て保證準備となし正金を準備せしめて兌換券を發行することを許し尙ほ地方に於ける紙幣發行銀行にして其發行權を棄却する時は其都度其銀行の發行制限額の三分の二に相當する額を加るとを許し其以上の發行に對しては總額の正貨準備を命せしものなり現今英蘭銀行兌換券流通總額は五千萬磅内外にして内保證準備發行定額は千八百四十五萬磅なり此定額は千八百五十五年より千九百〇六年に至る五十一年間前後十回に増加したるものにして尙ほ未だ地方銀行發行權の全部を消滅せしむるに至らずと雖も殘す所僅に百五十六萬餘磅あるのみ去れば紙幣發行權を有する地方銀行にして盡く其發行權を棄却し英蘭銀行に於て之を吸収せば同行の保證準備發行定額は大約千九百四十五萬磅に上るへし

然り而してピール氏一派の「カレンシー」主義を奉して制定せられたる右英蘭銀行法は兌換の確實を保する上に於て其目的を達するとを得たりと雖も前段に掲げたる此制の缺點は終に暴露せざるを得ずしてピール氏等の主張せる兌換券の増發を止め恐惶を防遏するの計畫は豫期に反して實に其功を奏せざりしのみならず千八百四十七年五十七年及ひ六十六年の三恐惶に際し英蘭銀行營業部の支拂準備金は極めて少額に減縮したりしかは同行は政府に請ふに行政處分を以てピール條例を中止せんとを以てし政府は止むを得ず終に之を容れ發行部をして正貨を備へず臨時保證準備發行定額を擴張し兌換券を發行するとを許し以て其急を救へり

定額以上總額準備制の強硬に失して變通の作用を缺き兌換券の效用を没却するの缺點を有する上述の如し是を以て獨逸帝國は後年其銀行法を制定するに當りピール條例に準據して其兌換券發行を律せしか條例を中止するとなくして制限外發行を爲し得るの制を探れり屈伸制限法として知らるゝもの即是なり

第二、比例準備發行制 紙幣を發行するに當り其流通額(最高額)を制限するもの

あり制限せざるものありの少くとも三分一又は四分一等其總額に比例して金銀貨又は地金銀の準備を要する制之を比例準備發行制と稱す

比例準備發行制は兌換券發行者をして常に適當の準備金を保有せしめんとを企圖するものにして一見頗る鞏固なるか如しと雖も準備金を設るの趣意を没却する缺點を伴ふものと謂はざるを得ず蓋し法律を以て準備金の割合を規定する時は銀行をして常に其法定比例に注意せしめ事業の經營を着實ならしむるの利益ありと雖も兌換券流通額一度多きに過くるときは兌換の請求俄に起り法定準備動もすれば其比例を失し終に銀行をして兌換停止を行はしむるの虞なしとせざるなり例へば流通總額に對し三分一の比例準備を要する制度なる場合に一億圓の兌換券を發行して四千萬圓の準備を有するとせんに一千萬圓の取付あるときは兌換券の流通額は減して九千萬圓となり之に對する正貨準備は三千萬圓となる即ち法定三分一なるか故に敢て差支を生せずと雖も兌換の請求愈盛にして尙其以上の取付を受くるに於ては銀行は三千萬圓の巨額なる正金を有しなから最早兌換に應ずると能はざるに至るへし然る時は世人は疑懼の念を起し先を争ふ

て兌換の請求及預金の取付を爲すか故に銀行は甚しく狼狽し終に閉店の悲疆に陥るとなきを保せざるか如し蓋し斯の如く兌換の請求預金の取付急なる場合に於ては經濟社會變調を呈するの日なれば銀行は宜しく大に其正貨準備を拂出し以て恐慌の襲來を防遏せざる可からず元來正貨準備を置くの要は此變通に資せんか爲めに他ならず然るに上述の如く巨額の準備を有しなから一片の法律の存在する爲め毫も準備金の目的を盡さしめず經濟社會の調和に力を致すと能はざらしむるは最も憾むべしとなすなり是れ比例準備發行制の第一の缺點なり

比例準備發行制は右の外尙ほ二個の大缺點を有せり即ち第二の缺點は準備の比例を定むるの困難是なり抑兌換券なるものは時と所を異にするにより其流通に緩急あり展縮其度を同ふせされは到底法律を以て準備の割合を一定すべきものに非す加之ならず準備の大小は大に經濟上に關係を有し若し其額寡きに失すれば銀行の位地鞏固ならず多きに過くれは不經濟なるを免れず故に準備の割合を定むるは極めて困難なる業なりとす

第三の缺點は恐慌の襲來其他の事由により通貨の需要俄に起るの時に中り市場

の要求に應じて盛に兌換券を増發して金融を整理すると能はざると是なり蓋し比例準備制にありては總額準備制の如く其變通作用を缺くの度甚しからされとも通例斯の如き場合にありては既に銀行が極力兌換券を發行し毫も餘地なき場合なるへければ其以上の發行は望むべからざるとに屬すと認めざるを得ず尤も白耳義中央銀行の制の如く豫め法律を以て大藏大臣は必要と認むる時は法定準備の割合を低くし兌換券の發行を許すとを得と規定し置く時は變通の働きをなさしむると敢て難きに非されとも斯る姑息の策は之に伴ふ弊害亦小なりとせず何とならば右の如き規定ある時は銀行は動もすれば法定比例の變更を出願し遂に其規定をして空文に歸せしむる恐あるのみならず亦た眞に法定比例の變更を要する場合に於ても或は其出願許否に多くの時間を要し機を逸するの虞なしとせされはなり

比例準備發行制の性質及び缺點上述の如し然れとも此制は現今白耳義荷蘭陀西班牙瑞西等の採用する所にして頗る緊要なる地位を占むるものなり是等の諸國は或は正貨準備の割合を律するに當り兌換券のみに對して定むるあり或は兌換

券及び預金の合計額に對して定むるあり其揆を一にせずと雖も其比例準備制を固守する點に於ては同一なり

今此制の標本として左に白耳義國立銀行及び荷蘭銀行の制を畧述せむ

一、白耳義 現今白耳義國に於て兌換券發行權を有する銀行は唯白耳義國立銀行のみなり同國の制は其發行總額に關しては何等の制限を設けされとも兌換券流通額及びその他の要求拂債務の總額に對して必ず其三分一以上の正貨を準備すべきとを命せり然れとも大藏大臣に於て必要と認め許可を與ふるに於ては此比例を顧みず法定以下の正貨準備を以て兌換券を發行するを得るものとせり白耳義國立銀行の制は比例準備制にして學理上數多の缺點を有し且つ其兌換券に對して實際保有する正貨の割合は他の歐洲大陸諸國に於ける中央銀行に比して遜色なき能はずと雖も同行の發行に係る兌換券は克く其價格を保ち未だ曾て兌換の實を失ひしとなし蓋し其然る所以のものは同行か正貨準備と相竝て多額の短期金貨拂外國手形を所持し且つ最も回収に便なる保證物件を有するに因らすんは非ず短期金貨手形は現今法定正貨準備中に算入するとを許され其額は正

貨に超過し二者の合計は兌換券流通額に比し約百分五十に達せり又保證物件は商業手形其他容易に正貨に引換へ得べき有價物件を以て成れり

二、荷蘭 荷蘭の制亦白耳義の制に酷似せり即ちネゼラランド銀行は事實上兌換券發行權を獨占し現今其發行總額に關して毫も制限を置かず正貨準備の割合は兌換券當座預金及び送金小切手代金の合計即ち銀行の要求次第支拂ふべき債務の全體に對して百分四十以上にして其殘餘の流通額に對しては商業手形並に擔保付貸附を以て保證すべき制なり

ネゼラランド銀行の制亦た比例準備制なるが故に該制固有の缺點を免る能はずと雖も同行の正貨保有高竝に短期金貨外國手形の額常に潤澤なりしを以て千八百六十四年現制確立以降今日に至るまで數回の大恐慌に遭遇せしにも拘らず平素金貨の輸出に何等の拘束を加るとなくして克く其兌換を維持するを得たるは頗る稱揚すべきとに屬す

第三、屈伸制限發行制 兌換券を發行するに當り平時は定額以上總額準備法に據らしめ一朝事あるに於ては相當の税を政府に納め制限以外の兌換券を發行す

るを得せしむるもの之を屈伸制限發行制と云ふ獨逸埃太利匈牙利及び我日本の制即是なり英國に於ても夙に此制を採らんと主張せし者あり千八百七十三年即ち獨逸に於て始めて此制を採用せし時に先づと二年時の出納局長ロバートロ
11氏後にシャープブルック卿と稱せられし人は一法案を議會に提出して盛に此制の利益を唱道したりしか終に採用せられずして止めり

屈伸制限發行制は非常の場合制限外發行を爲し得へき所謂變通作用を有し定額以上總額準備制の缺點たる所を補ふものとして盛に稱揚せられゼボンスの如きは若し發行稅率にして低きに失せされは其良好なる運用は期して待つへしと豫言し(Jevons, Money, p. 226 & p. 319.) 田尻博士の如きは實に是れ天下の至法宇内の珍寶なり窮切の思議と雖も豈に敢て之に過さん哉慕然超越盡界無雙の域に入ると稱賛したり(財政と金融第十六版坤第一編第二章第一節)而して其理由とする所は制限外發行に對しては銀行は發行稅の納付を要するを以て正貨國外に流出し若くは其他の原因より金融逼迫し金利昇騰する場合に於て始めて之を見るべく市調平穩に歸し金利低下するに於ては銀行は發行稅を出して制限外發行を持

續せば損失を免れざるを以て自ら進んで之を回收すへきか故に克く通貨の過不足を防ぎ金利の高下を調和するを得へしと云ふに在り然れとも此制を實行する獨逸帝國を始め埃太利匈牙利及び我日本に於ける近年の實情を見るに其所謂變通の利器たる制限外發行は平素盛に利用せられ毫も非常應變の手段たる形迹を有せず獨逸の如きは常に市場利率か制限外發行稅率以上を唱ふる場合のみならず遙に之に及はざる時と雖も制限外發行を見ると尠なからず現今の情況より推す時は寧ろ保證準備發行額を増加せしむるの得策なるを感せしめつゝあり是れ蓋し是等諸邦に於ける比年商業交易の膨脹の然らしむる所にして偶々保證準備發行額を制限するの不可なるを證するに足るものなり

加之ならず屈伸制限發行制の利益として唱へらるゝ正貨流出の場合に制限外發行を以て克く金利の暴騰を融和するを得へしとの利益も亦甚だ疑はしき斷定たるを免れざるか如し何とならばシャイウツド氏の論せしか如く獨逸に於ては正貨の流出頻々として起り帝國銀行大に其割引歩合を引上げ之を防遏せんと努むる場合に於ても必ずしも制限外發行を見るに限らず時に兌換券發行餘力綽々た

る場合往々あればなり (Quarterly Journal of Economics, 1900, XIV, p. 272.)
由是觀之屈伸制限發行制は現今最良の制度として盛に稱揚せらるゝにも拘らず決して満全の制と云ふを得ず定額以上總額準備制に比して唯僅に一步を進めたるに過ぎざるのみ蓋し此制をして所期の効果を收めしめんには保證準備發行の制限をして常に市場の需要に適應せしめ平素制限外發行を爲すの要なからしむるに如かず然れども保證準備發行額として伸縮自在ならしむるか如きは畢竟するに其制限の除去を要求するものなるか故に此制度と兩立し能はざる所なり
獨逸帝國銀行は千八百七十五年普魯西銀行を改稱したるものにして其兌換券發行の制は同年の制定に係る銀行法に基けるものなり當時同法により兌換券發行の權を與へられたる銀行は帝國銀行の外三十二行ありしか若し中途にして兌換券發行權を棄却する者ある時は其都度其發行額を帝國銀行に付與することと定めたり而して同法は是等の諸銀行の發行し得べき兌換券の總額に關しては毫も制限を設けずと雖も正貨を準備せず所謂保證準備を以て發行し得べき總額を三億八千五百萬馬克とし其内二億五千萬馬克を帝國銀行に其餘を他の三十二銀行

に配分し此定額以上の發行に對しては必ず同額の正貨を備ふべきとを命し若し必要に應じ正貨を準備せずして尙右制限以上の發行を要するに於ては其超過額に對して年五分の税を帝國政府に上納すべきものとせり

右の外同法は從來獨逸諸聯邦中に行はれたる比例準備制を加味し帝國銀行を始め兌換券を發行する銀行は皆其發行せる兌換券の總額に對して少くとも其三分一に相當する正貨を保有すべきとを命せり而して其殘餘の所謂保證準備の内容は支拂期限三箇月以内にして通常三名少くとも二名の確乎たる署名を有する商業手形たるべきものとせり

右は千八百七十五年獨逸兌換銀行法の大要なり爾來兌換券發行銀行の多數は其發行權を棄却したるを以て帝國銀行保證準備發行制限は次第に擴張せられ千八百九十六年には二億九千六百二十二萬九千馬克となり千八百九十九年に至り銀行法の改正あり其制限更に擴張せられ終に四億五千萬馬克の巨額となり其後發行權を拋棄したる銀行二個あり現今帝國銀行保證準備發行制限は四億七千二百八十二萬九千馬克なり(現今發行權を有するは帝國銀行の外僅に五行あるのみ)

獨逸帝國銀行の正貨準備は法律上發行高の三分の一を以て最小額となせとも實際保有高は頗る巨額なり即ち千八百九十年の平均は百分八十一強九十五年の平均は百分九十二強にして千九百年の平均は百分七十二弱なりき千九百年に至り比例の俄に減少せしは九十九年に於ける保證準備制限額擴張の結果なりとす獨逸帝國銀行に於ける兌換券の制限外發行は千八百八十一年始て之を見千八百九十六年以來其回数漸く増加し千八百九十九年保證準備發行高の制限擴張せられし後に於て其回数却て益増加し千九百〇七年には實に二十五回を算せり

一八一	一回	一八九三	一回	一九〇一	五回
一八八二	二	一八九五	三	一九〇二	三
一八八四	一	一八九六	六	一九〇三	七
一八八五	一	一八九七	九	一九〇四	八
一八八六	一	一八九八	一六	一九〇五	九
一八八九	三	一八九九	二〇	一九〇六	一七
一八九〇	六	一九〇〇	二〇	一九〇七	二五

而して割引歩合と制限外發行とを對照する時は割引歩合三分の際制限外發行を爲せしと十回三分半の際三回四分の際三十回四分半の際七回五分の際四十六回

五分半の際二十一回六分の際三十二回六分半の際二回七分の際六回七分半の際七回なり即ち制限外發行の總回数百六十四回の内發行税以下の割引歩合に於て之を行ひしと五十回の多きに及へり

奧太利に於ては千八百六十三年英蘭銀行の制に倣ひ定額以上總額準備法を以て奧太利銀行の兌換券發行を律し商業手形其他有價證券を以て保證準備とし其定額を二億「フロリン」と爲せしか同制の變通作用を闕ける結果として千八百六十六年及び七十三年の兩恐慌に際し一時其制限を破るの止むを得ざるに至れり千八百七十八年奧太利銀行廢せられ奧太利匈牙利銀行之に代り千八百八十七年に至り兌換券發行制を改正して獨逸の制に倣ひ五分税付届伸制限法を採用したり而して其保證準備制限は依然二億「フロリン」を墨守し正貨準備は流通總額に對し百分四十の比例を有せしむる制なるか千八百六十八年の勅令により三千萬「フロリン」を限り金貨拂外國手形を以て正貨準備の一部と見做すを承認せり奧太利匈牙利は獨逸帝國の如く商工業の進歩著しからざるを以て奧匈銀行の保證準備發行制限額は最初二億「フロリン」と確定せし以來未だ一回も擴張せられ

しとなく制限外發行も亦隨て頻繁ならず其最も顯著なるものは千八百九十八年中に起りしものにして同年二月二十三日に於ける一億〇百二十六萬フロリンの發行なりとす

我日本銀行の兌換券發行に關する規定亦た獨逸の制に則りしものなり然れども日本銀行の制は其創立の當時に於ては大に獨逸法と異なり現今と雖も全然之と同一なりと謂ふを得す今左に其沿革の大畧を述へ以て彼我の差異を明かにせむ日本銀行は明治十五年六月第三十二號布告に準據して設立せられたり而して其目的は同行をして兌換券の發行を獨占せしめ當時世上に流通せる國立銀行紙幣及政府發行の不換紙幣を償却し以て兌換の制を確立するに在りしと雖も當時是等紙幣の價格尙未だ恢復するに至らざりしかは日本銀行券の發行を差控へ明治十七年五月不換紙幣の整理其端緒を開き銀紙の開き漸く消滅するに及て始めて兌換銀行條例を發布し日本銀行をして兌換券を發行せしめたり而して其正貨準備に關しては同條例第二條の規定せし所にして其制頗る簡短なりと曰く「日本銀行は兌換券發行高に對し相當の銀貨を置き其引換準備に充つへし」と爾來日本銀行

兌換券の流通漸く増加し政府紙幣及國立銀行紙幣の償却着々行はるゝに及び明治廿一年勅令第五十九號を以て獨逸法に則り兌換銀行券條例を改正し以て現行制度の基礎を樹てり改正條例は兌換券發行の方法を其第二條に規定せり曰く

『日本銀行は前項銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つへし』

『日本銀行は前項の外特に七千萬圓を限り政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行するとを得但本項七千萬圓の内二千七百萬圓は明治二十二年一月一日以降に係る銀行紙幣の消却高を限とし漸次發行するものとす』

『日本銀行は市場の景況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外更に政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券若くは商業手形を保證とし兌換銀行券を發行するとを得此場合に於ては其發行高に對し一個年百分五を下らざる割合を以て發行税を納むべし但其割合は其時々大藏大臣之を定む』

『日本銀行は政府發行紙幣消却の爲め二千二百萬圓を限り一個年利子百分の二の割合を以て政府に貸付すべきものとす但明治三十一年以降は無利子たるへし』

『前項貸付金の償還年限及毎年償還金額は大藏大臣之を定む』

此規定に依りて之を觀るに日本銀行の兌換券發行制度は總額正貨準備法を以て原則とし特に一定の制限額を設けて保證準備の發行を認め更に必要なる場合に於ては制限外發行を許すものにして前掲獨逸の制に酷似するものなり然り而して其保證準備發行額は爾來二回の擴張を見たり即ち當初七千萬圓なりしか二十三年五月勅令を以て一千五百萬圓を増加し總額八千五百萬圓となし三十二年三月議會の協賛を経て更に三千五百萬圓を増加し總額を一億二千萬圓と改めたり是れ現今の制なり

今日本銀行の制と獨逸の制とを對照して彼我の差異を究むるに其異なる點三あるを發見す左の如し

一、獨逸の制にありては兌換券の發行額に對し少くとも三分の一の正貨準備を

要し所謂比例準備法を加味すれとも我日本銀行の制には斯る規定なし

二、獨逸の制にありては保證準備としては確實なる短期商業手形のみを用ゆれとも日本銀行の制にありては商業手形以外に政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券を用ゆ

三、獨逸の制にありては制限外發行額に對する税は年五分と定むれとも我邦の制にありては其最低率を年五分とし其割合は時宜に應じて大藏大臣之を定むるとせり

今右差異の點に就き彼我の優劣を比較するに第一及び第三の點に於ては我彼に優り第二の點に於ては我彼に一步を輸するものゝ如し抑比例準備法の不可なる所以は今之を再論するの必要を見ず中央銀行たる者は平素充分の正貨を貯へ兌換制度の鞏固確實を保證するの責任を有するものなるか故に強て比例準備の制を立てその應急の働さを妨ぐるは決して策の得たるものと謂ふ可からず又制限外發行に對し課税を要する所以のものは市場金融逼迫を告げ利率暴騰せんとするに際し其急を救ふを得せしむると同時に平時濫發の弊を豫防するの主意に出

つるものに外ならず然るに獨逸法の如く之を一定するに於ては其率低きに失す
 れは平時に於ても尙制限外發行を見るとなしとせす其率高きに過くれは金利暴
 騰の後に非れば其發行を見ると能はず隨て機を制するの能を缺けり尤も獨逸帝
 國銀行の如く損失を顧みずして制限外發行を爲すは別論なり故に其税率は法律
 を以て之を確定せす我制の如く臨機應變の處置を爲すの餘地あらしむるを以て
 優れりとす保證準備として商業手形公債證書孰れか優るやに就ては既に本章第
 七節に之を詳論せしを以て茲に之を贅せず然れとも我邦の如く信用取引未だ充
 分に發達せず手形の供給大ならざる邦國にありては公債證書の類を以て保證準
 備となすを許し以て其缺を補ふの必要あるを奈何せん

以上は同しく屈伸制限發行制を採れる獨逸帝國銀行及び我日本銀行の制度の内
 容に就き其優劣を比較せしものなるが我邦に於ても亦近年制限外の發行頻繁に
 行はれ殆ど常事の如き觀を呈せるは獨逸に於けると其揆を一にせり日本銀行に
 於て制限外發行の許可を得之を實行せるは明治二十三年三月以降前後九回なる
 が三十七年二月第九回の許可を得しより現今に至るまで絶へず其發行を持續し

つゝあるは注意すへき事實と謂はざる可からず今各回制限外發行の現はれたる
 年月及び其額の最も大なりし第三回第四回第七回及び第九回に於ける月未現在
 額中特に顯著なるものを抽示すれば左の如し

- | | |
|-----|------------------|
| 第一回 | 明治二十三年三月乃至同年四月 |
| 第二回 | 同二十七年十二月乃至二十八年一月 |
| 第三回 | 同二十八年五月乃至二十九年五月 |
| 第四回 | 同三十年七月乃至三十一年九月 |
| 第五回 | 同三十一年十月乃至同年十一月 |
| 第六回 | 同三十一年十一月乃至三十二年二月 |
| 第七回 | 同三十二年十二月乃至三十五年二月 |
| 第八回 | 同三十五年十二月乃至三十六年一月 |
| 第九回 | 同三十七年二月乃至四十二年—— |

明治二十八年十二月末日現在發行高	五五、〇八三、一四七
同 三十年十二月末日同	上 四七、三二一、六五七
同 三十三年十二月末日同	上 四一、二二〇、九〇三
同 三十七年十二月末日同	上 八三、〇四四、五二六
同 四十年十二月末日同	上 八八、二四一、九八〇

第四、最多額制限發行制 兌換券發行の最多額を定め其額を超過するを許さずと雖も正貨準備の割合は之を發行者の自由に放任するの制之を最多額制限制と云ふ此制の利益とする所は兌換券發行の最高額を律し以て其濫發を防ぐに在り抑々紙幣濫發の害は實に甚しきものにして物價爲に暴騰し投機事業爲に勃興し外國貿易は其權衡を失ひ正貨國外に流出し經濟社會を害すると蓋し之より大なるものなからん尤も兌換券にありては不換紙幣と其趣を異にし自然伸縮力を有するを以て其害毒も一時に止まるものなれとも其一時に及ぼす所の害尙ほ眞に小ならざるなり然るに其發行額に制限を置くとときは其災を未然に防くを得へし是れ此制の利益なりとす然りと雖も此制は兌換券の最大效用たる經濟社會の

需要に應じて伸縮するの作用を鈍むるの缺點を有するを以て決して完備せる制と謂ふ可からず蓋し其發行制限餘りに高きに過くる時は其結果は毫も制限なきと等しく又其制限餘りに低きに失する時は市場一旦急を告ぐるに中り盛に兌換券を供給して之を救済すると能はざるなり

右の外最多額制限發行制の缺點尙ほ一あり準備金に對し何等の規定を設けざる事是なり準備金は成るべく之を小にし發行額は成るべく之を大にするは以て發行者の利益を増長する所以なれば此制の如く準備金に關し毫も制限を設けず之を發行者の自由に任するに於ては發行者たる者時に或は安全の疆界を超へて準備金を減縮するとなきを保す可からず斯の如くなる時は其危険決して小なりと謂ふへからざるなり

最多額制限發行制の適例之を佛蘭西銀行の制となす佛蘭西銀行は千八百年の創立に係り最初より兌換券發行の權を付與せられ千八百十七年より三十八年に至る間に兌換券發行銀行の地方に起りしもの九行の多きに及ひしか四十八年の革命及び恐慌に際し相率て窮境に陥り遂に佛蘭西銀行に合併して其支店となれり

爾來佛蘭西銀行は兌換券發行の權を獨占し從來其發行最多額の制限三億五千萬法なりしか右地方銀行合併と共に大に之を擴張し四十九年末五億二千六百萬法に増加し其後八回の制限擴張あり千九百〇六年一月終に其制限額を五十八億法となせり是即ち現今の制なり然り而して佛蘭西銀行は初より正貨準備に關して毫も法律上の掣肘を受けず唯其事務規程に於て兌換券の發行額は正貨並に割引手形の現在額と相當の權衡を保ち以て兌換に故障なからしむへしと規定したるに過ぎざりしか常に克く着實なる方針を採るに努め未だ曾て其經營を誤りしとなし千八百四十八年及び七十年の兩度會々政治上の騷亂の爲め兌換券の引換を停止したれとも何れも久しからずして恢復するを得たり現今に於ては其正貨準備の如き他國諸銀行の遠く及はざる所にして千九百〇二年十一月二十日の報告に據れば其額實に三十六億法許にして當時兌換券發行額の八割強に當れり一八九四年乃至一九〇三年十年間に於ける正貨準備の平均は實に百分の八十六なり又同行の保證準備に供する商業手形は三箇月以内の短期手形にして而かも三個以上の署名あるを要するか故に最も確實なりとす元來最多額制限發行制は前述

の如く理論上決して善良なる制に非れとも佛蘭西銀行の如く鞏固着實なる方針を以て經營するに於ては實際上毫も其弱點を見ざるなり蓋し兌換券兌換の確否は其制度の優劣に依るよりも寧ろ發行者の經理方針の如何に依りて決せらるゝものと知るへし

第五、證券準備發行制 銀行の資本金其他を標準として豫め銀行券發行額を制限し國債證券其他確實なる證券を政府に預け入れしめ之に對して其額面若くは時價の一定の割合に相當する銀行券を發行せしめ正貨準備に關し何等羈束を加へざる制之を證券準備發行制と云ふ此制は確實なる證券を準備として銀行券を發行し且つ其發行に二重の制限を附するものあるか故に一見頗る鞏固なるか如しと雖も左の四大缺點を有するを以て決して良好なる制度と謂ふを得ざるなり

一、此制は正貨準備を發行者の自由に放任し毫も拘束する所なきを以て正貨準備動もすれば薄弱を告げ兌換の實を完ふすると能はざるに至るの危険を有す

二、兌換の請求大に起り正貨準備缺乏し銀行之に應ずると能はざる場合に準備證券を賣放ち資金を回收するか如きは極めて困難なる業にして非常なる犠牲を

以てするにあらずんは其目的を達すると能はざるを例とす而かも斯る場合に於て準備證券を賣放つか如きは左なきだに變調を呈せる市場を攪亂し銀行の兌換停止よりも一層大なる害惡を社會に與ふるに至らん

三、此制は發行額に制限を置き臨機之を擴張するとを許さざるを以て非常の場合銀行券を増發して市場の急に應ずるの變通作用を缺けり

四、此制は銀行券の發行額をして準備證券の額面若くは時價の一定の場合に超ゆると能はさらしむるか故に若し其時價額面上に騰貴するときは之を買入れ準備として銀行券を發行するは銀行に取り却て不利益なるに至るを以て銀行は自ら其發行を差控ふへし然るときは平時と雖も通貨の缺乏を來すの恐れあり

證券準備發行制は右の如く種々の缺點を有するものなるが現今此制を採用するは北米合衆國にして同國々立銀行紙幣發行制即是なり然れとも米國々立銀行紙幣發行制は千八百六十三年同條例制定の當初より此制を採りしものにあらずして七十四年條例改正までは一種の比例準備制を爲し又千九百〇八年五月條例に改正を加へ稍屈伸制限發行制を加味するに至りしを以て之を敘述するに當りて

は其變遷を併せ説かざるへからず

先づ發行の方法より述へんに發行の方法は條例の制定以來千九百年まで著しき改正を見さりき即ち米國に於ける國立銀行は皆同條例を遵奉して銀行券を發行するの權を有し千九百年三月同條例の改正までは合衆國政府の記名國債證券を大藏省に預け入れ「コムトロー」官より其時價の百分九十に相當する銀行券を申受け之を發行するとを許されしなり但し其時價額面以上なる時は額面の百分九十を以て制限とし且つ其總額は如何なる場合に於ても銀行の拂込資本額の百分九十を超ゆるとを得さりき然るに此制は通貨の需要俄かに増加するとあるも銀行券を増發してこれに應ずると能はず隨て銀行券の最大效用たる變通伸縮の作用を奪ひ近來米國商工業の發達と共に大に通貨を要するに至りしも銀行券之に應じて増殖せさりしのみならず却て比年公債の減少竝に其價格騰貴の結果として銀行は銀行券の保證として國債證券を預入るゝよりも寧ろ之を賣却し銀行券發行を減縮するを以て利益とするに至りしを以て銀行券の流通額愈々萎縮せんとする傾向を見たり是に於て乎千九百年條例の改正あり同年三月一日より

之を實施し各銀行の銀行券の發行額を其預け入るゝ國債證券の額面價格とし且つ其總額を改正して拂込資本額と同一たるを得せしめ之に加ふるに二分利國債を以て預け入るを許し發行額に對する稅率を低減し以て國立銀行の新設及び銀行券の發行を促したり然れとも未だ充分に其目的を達する能はざるもの、如し千九百三年は千八百八十六年以降國立銀行券の發行最多額に達せし年なりしか尙法律上發行し得へき高の百分五十五・四三に達せしに過ぎざりき

次に兌換準備制の變遷を述べは千八百七十四年までは國立銀行の銀行券は其發行銀行に於て何時にても合衆國適法貨幣 Lawful money (當時の適法貨幣は主として八百七十九年正貨引換の制確立するに及て) に引換ふへきは勿論各發行銀行は法定の大市街に代理兌換所なる者を設け支拂準備の割合は銀行券流通高及び預金の合計に對し發行銀行の所在地により百分十五以上若くは百分二十五以上たるへき制なりしか同年六月右代理兌換の制を廢し同時に前記法定準備金を以て専ら預金に對する支拂準備金となし銀行券の償却資金としては唯其發行額の百分五に相當する適法貨幣を大藏省に預け入れ以て同省に於て行ふ所の國立銀行破

損紙幣償却に資する外何等の規定を設けず主として發行銀行の自由に任せり加之ならず右百分五の適法貨幣も亦預金に對する法定準備金の一部と見做すを許せり由是觀之米國々立銀行銀行券の準備制度は當初一種の比例準備法なりしか現今に於ては全く銀行の自由に放任するの制と化せるものにして其引換準備は主として國債證券に據るものと推定するの外なく自然事あるの日に於ては到底大藏省に預け入れたる夫の百分五の適法貨幣を以て足るべくもあらず大藏省は其保管せる國債證券を賣却して兌換に應せざるを得ざるなり然るに國債證券の如きは非常の場合に於ては容易に賣却し得へきものに非ず假し賣却し得るとするも其價格の暴落を免れざるか故に此制度は決して良好なるものに非るなり現今米國々立銀行の多くは幸にして巨額の準備金を所有し頗る鞏固なりと雖も中に或は不確實なるもの往々あり一旦事を誤るに於ては累を全體に及ぼし經濟社會を攪亂するの虞なしとせざるなり

以上は千八百六十三年米國々立銀行條例制定以來近年に至るまでの同銀行券發行制度の變遷の概要なるか千九百年の條例改正を以てするも尙十分に銀行券の

増發を見る能はず通貨缺乏の弊近年愈々甚しく加ふるに千九百〇七年の恐慌は痛く國立銀行券發行制度の缺點を表白せしかは千九百〇八年五月合衆國議會は終に之か改正案を決議するに至れりアルドリッチ、ブリーランド法として知らるゝもの即是なり同法は從來の發行法に稍々屈伸制限發行制を加味したるものにして其内容は次略の如し

一、國立銀行にして現に合衆國々債を引當として其資本金の四割以上に當る銀行券を發行し且つ資本金の二割以上に達する積立金を有するものは左の二方法により銀行券の増發を出願するとを得

イ、合衆國々債證券以外の確實なる公債證書各州々債證券及び市町村其他の地方債證券―但し後者は十年以上存立し未だ曾て支拂を停止せしとなき地方にして其債券の發行額未だ管内課税物の價格の十分一を超過せざるもの、發行に係るものたるを要すを大藏省に預入ると

ロ、二名以上の署名を有し四箇月以内に支拂はるべき商業手形を擔保すると但し此場合に於ては之を國立銀行通貨組合 National Currency Association に

供託し之を經由して出願するを要す(國立銀行通貨組合とは相近接せる地方に營業し資本に缺損なく且つ其二割以上に當る積立金を有する國立銀行十行以上にして其資本金及積立金の合計額五百萬弗以上を算するもの、此目的の爲めに設立したる組合を云ふ)

二、凡そ國立銀行の銀行券の發行高は全國を通して總計五億弗を制限とし各銀行の發行高は如何なる場合に於ても其資本金及積立金の合計額を超過するとを許さず

三、合衆國々債以外の公債を準備として發行する銀行券の額は其準備債券の時價の九割とし商業手形を準備として發行する銀行券の額は其手形の價格の七割五分とす但し後者の場合にありては其發行高は當該發行銀行の資本金及積立金の合計額の三割を超過するとを得ず

四、國立銀行通貨組合を組織する各銀行は其之を經由して發行せし銀行券の償却に關し相互に連帶責任を負ふものとす

五、合衆國々債以外の證券若くは商業手形を引當として銀行券を發行する時

は既定償却基金(五分)の外尙ほ其流通額の五分に相當する金額を大藏省に預け入れ其償却保證金に充つへし

六、合衆國々債以外の證券若くは商業手形を引當として發行したる銀行券に對しては發行税として其發行の初月に其平均流通額に對し年五分の税を納付せしめ次月より毎月年一分つゝを増納し年一割に達するに及て止む其後は年一割の定率を賦課すへし

即ちアルドリッチブリーランド法は發行税を徴して或定額の範圍内に於て國債以外の公債若くは商業手形を引當として制限外の發行を許せるものにして從來の國立銀行券發行制度に變通作用を付加したるものなり然れども銀行券發行の引當物件として公債と商業手形との間に著しき差異を認め由來供給大ならずして價格動もすれは騰貴せんとする公債證書に重さを置きたるは蓋し同法の缺點にして其効果を疑はしむる點ならざるへからす加之同法は平時に於ける銀行券の發行方法竝に其償却資金に關し何等舊法を改むる所なきを以て合衆國の銀行券發行制をして依然證券準備發行制の名稱を脱すると能はざらしむるものとす

第十節 日本兌換券發行制度の變遷

本邦現行兌換券發行制度は前節に述べたるか如く日本銀行をして兌換券の發行權を獨占せしめ屈伸制限發行制を採用せるものなるか日本銀行設立以前に發行せられたる爲換會社の金券及洋銀券維新政府の發行せし大藏省兌換證券及開拓使兌換證券竝に國立銀行の發行せし國立銀行紙幣の發行制度は或は自由發行制なるあり或は最多額制限總額準備制なるあり又或は比例準備制なるものありて一様ならず其變遷を温ぬるは頗る趣味多きとに屬す

第一、爲換會社の金券及洋銀券 明治政府の劈頭第一に施せし經濟政策は金融の疏通内外貿易の獎勵に在りき明治二年政府は通商司を置き其監督の下に爲換會社を起さしめ以て金融の衝に當らしめたり是れ實に本邦銀行の嚆矢にして維新前に於ける兩替屋御用爲換方掛屋なども銀行類似の業を營みしものなりしか現今の意味に於ける銀行と稱する程のものにあらざりき其資本は富豪より之を募り政府よりも資金を貸付け預金貸付爲換の業を營み又準備金を置き金券銀券

錢券及洋銀券發行の特典を付與せられたるものなり故に爲換會社は銀行の嚆矢
たると同時に兌換券發行機關の鼻祖をなすものと謂ふへし而して爲換會社は東
京横濱京都大阪神戸大津新潟及敦賀の八箇所ハチカホに設立せられ何れも皆金券の發行
を許されしか金券の外更に東京爲換會社は銀券を横濱爲換會社は洋銀券を京都
爲換會社及大阪爲換會社は錢券を發行するを許されたりき去れと銀券錢券の二
者は別に引換準備として正貨を貯へす當時流通せし不換紙幣太政官札と交換す
るものなりしを以て一種の不換紙幣にして眞正の意味に於ける兌換券にはあら
ざりき

金券は各爲換會社何れも之を發行するを得しものなりしか其發行法は最初は
極めて簡單にして唯左の爲換會社規則の條文に準據せしものなりしか如し

第二十條 爲換手形(金券)發行に付貿易商社商人とも賣込品代り金銀五十兩以
上並洋銀五十弗以上請取候節爲換會社に正金差出し手形と引換可申規則に
付申出候節は無差支取扱遣し可申候

第二十一條 外國品買取代金相渡候節も同様買主所持の正金爲換會社へ差出

し會社手形と引替右の手形を以て外國人に相渡し荷物引取候等に付此段可
相心得事

第二十二條 爲換會社手形取扱の義は定例休日の外朝五ツ時より夕七ツ時迄
に付右刻限中可申出事

以上三箇條は當初金券發行に關する唯一の規定にして此外之を拘束すへき法令
の如き一も存せざりき蓋し爲換會社金券發行の趣旨は夫のアムステルダム銀行
ハンブルグ銀行等のバンクマネーに髣髴たるものなるへきも其發行額に關して
は別段嚴格なる制限あるとなく又其發行額と正貨準備との關係甚だ不明にして
其發行法は最も不完全なるものなりしなり
發行法右の如く不完全なりしを以て金券の發行額は専ら爲換會社の意志により
て決せられざるを得ずして爲換會社は金券を發行すると愈多ければ收益愈増加
するを見しかは相争て之を發行し創立以來未だ一年を出てすして其發行額不相
應の巨額に上り其準備金甚だ薄弱となれり茲に於て政府は遽かに危懼の念を生
し其發行額を制限するの必要を認め各會社々員の身元總高を以て比較標準とし

東京百五十萬兩、横濱百五十萬兩、大阪百八十五萬三千四百五十兩、京都六十四萬兩、大津二十六萬二千五百兩、神戸五十萬兩、新潟五萬兩、敦賀四萬千兩、通計六百三十四萬六千九百五十兩と定めたり而かも準備金に付ては政府當局の意見一致せず久しく決せざりしか明治五年に至り銀行條例頒布の議論起るに及て始めて發行額と對當なるへしと定められたり之を要するに爲換會社金券の發行法は當初は自由發行制にして後最多額制限總額準備制に化せしものとす

兌換券の發行額に對し總額の正貨準備を命する以上は其發行額を制限する必要あるとなし隨て右爲換會社金券の發行制度たる最多額制限總額準備制は無用の拘束を加へたる不條理の制度たるを免れざるなり然れども同制度の起るや前述せしか如く準備額と發行額と同時に決定せられしにあらすして發行額先づ制限せられ後準備金律定せられしを以て斯る不條理の制を生ずるも已むを得ざりしなり去れと總額準備を確定すると同時に發行額の制限を除去せざりしは非難を免れざる所とす

爲換會社の金券は明治二年以來數年間流通せしか明治五年十一月國立銀行條例

の發布と共に爲換會社解社せしを以て其流通停止せられ七年九月末日までに悉皆正貨にて償却せられたり

洋銀券は横濱爲換會社の發行に係り墨西哥銀と引換へらるへき兌換券にして金券と其歴史を異にせり即ち洋銀券は外人に對する利權回復の一手段として起りしものにして横濱爲換會社か通商司の内論を受け政府に請願し明治三年四月より發行したるものなり

洋銀券の發行法は横濱爲換會社洋銀券取扱規定に定むる所にして其發行高の制限を百五十萬弗とし墨銀本邦正貨及バンク手形を以て同額の準備を要せしものなり故に其制は初より最多額制限總額準備制なりき

明治五年國立銀行條例發布せらるゝや横濱爲換會社は第二國立銀行と改稱し洋銀券發行の繼續を出願せり政府は六年一月之を允許し同時に洋銀券發行規則を制定發布せり而して同規則中重要なる箇條は左の三箇條なりき

第二條 其發行高の總數は百五十萬弗と定め其種類は五弗十弗二十弗五十弗百弗五百弗千弗の七種たるへし

第四條 引換用意金の高は實地散布高と同額なる正非或は通貨を備ふへし

第九條 右洋銀券發行を允許するに付此銀行に於ては徵侯の爲め其抵當として實地散布高三分一たけ眞價ある公債證書又は不動産を大藏省出納寮に預け置くへし尤も此抵當物は決して銀行本業の資本に關せず全く株主家産の内を以て別段差出すへし

但三分の一の計算は半箇年間實地散布の平均高を以て之を定むへし

洋銀券は右の新規則に遵據し明治十七年まで引續き發行せられしか同年五月兌換銀行券條例發布せらるゝに及び滿一箇年の後廢止すると定められ第二國立銀行は翌年七月末日を期し之か回收を爲せしも悉皆回收を了ると能はさりしかは爾後數回の延期を請願し二十三年末に至り終に全く之か處分を結了せり

第二、大藏省兌換證券及開拓使兌換證券 明治四年新貨條例制定せられしも正貨の製造額甚た少なく一般國用を充たすと能はず加ふるに比年政府の財政困難を告げ國帑疲弊せしかは政府は同年十月以來一時應急の方便として大藏省兌換證券を製造し三井組に命し之を發行せしめ新貨出來次第追々引揚ぐるととなせ

り而して其發行の方法は總額を六百八十萬圓とし其八割を大藏省の使用に供し二割を三井組の融通に供せしめ發行總額に相當する準備金を貯へ内半額(在來貨幣九割新貨一割)を三井組に交付し引換に應せしむるにありき故に大藏省兌換證券の發行法は總額準備制なりと謂ふを得へし

開拓使兌換證券は明治四年十一月開拓使の稟請により北海道開拓の資金を補充する爲め發行を許せしものにして其様式及發行手續は略大藏省兌換證券に准すと雖も其發行總額を二百五十萬圓と定め通用期限を十箇年とし開拓使より三井組に交付すへき引換準備金を發行額の三分一と定め期限後開拓使及三井組に於て悉皆償却すへきを約せるものなり故に此證券の發行法は純然たる比例準備制なりとす

大藏省兌換證券及開拓使兌換證券は何れも一時の權宜により發行せられしものにして前者は新貨幣出來次第後者は十箇年を限り正貨を以て償却すへきものなりしか其小紙幣の製造粗笨なりしより描改贋造多く行はれ中途引上の必要を感せしと政府財政の窘迫其他種々の事情とは屢々其償却法に變更を加ふるの止む

を得ざるに、出てしめ又開拓使兌換證券の償却は大藏省に於て之を引受くることとなり終に八年一月十五日第三號布告を以て兩者とも太政官札民政部省札と同一の方法を以て回收せらるゝに及びて是等兌換證券も亦公然たる不換紙幣と化せり

第三、國立銀行紙幣 國立銀行の創立は明治五年十一月の發布に係る國立銀行條例に由來するものにして其創立の主たる目的は第一商業上の金融機關を完備せしめ第二政府紙幣を償却整理するに在りき而して紙幣發行の方法は先づ銀行をして其資本金の六割に相當する政府紙幣を上納せしめ金札引換公債證券に換へ更に該證券を大藏省に預入れ同額の銀行券の交付を受けて之を發行せしめ之に對し資本金の殘部即ち十分四の本位貨幣を貯へ兌換に應せしむるに在りき今之に關する條例の要點を掲げは左の如し

第六條

第一節 凡そ國立銀行は人口十萬人以上の都會の地に於ては五十萬圓以下の元金にては創立するを許さす尤も十萬人未滿一萬人以上の地ならば二十萬圓の元金にて取建ることを得へし

但し一萬人未滿三千人以上の地ならば大藏卿別段の詮議を以て五萬圓迄の元金にても取建つることを許すことあるへし

第二節 國立銀行は右元金高の目的に従ひ其創立の許可を得開業免狀を受くる前に大藏省出納寮へ政府の公債證券を預くへし

第三節 其高は元金高の十分六にして次條に掲載する入金割合に従つて之を上納すへし

第四節 此公債證券は此條例に従つて銀行より發行する紙幣の抵當となるものなれば出納頭は此銀行永繼中は正に之を預り置くへし
(但書略す)

第五節 銀行元金の十分の四は本位貨幣にて之を社中に積立右公債證券の代りとして紙幣寮より受取る通用紙幣の引換準備に充つへし

第八節 譬へは元高五十萬圓を以て創立する銀行なれば
内

參十萬圓は

太政官又は民部省より發行する金札又は大藏省より發行する新紙幣を以て直に之を大藏省に納むへし

貳十萬圓は

本位貨幣を以て銀行に積立紙幣引換の準備とすへし

第九節 大藏省に於ては右參十萬圓の金札又は新紙幣を銀行より受取諸般の手續をなして後同員數の記名公債證書を銀行に渡すへし

第十節 銀行の頭取支配人は其公債證書に其社の見認印をなし其姓名を書込み再び之を大藏省出納寮に納めて其受取證書を乞受くへし

第十五節 右銀行にて其紙幣發行の際に於ては常に其三分の二の割合を以て準備正金を現存するを交通の程度として紙幣正金とも便宜之を資用すへし但紙幣の皆高を發行して後其引換多くして三分の二の正金にて引換方差支ゆることあれば其三分の一は別に他の正金を加へて之を引換へ聊も之を拒み又は之を怠るへからす

即ち國立銀行紙幣は不換紙幣の代りに發行せらるへき兌換券にして其發行制度

は米國舊國立銀行條例(千八百七十四年以前の條例に倣ひ實に純然たる比例準備發行制なりとす然れとも米國の制は當初下落せる不換紙幣 *Lawful money* に引換らるへきものにして後(七十九年以後)其價恢復の運に向ひしものなるか我國立銀行紙幣は當初本位貨幣たる金貨と兌換せらるへきものにして後次第に述ふる所の條例の改正により不換紙幣に兌換せらるへきものに化したるの差ありとす明治五年十一月國立銀行條例の制定と共に政府は各地の爲換會社に命するに其解散若くは改稱を以てし銀行紙幣千五百萬圓を製造し大に國立銀行の設立を期待せしか同條例を遵奉して起りし國立銀行は僅に四行其發行紙幣下付高僅々百四十二萬圓に過ぎずして全く政府の計畫と齟齬せり而して其主たる原因は不換紙幣の増發と其結果たる銀行收益の縮少とに在りき當時政府の財政窘迫を極め不換紙幣大に増發せられ加るに藩札引換の爲めに二千三百萬圓廢藩置縣及各地爲換會社解散補助の爲めに八百萬圓の發行あり紙幣流通額合せて一億三千萬圓の巨額に及び其價格漸く下落し正貨頻りに海外に流出し銀行紙幣發行せらるれば從て取付られ須臾も市場に流通せず各銀行は損失を恐れて敢て紙幣を發行せ